

令和3年

第1回定例会

会議録

令和3年3月10日

令和3年第1回 江差町議会定例会

(第1号)

◎ 期日及び場所

令和3年3月10日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
〔議長 諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について
〔町長 行政報告〕
- 日程第 5 報告第 1号 令和元年度江差町教育委員会に関する事務の管理・執行状況の点検・評価報告について
- 日程第 6 議案第17号 江差町かもめ島交流拠点づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 1号 令和2年度江差町一般会計補正予算(第18号)について
- 日程第 8 議案第25号 令和2年度江差町一般会計補正予算(第19号)について
- 日程第 9 議案第 2号 令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第10 議案第 3号 令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第11 議案第 4号 令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第12 議案第15号 令和2年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第 5号 令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第26号 工事請負契約の締結について
〔町長 ～ 令和3年度町政執行方針表明〕
〔教育長 ～ 令和3年度教育行政執行方針表明〕
- 日程第15 一般質問
- 日程第16 議案第 6号 令和3年度江差町一般会計予算について
- 日程第17 議案第 7号 令和3年度江差町国民健康保険費特別会計予算について

- 日程第18 議案第 8号 令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第 9号 令和3年度江差町介護保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第10号 令和3年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第11号 令和3年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第12号 令和3年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第13号 令和3年度江差町奨学金特別会計予算について
- 日程第24 議案第14号 令和3年度江差町水道事業会計予算について
- 日程第25 議案第16号 江差町財政調整基金の処分について
- 日程第26 議案第18号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第19号 江差町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第20号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第21号 江差町医師研究資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第22号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第23号 江差港港湾地域内公有水面埋立に係る意見について
- 日程第32 議案第24号 町道路線の廃止について
- 日程第33 議案第6号～議案第14号
議案第16号
議案第18号～議案第24号
令和3年度江差町各会計予算並びに関連議案中

議会事務局・総務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局 所管分

まちづくり推進課 所管分

財政課・税務課 所管分

- 議案第 7号 令和3年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 議案第12号 令和3年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 議案第16号 江差町財政調整基金の処分について

◎ 出席議員（11名）

議	長	打	越	東	亜	夫
副	議	萩	原			徹
議	員	薄	木	晴		午
	〃	飯	田	隆		一
	〃	室	井	正		行
	〃	塚	本			眞
	〃	西	海	谷		望
	〃	小	梅	洋		子
	〃	小	野	寺		眞
	〃	出	崎	太		郎
	〃	大	門	和		幸

◎ 欠席議員（1名）

議	員	小	林	く	に	こ
---	---	---	---	---	---	---

◎ 出席説明者

町	長	照	井	誉	之	介
副	町	田	畑			明
教	育	太	田			誠
総	務	中	川			智
まちづくり	推進課	尾	山			徹
財	政	齊	藤	敏	己	
税	務	梅	川	年	代	
町	民	竹	内			強
健	康	白	鳥	智	子	
産	業	出	崎	雄	司	
追	分	安	田	克	臣	
建	設	岸	田	雄	治	
高	齢	三	好	康	彦	
出	納	岸	田	真	由	美
学	校	岸	田	礼	治	
社	会	大	坂	敏	文	
総	務	畑		竜	哉	
まちづくり	推進課	長	尾	恵	一	

(議会事務局)

局
書

長
記

清 水
森

直 樹
直 彦

※ベルが鳴る。

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和3年第1回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、6番塚本議員、7番小梅議員を指名いたします。

(議長)

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」（報告）

議会運営委員会からの報告をいたします。

委員会の開催状況であります。当委員会は2月15日、3月1日の2日間、委員会を開催しまして、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について、協議をいたしました。

今定例会の議案、一般質問等についてであります。今定例会には、令和2年度江差町一般会計補正予算(第18号)についてを始め、27件の議案が提出されている他、議員発議として3件、一般質問は5名の通告であります。

詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

会期の日程についてですが、3月1日の委員会の協議を経て、会期の日程は、3月10日から12日までの3日間といたしました。

一般質問等についてであります。これまでと同様に、一問一答方式として、質問の回数は、再々質問まで認められております。

質問の時間についてです。従来どおり答弁を含め、60分の時間制とします。

また、質問答弁については、議員は1回目の質問から自席で、理事者は1回目の答弁は演壇により行ない、再質問以降は自席で行う事といたします。

理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来る事とし、それに要する時間は、60分の制限時間外とする事といたします。

なお、一般質問や議案等の質疑で感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため、通告した質問主旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いをいたします。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本会議の効率的な議会運営に対し、皆様のご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げまして、以上、議会運営委員会において協議した結果を報告いたします。

（議長）

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、よって、会期は本日から12日までの3日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、質問については自席で行い、答弁については、1回目は演壇で、2回目以降は自席で行う事といたします。

質問の回数は、再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行う事といたします。

また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来る事とし、それに要する時間は60分の時間制限外とする事に決定いたしました。

なお、今回の新型コロナウイルス対策として、説明、質疑及び審議に当たっては、可能な限り時間短縮に努め、迅速な議会運営を図りますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

また、議場内は、換気のため出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力のほどをお願いいたします。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容は、お手元に配付のとおりで、ご了解を願います。

(議長)

日程第3、所管の事務調査報告について、令和2年第1回定例会発議第5号、町営住宅に関する事務調査を議題といたします。

本案については、所管の総務産業常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

(議長)

はい。西海谷委員長。

「西海谷委員長」(報告)

それでは、お許しをいただきましたので、総務産業常任委員会からご報告させていただきます。

本委員会の付託の調査事件についてでございます。会議規則第78条の規定により、ご報告させていただきます。

1つ目として、調査事件、令和2年第1回定例会、発議第5号、町営住宅に関する事務調査でございます。

調査期日につきましては、お手元のとおりでございます。

3番、調査の目的。現在、本町では、江差町公営住宅等長寿命化計画(見直し版)平成29年3月にもとづき、町営住宅の改善や修理を実施中である。当計画は、平成28年度に策定され、計画期間10年間とし、その先10年間を構想期間として、平成28年度に中間時見直しが行われている。そして、本年度が、その計画の最終年度に当たります。

この間、社会情勢は、少子高齢化が進み、人口の減少も歯止めがきかない。町営住宅は、老朽化が進み、空き部屋が発生しており、一方、限られた財源の有効活用という観点から、コンパクトなまちづくりも求められている。

については、当委員会では、現状の課題を把握するため、事務調査を立ち上げ、町営

住宅のあり方を考え、提言する事といたしました。

調査の結果、(1)町営住宅の課題。多数の対応年数を超えた老朽化した住宅があり、用途廃止や建て替え予定が計画とおりに進んでいない。1つ、お風呂がないなど、居住空間として問題がある住宅がある。1つ、フェンス等の外溝が傷んでいる箇所見受けられ、修繕維持管理が行き届いていない団地がある。1つ、空室が発生しており、管理上の課題解決に向けた取り組みが必要なケースもある。

(2)町営住宅整備への意見でございます。建替えや、住宅の集約においては、町の将来像を見据えたコンパクトなまちづくりを意識し、その時期等については、現居住者の要望にも配慮した計画で行うのが望ましい。1つ、耐用年数を超えた老朽化した住宅は、修繕を含めた早急な対応が必要である。1つ、室内の設備においては、健康で文化的な生活のための最低限の設備を備えるべきである。1つ、団地敷地内において、安全で安心な生活のための外溝の整備と、日常的に維持修繕に努める必要がある。1つ、空室対応としては、公営住宅を必要とする町民の要望に沿った住居の供給に心がけ、入居条件の緩和についても検討するべきである。

以上、委員会としての報告とさせていただきます。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑、希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
町営住宅に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承する事にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については委員長の報告のとおり、了承する事

に決定いたしました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

(議長)

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、及び議会広報特別委員会から調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。
町長。

「町長」(行政報告)

寄付採納について、ご報告申し上げます。

初めに、令和2年12月24日、株式会社ZOO創業者で、東京都に事務所を置く、株式会社スタートトゥデイ代表取締役社長前澤友作様より、現金500万円のふるさと納税がございました。

前澤氏が、令和2年納付のふるさと納税約8億円の寄付先について、全国の自治体へアイデアを募っており、当町では、町のシンボルかもめ島周辺を町民の交流や観光の拠点にする北の江の島構想の実現に向け、応募したところでございます。

最終的には、全国150自治体からアイデアの応募があり、応募した自治体へ、500万円ずつ、ご寄付されたと伺っております。

今回のご厚志につきましては、一旦、江差町ふるさと応援寄付金として、受け入れ、今定例会で上程しております、江差町かもめ島交流拠点づくり基金の設置、管理、及び処分に関する条例を制定し、江差町かもめ島交流拠点づくり基金を新設ささせていただきますながら、北の江の島構想の実現に向けて、活用させていただきたいと考えております。

次に、令和2年12月18日、函館市に事務所を置く、第1生命労働組合函館営

業職支部執行委員長佐々木道也様より、町立かもめ保育園、水堀保育園、及び、町立なかよし児童会、つばさ児童会に対し、児童福祉推進のために、紙芝居3冊組み4セットのご寄贈がありました。

同組合の地域貢献活動は、平成22年度から継続されており、この間、町立保育園や幼稚園、学童保育所にご寄贈をいただいております。

ご寄贈いただきました紙芝居につきましては、保育園や学童保育所にて、活用させていただきます。

次に、令和2年12月18日、江差町字新地町27番地、プリントプラザメモリー新山信二様より、保育園児のクリスマスプレゼントとして、町立かもめ保育園、日明保育園、水堀保育園に、クリスマスながくつお菓子のご寄贈がありました。

次に、令和2年12月24日、江差町字本町38番地、株式会社五勝手屋本舗代表取締役小笠原敏文様より、図書館の図書充実のためにと現金10万円のご寄付がありました。

昭和62年に小笠原文庫を創設以来、毎年ご寄付頂き、これで、寄付総額680万円となり、購入させていただいた図書数も、令和元年度までで、1,977冊を数えました。文庫は、北海道関係資料を中心とした貴重な蔵書構成となっており、町民の利用に広く供し、地域全体に重要な存在となっているところでございます。そのため、本定例会に補正予算として提案いたしております。

また、江差町字茂尻町345番地、ASA江差朝日新聞専売所所長松崎浩様より、図書館の図書充実のためにと、図書10冊のご寄贈がありました。平成2年から継続してご寄贈いただいた図書は、今年度で1,653冊となり、町民の供用と文化の向上に寄与しているところでございます。

次に、令和3年1月22日、東京都荒川区東日暮里2丁目35番地6号、角田トシエ様及び仙台市太白区鉤取3丁目26番地16号、中屋紀子様より、お二人の共有名義となっている田沢町711番地2、面積が641㎡及び711番地3、面積が341㎡の原野、並びに田沢町711番地1、面積が89,927㎡の山林のご寄付がありました。

原野につきましては、田沢1号線の道路敷地でございます。長年にわたり、有償にて、その一部を借上げさせていただいていた土地であり、山林につきましては、町道敷地と隣接し周囲が町有隣に囲まれている土地で、併せてご寄付いただいたものでございます。

次に、令和3年2月15日、株式会社北海道新聞社事業局出版センターセンター長加藤敦様より、町立かもめ保育園、日明保育園、水堀保育園に絵本3冊3セットのご寄贈がありました。

ご寄贈いただきました絵本につきましては、日々の保育活動で活用させていただきます。

最後に、令和3年2月25日、札幌市に事務所を置く、生活協同組合コープさっぽろ理事長大見英明様より、新入学児童の交通安全への願いを込めて、交通安全ラ

ンドセルカバー50枚のご寄贈がありました。

同組合の地域貢献活動は、平成24年度から継続しており、交通安全の推進に一翼を担っているところであり、ご寄贈いただいたランドセルカバーは、入学式当日に配布を予定しております。

以上のご寄付がありました事をご報告申し上げますと共に、改めてご厚志に厚くお礼を申し上げ、行政報告を終わらせていただきます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第5、報告第1号、令和元年度江差町教育委員会に関する事務の管理、執行状況の点検、評価報告についてを議題といたします。

報告内容については、お手元に配布のとおりですので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

日程第6、議案第17号、江差町かもめ島交流拠点づくり基金設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第17号、江差町かもめ島交流拠点づくり基金の設置管理、及び処分に関する条例の制定についてでございます。

かもめの自然継承歴史文化など、地域固有資源の保存活用を図ると共に、かもめ島周辺の交流拠点づくりを促進し、まちの活性化と魅力あるまちづくりを推進すること

を目的として、江差町かもめ島交流拠点づくり基金を設置するため、地方自治法第121条第8項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し、必要な事項を定めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「まちづくり推進課長」(補足説明)

私の方から、議案第17号の補足説明をさせていただきます。江差町かもめ島交流拠点づくり基金の設置管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

議案につきましては60ページをお開き下さい。江差町かもめ島交流拠点づくり基金を地方自治法第241条第8項の規定に基づきまして、設置するための条例でございます。

この基金につきましては、まずは、ただ今、行政報告で町長の方からありました、株式会社ZOO創業者で、株式会社スタートトゥデイ代表取締役社長前澤氏からご寄付いただきました、ふるさと納税500万円について、積立てさせていただく補正予算を、この後の議案でお願いするところでございます。

今後、かもめ島交流拠点づくりにご共鳴いただき、ご寄付いただく企業版ふるさと納税やふるさと応援寄付金などを積立ながら、来たるべき、北の江の島構想施設整備に向けた事業費の一部に充てるべく、準備を進めて参ります。

第1条では、町はかもめ島の自然継承歴史文化など、地域固有資源の保存活用を図ると共に、かもめ島周辺の交流拠点づくりを促進し、町の活性化と魅力あるまちづくりを推進するため、江差町かもめ島交流拠点づくり基金を設置することを規定してございます。

第2条では、積立に関する規定、第3条では管理に関する事項を規定してございます。第6条では、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができることと規定させていただきました。

なお、条例の施行期日につきましては、交付の日より施行としてございます。

補足説明については、以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第17号、江差町かもめ島交流拠点づくり基金の設置、管理及び処分に関する
条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第18号)について、
及び日程第8、議案25号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第19号)
についてを一括して議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

暫時休憩。

(議長)

暫時休憩

休憩 10:23

再開 10:24

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

(議長)

日程第7、議案第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第18号)について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第18号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、北海道における地域づくり総合交付金の交付額の確定などに伴う財源更正や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加補正、並びに一般事業における追加補正など、25事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、5,587万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、66億6,532万3千円とするものでございます。

併せまして、繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。

それでは、私の方から補正の内容を説明させていただきます。

まず議案書でございますが、別冊になってございます補正予算議案となります。そちらの方の2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

最初に、減額補正と財源更正について、説明させていただきます。

まず、北の江の島魅力賑わい創出モデル事業と、まちづくりカフェ活動拠点整備、1つ飛んで、江差マリンビーチ運営事業、また、1つ飛びまして、江差港マリナー浮き桟橋整備、それから、一番最後の災害備蓄品整備でございますが、地域づくり総合交付金の交付決定がされた事から、財源更正を行なうものでございます。

道支出金を増額し、同額一般財源を減額するものでございますが、災害備蓄品整備については、当初、全額備荒資金組合の積立金を充当を想定していたもので、備荒資金の充当を取り止め、一般財源を増額するというような事になってございます。

また、水堀排水機場長寿命化対策と町道南が丘小学校線道路改良工事につきましては、起債の2次申請分がございましたので、地方債を増額して、一般財源を同額減額しております。

最後に、直轄港湾整備でございますが、事業費が確定したことに伴う負担金の減でございます。事業費を1,280万円減額し、地方債を1,150万円、一般財源を130万円減額しているものでございます。減額と財源更正の合計では、事業費で1,280万円の減額となり、財源内訳といたしましては、道支出金が1,420万円の増額、地方債、その他特定財源、一般財源が、それぞれ減額となっているというような内容でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加の補正でございます。

まず、農業経営次期策支援給付事業でございます。資料は、定例会資料2ページをお開き願いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響による需要の停滞など、今後の農業経営に不安を抱いている農業者に対しまして支援金を給付するもので、対象要件、給付金の額などの詳細は資料をご覧くださいと思います。補正額は910万円、全額臨時交付金を充当してございます。

次に、漁業者経営維持化安定対策事業でございます。資料は3ページとなります。新型コロナウイルス感染症の影響により、水産物等の価格が低下するなど、厳しい経営環境にある漁業者の事業継続を図るために支援を行うもので、同じく、対象者支援内容等々の詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。補正額につきましては345万円、全額臨時交付金でございます。

次に、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業でございます。資料は、ちょっと戻りまして、1ページをご覧くださいと思います。学校における感染症対策や教職員の資質向上、学習保障を図るための備品の購入などをするものでございまして、補正額は小学校費、中学校費を併せて、452万9千円、国庫支出金は400万でございますが、うち200万円が臨時交付金でございます。その他、残52万9千円は一般財源としてございます。

これ以降が、通常の事業の補正となります。

まず、地域振興派遣負担金でございます。道からの派遣職員の勤勉手当などに係る負担金で、補正額は161万7千円、全額一般財源でございます。

次に、生活交通路線維持費補助でございます。生活交通路線への補助につきましては、例年、12月定例会に補正をお願いし、令和2年度の補助につきましても、可決頂いたところですが、北海道の方で、令和2年度の生活路線維持補助の交付要綱におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等に係る運行経費の一部を支援するため、広域生活バス路線運行維持対策補助金を創設し、江差八雲線が対象となったことから、予算が不足する事となり、増額をお願いしているものでございます。補正額は、129万4千円、全額一

般財源でございます。

次に、江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立でございます。先程の議案第17号の条例により、造成される基金への積立金でございます。ふるさと納税があった500万円を全額積立るものでございます。財源は全額その他特定財源となります。

次に、養護老人ホーム入所措置でございます。入所者の増加に伴う措置費の増額で、当初予算編成時では40人と見込んでございましたが、現時点で47人となっていることから補正をお願いするものでございます。補正額は762万6千円、全額一般財源でございます。

次に、社会福祉法人が行う利用者負担軽減事業補助でございます。低所得者や生活保護受給者などの訪問介護等のサービス利用について、社会福祉法人などが、利用者の負担を軽減する場合に、その法人に助成するもので、社会福祉法人敬愛会に補助するものでございます。補正額は560万6千円、道支出金が420万4千円で、140万2千円が一般財源でございます。

次に、介護保険特別会計繰出しです。介護保険特別会計におきまして、利用人数、回数の増加、あるいは減少により、居宅介護サービス給付費などの増額や、介護予防サービス給付費の減額などの補正をいたしますが、それらに係る一般会計からの繰出金の補正でございます。相対として繰出金が増額となるため、補正をお願いする者でございます。補正額は755万7千円、全額一般財源でございます。

次に、障がい者医療給付でございます。透析患者の増加に伴う増額でございます。補正額は620万円、国庫が310万円、道支出金が155万円で、残155万円が一般財源でございます。

次に、障がい者自立支援給付審査支払等システム改修でございます。令和3年4月から施行される、障がい福祉サービス等報酬改定、及び仕様の変更に伴い、システムの改修を行うものでございます。補正額は94万1千円、国庫が40万8千円、53万3千円が一般財源でございます。

次に、子ども発達支援推進でございます。上ノ国町子ども発達支援センターの運営負担金の増額でございます。会計年度任用職員の導入による運営費の増加、それから、江差町の利用者増加に伴う利用者割りの割合の増加などにより、増加となったものです。補正額は317万2千円で、全額一般財源でございます。

次に、子ども子育て支援新制度に係る認定こども園施設型給付でございます。新規の入所者による増加と公定価格の単価に変動に伴う補正で、補正額は221万1千円、国庫が116万6千円、道費が123万円で、一般財源は18万5千円の減額となるものでございます。

次に、認定こども園広域入所でございます。認定こども園に広域入所される方が当初見込みより多くなったことから増額となるもので、補正額は58万1千円、全額、広域入所される方の住所地の町からの受託収入となります。

次に、直轄港湾整備（国第3次補正分）でございます。国の補正予算に伴う、江

差港直轄港湾工事の負担金でございまして。工事内容といたしましては、北埠頭、フェリー岸壁の改良工事となります。補正額は800万円、全額地方債を充当してございます。

次に、港湾整備事業特別会計繰出金でございます。資料は、4ページをご覧くださいと思います。港湾センター倉庫の屋根軒先が、相当程度腐食しておりまして、この度の何度かありました強風により、一部が破損したことから、撤去及び補修をするものであり、特別会計での補正に係る繰出金を補正するものでございます。補正額は169万2千円、全額一般財源でございます。

次に、図書館資料整備でございます。先程、行政報告にありました、小笠原様からの寄付金にて図書の購入をするものでございまして、補正額は10万円、全額その他特定財源となります。

補正額合計では、5,587万6千円となり、財源内訳はそれぞれ記載のとおりとさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。第2表、繰越明許費です。いずれも、今年度末までに事業を終えることが出来ない事から、翌年度に繰越しをするものでございます。町有施設PCB対策につきましては、高濃度のPCBの処理期限が迫ってきている事から、処理施設に依頼が集中してきているという事で、年度内に処理することが困難であるということで、連絡を受けましたことから、令和3年度に繰越しするものでございます。繰越しする額は、記載の通りでございますので割愛させていただきます。

続きまして、7ページ、それから8ページでございます。第3表、債務負担行為の補正です。変更と追加がございしますが、まず変更について説明させていただきます。町税滞納管理システム更新に係るシステム使用料でございますが、令和元年10月からの消費税改定により、使用料の総額が最終的に現在設定している限度額を超える事となる事から、限度額を変更するものでございます。

次に追加ですが、4月1日から、あるいは新年度直ちに事業を実施する必要があり、新年度の予算の執行が可能となる、4月1日以前に契約等の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。事業及び期間、限度額は記載のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。第4表、地方債補正でございまして。減収補てん債以外は、補正に伴い、追加変更したもので、限度額については、記載のとおりとさせていただきますと思います。それで、減収補てん債でございまして、令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた、地方消費税交付金などの減収を補てんするために、発行する事ができる事になった地方債で、減収見込みとして算出された額、全額を発行する事としてございます。なお、元利償還金につきましては、交付金の種類によりまして、100%あるいは75%の交付税です。措置される事となっております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

す。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います
がご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第18号)について、原案に
賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第8、議案第25号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第19
号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第25号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第19号)についてござ
います。

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保など、
2事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、
それぞれ3,088万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66

億9,620万5千円とするものでございます。併せまして、繰越明許費をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案でございますけれども、議案目次その2となります。そちらの3ページをお開き願いたいと思います。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保でございます。資料でございますが、定例会資料No.3となりまして、その1ページとなります。国の補助金の限度額の通知があった事から、今回補正をお願いするものでございまして、補正の内容といたしましては、経費の補正の内容の方でございますが、人員体制の確保、住民周知、接種記録システム、接種会場の運営等々に係る経費でございまして、補正額は3,087万3千円、うち国庫補助が3,083万4千円で、3万9千円が一般財源でございます。

次に、農業委員会活動でございます。会長交際費に不足が生じたため、補正をお願いするもので、補正額は9千円、全額一般財源でございます。

補正額合計は3,088万2千円で、国庫支出金が3,083万4千円、4万8千円が一般財源でございます。

次に、7ページをお開き願います。第2表繰越明許費でございます。先程、補正がございました、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保でございますが、補正した予算のうち、令和3年度に支出するものに係る予算を、翌年度に繰越しするもので、繰越しする額は2,196万8千円でございます。

説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ございませんか。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

新型コロナウイルスワクチンの接種体制についてお聞きします。

資料も先程、説明がありました。それで、3点お聞きします。

まず、この間、何回か、全員協議会等でもお聞きしておりましたが、まず、人員の体制、先程の説明の中で、会計年度任用職員などの張り付けもありますが、いずれにしても、テレビ見ていると河野大臣は必要なものはしっかりと手当すると、言っておりましたが、まず、人員の体制、国の予算の上限の中でしっかりと、現時点で、体制として十分なのか。それが1点です。

それから2点目。資料に書いてある部分についてお聞きしますが、何度も言いますが、実際にワクチンがいつくるのか。もう全然わからんという事もありますので、慌てないで、しっかりとやってもらいたいという事が大前提ですが、しかし、決められた事は、役場としては着実にやらないとならない部分もあろうかと思いますが、実施期間で、高齢者、65歳以上、4月中旬以降となっております。それで、どれだけくるかわからない中で、本当に順番なんて決めるったら、神業かなと思うんですけども、一応、現時点で、優先接種者から順に接種という事になっております。いろいろ言われておりますが、いずれにしても、江差町として、4月中旬以降どういうふうに考えているのか。前も説明ありましたが、接種券が委託で印刷して、それも配布されるかと思うんですが、この接種の優先順位というのはどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたい。

最後です。これも前に聞いておりますが、実施方法で集団接種及び個別接種で実施する方向で調整と。前にも、現状の到達点でご報告いただきましたが、改めて、今の時点で、この点に関して、報告できる内容について教えていただきたいと思えます。

以上、3点です。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「健康推進課長」

小野寺議員の3点の質問について、お答えしたいと思います。現状で、話せる部分のみになりますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、人員体制でございますが、事務職員に関しましては、3月の22日から会計年度任用職員を1名、4月1日からもう1名という事で、2名の会計年度任用職

員を配置することになっております。

接種体制に係る、例えば看護師さん、いわゆる医療従事者に関しましては、集団接種の体制等々の調整によって、少し目星を付けるというか、人数が変わってくるかなというふうには思っております。

次の、2番の実施期間のこの順番というところなのですが、ここに書いてある優先接種者から順に接種というのは、国でお話をしている、いわゆる医療従事者、その次が65歳以上の方、基礎疾患のある方、高齢者施設入所者というその順番という意味合いでございます。

3番の実施方法についてという事でございますが、昨日の段階までは、町としては、集団接種を先行的に進めて、そこで受けれなかった方達の受け皿としての個別接種という方向で考えておりました。実際、進めるとそのような形になるんじゃないかと思うんですが、今日の道新もご覧になっていると思いますけれども、先行接種の先行接種みたいな形になりますが、道に4月の19日までに入る22箱のファイザーのワクチンのうち、1箱が2次医療圏、いわゆる南檜山2次医療圏の中心地である江差町に配分されることになりました。急遽わかった事で、今これに対してどのような進め方、いわゆる接種の仕方をするかというのを、医療機関を含めて、調整検討をしている最中でございます。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

わかりました。あくまでも、国からの部分が本当に毎日のように変動しているという部分がありますので、致し方ないかと思うんですが、2つお聞きします。

まず、今後、方法論なども含めて、いろいろ変動があらうかと思いますが、先程、上限で国が示されたという部分がありましたけれども、万が一、いやいや思わぬお金が掛かるよという時には、それは当然、国の方にしっかりとてだてが付くと、そういうふうになっているんでしょうかね。もしくは、なっていないとすると、しっかりとそこは上げていく必要があると思うんですが、お金の関係が1つ。

もう1つ。優先接種者。これは国が言っているものだとする、じゃあそもそも4月中旬以降の高齢者の65歳以上は、これまさしくどの町でも、自治体でも困っている事だろうと思うんですが、江差町はどうしようとしているのか。65歳以上の部分。65歳以上の方々の部分で、接種するのはどういうふうに決めようとしているのか。75歳以上からやろうとしているのか。地域を決めようとしているのか。わかりませんけれども、どういうふうに決めようとしているのか。くるワクチンの数なんて、わからないんですよ実際ね。非常にこれ混乱する。国の大きな問題だろうと思うんですが、今江差町で考えている部分について、わかる部分でよろしいです。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

まず、1点目の、このワクチンの接種の国の交付金については、国務大臣も言っているとおり、それぞれの地域のそれは掛かる経費がそれぞれ、同じ人口ではございませんけども、全て交付するという国会答弁もありますんで、今現在、この限度額、初めて直前に示された中では、何とかやり切れるのかなという、これは感じ方をしています。ただし、それ以外のもの、これはバスの移動であったり、いろんな接種者のそういった事も含めてですね、きちっと、予算の積み上げをこれからする。

それからもう1つは、担当課長から、急遽、北海道から試験の試験のあれが入っていきまされたけども、来週中には、まず1つは、担当課だけに任せる話ではございませんので、全課の課長を集めた中で、会計年度任用職員だけいけばいいということには当然なりませんので、特に集団接種会場には、各課の職員のそれは受付になるのか、応援体制も含めてのローテも組む事を想定する。こういった事を、来週以降積み上げします。

それと、最後に、小野寺議員、65歳以上というふうに、これは本当に国からきているこういう情報でございますが、これも来週以降になるんですけども、地域割りをする事になるのかとか、非常にそういう事は難しいだろうと思います。ですから、これは、それぞれの自治体の情報、それから江差にしておけば、保健所、道立病院、民間病院の方ともやり取りしながら、もう少し、細切れに、例えば、80歳以上からなのか、75歳以上なのか。小分けをした中での、状況も想定する必要がある。それは、おのずと潤沢にきちっとワクチンが入ってくる量がですね、自治体に伝わってきてないもんですから、非常にここは、戸惑うところがありますけども、少し細切れの状況での優先順位を決めていきたく、このように思っています。

以上です。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ぜひ、なかなか、少ない情報の中で、ましてや、どうなるか、わからない中で本当にご苦労されると思いますが、最後3問目ですので、半年かかるか、1年かかるかわからない、本当に長期戦です。最後に確認したいんですが、どういう方法を取

るかとはともかく、1人も残さず、本人があくまでも接種したいという大前提ですけれども、1人も残さず接種するとすれば、集団だろうと個別だろうと、例えば、送り向かい、送迎、高齢者、一定の障がいがある方なども含めた、しっかりとしたその体制を、今からそれに向けた準備、構築する準備をやっていかなかったら、本当に漏れてくる。という事も考えられますので、ぜひその点、今からしっかりとやっていく必要があると思いますが、その点何か、協議、もしくは検討されているのでしょうか。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

まだ、全てのあれが、何度も言いますが、来週からの積み上げです。現実的には。今、小野寺議員おっしゃるのは、自宅でないと例えば接種出来ない方だとか、いろんな方もいるだろうと思いますんで、いろんなケース含めて、それは、タクシーでの送迎にならざるを得ない場合もあるし、そこに、医療従事者が行けるか行けないか。そういったところも含めてですね、それは、ワクチンの接種の責任者が我々、市町村でございますんで、十分、その辺も加味した中で、対応を順次していきたいと、このように思っています。

(議長)

質疑希望ございませんか。

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第25号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第19号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第2号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」（提案説明）

議案第2号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）

はい。次、健康推進課長。健康推進課長。

税務課長。

「税務課長」（補足説明）

おはようございます。

それでは、私よりご説明させていただきたいと思っております。

補正予算議案の25ページの債務負担行為補正になります。先程、ご審議いただきました議案第1号、一般会計補正予算、債務負担行為補正にもございました、町税滞納管理システムの使用料に係ります、国保会計負担分に係る限度額の変更となっております。こちら、令和元年10月の消費税率の増額改定に伴いまして、当初、設定しておりました限度額を超過する事から、増額補正をお願いするものでございます。当初限度額でございます、454万円に、4万8千円を増額いたしまして、458万8千円に変更するものでございます。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第5号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

11時10分まで、休憩いたします。

休憩 10:55

再開 11:10

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

日程第10、議案第3号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第3号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてで

ございます。

今回の補正の内容につきましては、居宅介護サービス給付費など、7事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,601万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,207万円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはよう」の声)

「高齢あんしん課長」(補足説明)

私より、議案第3号、介護保険特別会計の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算議案書29ページ、予算構成表をお開き下さい。本特別会計において、保険事業勘定のうち、介護保険給付費、委託介護サービス、地域密着型介護サービス、高額介護サービス給付費が、当初見込みよりも増額となっているため、サービス費用を増額補正するものです。

一方で、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、特定入所者介護サービス給付費では不用額が生じ、併せて、地域支援事業費の一般介護予防事業において、新型コロナウイルス感染症対策として、一部介護予防事業を休止したことにより不用額が生じ、そこで減額補正をする事になりました。

補正額は、増額から減額を差し引いた7,601万2千円となっております。

財源につきましては、国庫支出金2,190万7千円。支払い基金交付金2,112万5千円。道支出金978万円。一般会計からの繰入金755万7千円。繰越金1,564万3千円という内容となっております。

以上、説明を終わります、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第3号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第4号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第4号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）

おはようございます。

（「おはようございます」の声）

「建設水道課長」（補足説明）

私の方から補足説明を申し上げます。

補正予算議案の41頁をお開きいただきたいと思います。第1表債務負担行為補正でございます。

新年度、直ちに事業を実施する必要があるものにつきまして、予算の執行が可能となります4月1日以前に、入札や見積合せ及び契約の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。

1つ目です。江差上ノ国下水道管理センター他管理委託でございます。今年度で、3カ年の債務負担行為の期間が満了するものでございまして、今回、新たに、3カ年の債務負担行為補正をお願いするものでございます。限度額につきましては8,510万7千円でございます。

次の五勝手中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理委託、江差上ノ国下水道管理センター自家用電気工作物保安管理委託、江差上ノ国下水道管理センター産業廃棄物（下水汚泥収集運搬処理委託）につきましては、例年、お願いしている事業でございます。期間につきましては、いずれも令和2年度から令和3年度、限度額については、記載のとおりでございます。

最後に、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定（汚泥処理設備更新）でございます。こちらにつきましては、下水道事業団との協定により取り進めるものでございまして、期間につきましては、令和2年度から令和4年度、限度額は1億9,800万でございます。

以上が、補足説明となりますので、よろしく願申し上げます。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第15号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第15号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、港湾センター倉庫軒先撤去及び保守工事など、2事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ169万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ402万1千円とするものでございます。併せまして、繰越明許費をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

議案は、補正予算議案書44ページとなりますのでお願いいたします。

最初に、港湾センター倉庫軒先撤去及び補修工事でございますが、先程、一般会計補正予算（第18号）でもご説明申し上げましたが、港湾センター倉庫屋根軒先の撤去及び補修の工事の経費でございます。補正額は290万8千円でございます。全額一般会計からの繰入金でございます。

次に、一般会計繰出金でございます。倉庫の屋根の補修工事をするに当たって、財源として一般会計から繰入れする事となりますけれども、その繰入額を圧縮するため、特別会計から一般会計の繰出しという、経費も持っておりましたが、そちらの方を減額するものでございます。

補正額は、121万6千円を減額するものでございまして、全額一般会計からの繰入金を減額するものでございます。補正額合計では、169万2千円、全額一般会計からの繰入金でございます。

45ページでございます。第2表、繰越明許費でございますが、港湾センターの屋根軒先の工事でございますが、今年度中に完了を出来ませんので、翌年度に繰り越させていただきたいという事でございます。金額につきましては、補正額と同額の290万8千円を繰り越しさせていただきたいという内容でございます。

説明は以上でございますので、よろしくお願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第15号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第15号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第5号、令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

こちらにつきましても、私の方から補足説明申し上げます。

議案書56ページをお開き下さい。第1表、債務負担行為補正でございます。こちらにつきましても、新年度、直ちに事業を実施する必要があるものについて、予算の執行が可能となります4月1日以前に契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。

事業名ですが、水道施設の水処理等維持管理部分委託業務でございます。

次に、自家用電気工作物保安管理委託業務でございます。期間につきましては、いずれも令和2年度から令和3年度、限度額につきましては記載のとおりでございます。

以上が、補足説明となりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第5号、令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第26号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第26号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決の付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2項の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、契約の目的、陣屋円山地区町有地法面崩落防止工事、工事場所、江差町字陣屋町303番地9他。契約の方法、指名競争。契約の金額6,765万円。契約の相手方、亀田工業宏栄建設経常建設共同企業体、代表

者、檜山郡江差町字桧岱215番地、亀田工業株式会社代表取締役亀田宏でございます。

ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第26号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、町長からの令和3年度町政執行方針の表明について、また、教育長から令和3年度教育行政執行方針の表明について、それぞれ発言の申し出がありますのでこれを許可いたします。

(議長)

まず、町長の発言を許可いたします。
町長。

「町長」(執行方針)

令和3年第1回江差町議会定例会の開会にあたり、新年度の町政執行方針への私の所信を申し上げます。

海外で初の症例が確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に地球上に広がり、多方面に甚大な影響を及ぼしています。

江差町においても、かもめ島まつり、姥神大神宮渡御祭、江差追分全国大会の三大祭りの中止を初めとして、不要不急の外出や、感染拡大地域との往来の自粛、感染防止のための一斉休校による子供達の教育環境への影響など、町民の日常生活や地域経済に大変な大きなダメージをもたらし、町はこの一年間、感染拡大防止対策を図りながらも、経済を停滞させないよう、総合的な施策を展開して参りました。

感染症が終息しない今、これからは新しい生活様式を日常に取り入れて、生活や仕事をしていかなければならない状況であります。

そういった中でも、当町が人口減少や地方創生、国土強靱化などといった重要課題に対応していく上での、新たな指針として、令和2年度からスタートしました第6次江差町総合計画や第2期江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略、江差町都市計画マスタープランを基軸に据え、総合計画に掲げる誇りある暮らしを未来へ紡ぎ、みんなでつくる自分たちごとのまちづくりを、江差に思いのある全ての方々と共有しながら、全ての子どもたちが夢を描ける元気なまち、全ての町民が安全安心な暮らしを送る事ができるまち、全ての事業者と労働者が未来に希望を持って働く事ができるまち、をつくって参ります。

令和3年度は、私の2期目の集大成の年です。新型コロナウイルス感染症対策、特に町民へのワクチン接種体制等の確保を最優先課題としつつ、私に取り組む主要施策の展開方向について、四つの柱に沿って申し上げます。

1、不幸ゼロのまちの実現。

人口減少や少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の終息が見えないなか、地域医療や各種福祉分野において、私たちはこれまでに経験した事がない日常生活に直面しています。私が目指す不幸ゼロの町は、格差を生み出す要因を可能な限り取り除き、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らす。そのことによって誰もが望まない要因の苦しみをゼロにしていくための施策です。家庭の事情により、子供の学ぶ環境の格差を平準化する事を目的に、子供の未来応援事業を創設します。

校外での学びを望む児童生徒が、家庭環境によらず学べる環境づくりの一環として、要保護、準要保護家庭の子供達が、放課後に通う学習塾等の経費について一部助成し、学習支援を推進して参ります。少子化の影響と施設の老朽化が著しい北部保育所の在り方について、町としての方向性を検討して参ります。

また、運営母体である父母会から町立化の要望を受けている、水堀学童保育所については、課題などの整理をした上でどんな対応が可能か検討を進めて参ります。

高齢者福祉につきましては、地域住民や地域が主体となった、江差BASEプラス1を拠点とした活動は、さらなる充実を目指すとともに、高齢者自らが健康づくりに取り組めるよう、介護予防事業の一層の定着を図ります。

また、認知症になっても住み慣れた場所に住み続けられるよう、認知症カフェを開催し、地域全体で認知症に対する理解を深め、尊厳や生活を守るために、関係機

関と連携協力して、権利擁護についても充実させて参ります。

さらに、地域の見守り体制として、チーム江差の活動を充実させ、緊急通報システムの設置や、除雪サービスといった高齢者の生活を支援する各種施策を総合的かつ計画的に推進し、地域共生社会の実現に取り組みます。

続いて、地域医療についてでございます。

昨年10月に設立された、公的医療機関と民間医療機関が一体となって、行動方針の取り組みを推進する、地域医療連携推進法人南檜山メディカルネットワークに当町も法人理事として参加しており、医師や看護師等の医療スタッフの確保を含めた機能分担や業務連携について、積極的に関わりながら、持続可能な医療体制の構築に努めて参ります。町民の健康情報を経年的に把握できるよう一元化し、全町民からの健康相談にしっかり対応できる仕組みを整備するため、健康管理システムを導入します。

また、民間医療機関に対する地域医療連携システム運営補助や、道南ドクターヘリ及び脳血管疾患救急搬送の救急医療確保に対する支援を継続して参ります。

本格的に始まる、新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、接種を希望する町民が安心して接種できるよう、情報提供を行うとともに、医療機関等との連携を図り接種体制の構築に努めて参ります。

次に、生活安全についてです。

交通安全につきましては、2月に交通死亡事故ゼロの日、2,000日を達成しました。その継続に向けた、交通安全運動の普及啓発に努めて参ります。また、近年巧妙化する悪質商法対策につきましては、高齢者の電話による特殊詐欺、悪質商法等の被害未然防止に向けた取り組みを強化して参ります。

続きまして、昨年3月に包括連携協定を締結したサツドラホールディングス株式会社との連携事業に関してです。これからの時代は、民間の活力を社会的課題の解決に積極的に取り入れるまちづくりが大切です。また、サツドラ側も、高齢化社会が進む将来の企業活動を見通した中では、地域との連携は不可欠であり、当町における健康増進や介護予防分野との連携事業に強い意欲をお持ちです。ICTを活用した行政サービスなど、民間のノウハウ等を活用し、住民の福祉の向上を目指します。

2、産業基盤の維持・強化のまちづくり。

続いて、将来を見据え、足腰の強い産業と経済の基盤を確立するための施策についてです。

他の町にはない歴史、文化、自然といった魅力が多く残るこの町は、未来へ大きな発展の可能性を秘めています。北の江の島構想の推進につきましては、議会とも協議を重ねながら観光交流拠点に備える機能や整備方針を具体化し、関係機関との調整を急ぐとともに、民間企業への支援、協力を募りながら、着実に前進させて参ります。

稼ぐ観光まちづくりの推進に関しては、一般社団法人北海道江差観光みらい機構

の具体的なアクションプランの遂行により、体験観光、情報発信、地場産品の販路拡大といった3本柱をより強固にし、更なる飛躍を目指します。コロナ禍で人の往来が停滞する中、多くの方々を呼び込むという施策は、依然厳しいものの、新しい生活様式を踏まえた江差らしい迎える体制の構築で、当町に足を運んでいただくための対策を進めて参ります。

人の往来は必ず復活します。日本遺産、日本で最も美しい村連合といった町が持つブランド力を発信しながら、その時までには打てる対策の準備をしっかりと進めて参ります。

また、江差追分を通じて繋がるキズナを大事にし、追分関係者や多くの町民が追分に親しむ機会を創出するための取り組みを進める他、東京オリンピック・パラリンピックでの取り組みとして、札幌市内のPR会場において、江差追分を披露し広く発信して参ります。さらに、ホストタウンとして、大会終了後にアメリカの女子シッティングバレーボール団体を招聘し、選手との交流を通じて、町民が障がい者への理解と心のバリアフリーを推進して参ります。

本町の水田を活用した農業の将来を見据え、生産性の向上を図りながら、持続可能な農業経営を支えるためには、農地の区画拡大や老朽化した用排水路などの整備が不可欠であり、北海道が事業主体となりスタートする、農業競争力強化農地整備事業などについて、受益農業者の経営を後押しするための負担軽減と併せ、関係機関と連携し事業の確実な推進を図って参ります。

日本海地域における漁業生産の急激な減少、他地域と比べて低い栽培漁業の割合、漁業者の減少・高齢化といった現状を踏まえ、回遊性魚種の資源変動に左右されない前浜づくりが喫緊の課題であるものの、新たな生産体制づくりには一定の時間を要する事から、先ずもって、これまで進めてきたナマコの種苗放流や増殖事業に力を注ぐとともに、新たにエゾバフンウニの種苗放流事業を実施し、磯根資源の維持増大に向けた取り組みの強化を図って参ります。

産業界全体において、高齢化や後継者難の時代が続いています。町の前面に広がる日本海や肥沃な農地は、将来に向けて大きな可能性を秘めていますし、こういった時代に直面したからこそ、特に都市で生活している方々は、住む場所、自分の人生で何をなすべきかを考え、農漁業従事に思いを馳せる方々が少なくありません。今現在、生業として従事されている皆様とともに、次の時代の江差の産業を担う人材の確保に向けて、新たに多様な人材が就業できる仕組みづくりのキックオフ事業として、都市部へPRしながら農漁業のおためし地域おこし協力隊を実施して参ります。

林業につきましては、江差町森林整備計画に基づき、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、森林環境譲与税基金を活用し、林政アドバイザー制度に関する業務を檜山南部森林組合に委託し、森林管理制度の適切な推進に努める他、木育事業の実施や地場産材の活用について、関係機関と協議を行って参ります。

また、間伐や保育事業、野そ駆除事業等を計画的に実施し、継続的な町有林の適

正管理、森林機能の維持、保全に努めて参ります。

有害鳥獣対策につきましては、引き続き、狩猟免許の取得、更新費用、猟銃所持に係る経費を補助するなど、実施隊員の確保に努めて参ります。

商店街の拠点化と賑わいづくりとして、長らく懸案だった、旧江光ビル跡地整備に関しまして、一年を通じて、地域住民が集い活動する、住民の心身の健康づくりを支援する場として、住民生活を支える上町地区の中心的な施設整備を目指し、基本構想を作成した上で、まずは基本設計に取り掛かって参ります。

また、商店街においてはコミュニティ活動や多くの人を呼び込むための事業に対する支援などを中心に、持続可能な商店街づくり事業を新たに設け、商店の町から生活を支える町へ、をコンセプトに各種事業を展開して参ります。

地元で生産された農水産物等の消費拡大、販売促進の取り組みとしては、地産地消、外商をキーワードに、流通、販売等の一体的つながりによる産業の振興を目指し、地域産品営業プロモーション推進事業を新たに実施して参ります。

教育につきましては、教育委員会と連携し、教育、文化及びスポーツに関する総合的な施策についての協議、調整を取り進めるとともに、向こう5年間の新たな江差町教育大綱を策定して参ります。

初めに、学校教育につきましては、小学校に引き続き、令和3年度から中学校において、新学習指導要領が全面実施される事となります。新型コロナウイルス感染症の徹底した予防対策の下、将来を担う子どもたちに学ぶ意欲を育て、確かな学力と豊かな心を育成し、体力、運動能力の向上を図り、安心安全を確保する教育の充実、発展に努めるとともに、学校における、働き方改革の推進にも意を注いで参ります。

給食センターの改築につきましては、令和4年8月の供用開始に向け、事業を進める他、江差小学校屋上防水工事や同じく高圧受電盤改修などを行いながら、安心して学べる環境づくりを進めて参ります。

次に、社会教育についてです。まず、施設関係ですが、昨年度は、今後の社会教育施設の管理の在り方について、江差町社会教育施設長寿命化計画を策定しました。計画をベースとしながらも、各施設の状況を把握しながら、将来に渡りトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、社会教育施設の求められる機能、性能を確保して参ります。

文化会館については、屋上防水工事の2年目として施設西側の改修を行います。

また、スポーツ振興では、一人でも多くの住民がそれぞれのライフステージに応じた生涯スポーツに親しめる環境づくりを目指す他、町内スポーツ少年団への活動支援を行うため、引き続き、江差町民野球場ラバーフェンスへの広告を募り、その収入の一部を充当して参ります。

次に、当主の逝去により、三年近く休館となっております北海道有形民俗文化財横山家についてでございます。江差町にとっては、必要かつ貴重な歴史的文化財資源である事は間違いありませんし、強く認識しているところです。早期に解決でき

るよう引き続き取り組んで参ります。

近年、日本各地で甚大な自然災害が発生しております。町民が安全で安心して暮らす事ができる災害に強いまちづくりに、万全を期していかなければなりません。防災対策につきましては、江差町防災ハザードマップの内容を更新し、町普通河川の浸水想定洪水ハザードマップを作成するとともに、昨年引き続き、防災備蓄品及び感染症対策資機材の整備を促進して参ります。

また、町内会、自治会との連携による各種災害訓練等の取り組みを行うとともに、ごみの減量化と資源リサイクルの推進など、循環型社会の構築に向けて、協働して参ります。

空き家対策につきましては、空き家解体補助制度の活用推進のため、倒壊の恐れのある危険空き家の解体除去に対する補助を行うとともに、利活用についての方向性を見い出して参ります。

消防、救急対策につきましては、火災や救急救命用務など、迅速かつ的確な対応を図って参ります。

3、地域を支える社会基盤の整備。

町民が安全安心で豊かな日常を過ごすためには、社会資本整備やインフラの長寿命化は欠かせません。町公共施設につきましては、平成28年度に、江差町公共施設等総合管理計画を策定し、町営住宅の他、学校や社会教育施設などの個別施設計画を策定してきたところですが、庁舎他、未策定となっている施設についても個別施設計画を策定します。

道路整備につきましては、安全で安心な道路環境を念頭に、効率的かつ効果的な維持に努めるとともに、JR廃線後の新設道路として整備をしている、砂川4号通りについて、完成、供用開始に向けて取り組んで参ります。

また、新規の整備路線としまして、経年劣化により損傷が著しい、五厘沢山崎線の一部について、道路改良工事に着手して参ります。

河川につきましては、有効な河道断面の確保を図り、災害発生を未然に防止する事を目的として、2か年計画で、豊部内川の河道堆積土砂の浚渫工事を実施して参ります。

上水道事業につきましては、水道ビジョンに基づく浄水施設統廃合の一環として、引き続き、五厘沢浄水場廃止に向けて、代替え設備となる、電気計装設備などの整備を実施して参ります。

また、老朽管の更新としましては、朝日地区の更新工事を実施して参ります。

公共下水道事業につきましては、引き続きストックマネジメント計画に基づく、設備の更新工事を実施し、管渠整備は、新規未普及路線の整備として、円山地区の工事を実施して参ります。

また、これに併せて上水道老朽管布設替えと道路改良工事を実施して参ります。

港湾につきましては、港湾利用者と協議を行いながら維持、保全に努めるとともに、引き続き江差港本港地区国内物流ターミナル整備事業と江差港予防保全事業を

実施して参ります。

町営住宅につきましては、長寿命化改修工事として、社会資本整備等総合交付金を活用し、これまでで26棟111戸を改修してきており、残る2棟10戸の屋根、外壁工事を行います。

また、南が丘第2及び第4団地でシロアリが確認されていることから、その駆除対策を実施して参ります。

更に、入居率の向上を図るための一環として、浴槽が設置されていない住戸を募集する際には、浴槽と給湯設備を実施していくことを試験的に行います。

都市計画につきましては、都市計画マスタープラン、立地適正化計画に基づき、地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくりやコンパクトで持続可能なまちづくりを進めて参ります。

住宅リフォームプレミアム商品券発行事業補助につきましては、依然としてリフォーム需要が見込まれる事や新型コロナウイルス感染拡大に伴う、経済対策としまして、引き続き実施して参ります。

公園や広場などの遊具につきましては、公園に限らず、学校や北の江の島構想も含めた中で、遊具の設置を検討していく事としており、令和3年度においては、まずは、小学校で現在利用を停止している遊具の撤去後にどのような遊具を整備したら良いか、学校や児童の意向を調査いたします。

4、期待と信頼の組織づくり。

令和3年度の当初予算案においては、財政調整基金を3億8,000万円取り崩して編成いたしました。

昨年度に引き続き、3億円を超える財政調整基金の取り崩しが必要な予算編成となりました。

令和3年度においては、給食センターの建設をはじめとした公共施設等の整備、維持管理、補修といった、避けては通れない経費が引き続き多額になっていること、雇用形態の変化や社会福祉経費の増嵩といった要因が重なり、財政調整基金への依存状況が続く事が想定される現状です。

このように非常に苦しい財政状況ですが、将来にわたって地域に活気があり、発展していくためのまちをつくりあげていく予算も必要であり、旧江光ビル跡地の活用や北の江ノ島構想の推進にかかる、政策的経費も計上いたしました。

まちづくりの推進と財政健全化の取り組みは両方不可欠です。まちの将来のために、行政課題の解決を進めながらも、財政運営のあり方を模索して参ります。

歳入強化では、適正な課税と収納率の向上に努めるのはもちろんですが、ふるさと納税の増額に向けて、専門員を配置しながら強化して参ります。

激動の一年を通して、江差町役場職員の機動性や持ち合わせるアイデアを再認識しました。コロナ禍の今だからこそ、柔軟な発想と広い視野を持ち、前例踏襲や既存の枠組みにとらわれない、大胆な意識の変革が求められており、新たな課題へ積極果敢にチャレンジする職員の育成と、高度化、多様化する町民ニーズに的確に対

応できる組織体制の構築に取り組んで参ります。

以上、令和3年度の町政執行に臨むにあたり、私の所信の一端を述べさせていただきます。

その結果、予算の総額は一般会計56億9,510万円、前年度当初比6.9%増、特別会計26億1,047万2千円、前年度当初比4.1%増、水道事業会計7億3,368万7千円、前年度当初比3.8%増となったものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が日本のみならず、世界的に大きな影響を与え続けています。町民の皆様にも大きな負担があると強く感じています。令和3年度もこの影響を受けながらのまちづくりを推進していかなければなりません。逆境にあっても英知のある人間は、いつも幸福を求める道を知り、幸福に達するために順風に乗る術を知っている、これは民主主義の発展に大きな影響を与えたフランスの思想家ジャン・ジャック・ルソーの言葉です。

私は、令和3年度において、町民の皆様、議会議員の皆様、団体や民間企業の皆様など、江差を愛するあらゆる皆様の英知を結集させ、そして、このコロナ禍という逆境を全身全霊で乗り越えて、江差の明るい未来を切り開いていく覚悟です。

引き続き、皆様のご協力をお願い申し上げ、令和3年度の町政執行方針とさせていただきます。

(議長)

以上で、町長の町政執行方針の表明を終わります。

次に、教育長の発言を許可いたします。

教育長。

「教育長」(教育行政執行方針)

令和3年第1回江差町議会定例会の開催に当たり、江差町教育行政の執行に関する方針と主要な政策について申し上げ、江差町議会議員各位をはじめ、町民の皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

昨年2月からの1年余、新型コロナウイルス感染症対策が国や道、そして江差町の最優先課題となっております。昨年2月末から春休み終了までの一斉休校、新学期開始2週間後、再びの一斉休校、そして6月から始まった新しい生活様式を踏まえた教育活動は、学校教育や社会教育の姿を一変させました。ただ、様々な制限の中、大変な不自由を強いられながらも、感染防止対策を徹底し、何ができるかを学校と関係機関で、その都度協議、確認し、子供達の学びの保障に努めてきました。今後も、コロナ禍の中で最善の教育を目指し、学校や関係機関との連携を密にし、進めて参ります。

また、コロナ禍の他にも、人口減少と少子高齢化及びグローバル化や、高度情報化の進展により、社会の激しい変化は依然として続いております。更には貧困や格差問題も顕在化しています。解決すべき重要課題が山積していますが、それらの解

決の見通しが不透明な状況であり、これらの事が地域社会や家庭環境に影響を及ぼす事が懸念されております。

今般、第6次江差町総合計画を受け、目指すまちの姿の実現に向けて、その理念を踏まえつつ、江差町における教育課題の解決と新しい時代に求められる地域づくり、人づくりを目指し、令和3年度から令和7年度までの5ヵ年を期間とする、江差町教育推進計画を策定して参ります。

変化の激しい予測が困難な時代を生き抜くために、将来への夢や希望を持ち、主体的に変化に対応し、自ら考え判断していくたくましさや賢さが求められます。その延長線上に、地域社会の発展を支える気概を持った江差人の姿があり、その育成の基盤となる教育の重要性を改めて認識しております。

そのため、これからの将来を担う子ども達に学ぶ意欲を育て、確かな学力と豊かな心を育成し、体力、運動能力の向上を図るとともに、安心安全を確保する教育の充実、発展に努めて参ります。

さて、新学習指導要領が小学校においては、昨年4月より、中学校においては、本年4月より、全面実施となります。社会に開かれた教育課程の理念の下、育成すべき資質能力を明らかにし、それを社会と共有し、学校と保護者、地域、行政そして教育の主体となり、連携・協働して育てていく事が大事です。そして、全教職員の協働によるカリキュラムマネジメントの確立と主体的、対話的で深い学びの実現に向けた、授業改善を積極的に進め、教育活動の質の向上に取り組んで参ります。

子どもたちは家庭、学校、地域の宝であり、家庭の愛情で育てられ、学校の学習や生活を通して磨かれ、地域で鍛えられ光輝くという基本的な考え方に立ち、江差の特色を生かした教育活動を推進して参ります。

江差町の教育を推進する大きなテーマは、ふるさと江差に心の向く教育です。先人が築き上げた、町の歴史や文化を次世代の担い手である、子供達にしっかりと引き継いでいく事が、私たちの責務であると考え、学社融合の基でのふるさと江差発見学習を通じて、江差の魅力に感動し、郷土愛を受け継ぐ教育の推進に意を尽くして参ります。

また、江差町の学校、家庭、地域、行政が、連携、協働し、江差町総がかりで、江差町の宝である子ども達に、生きる力を育てていく事で、子ども一人ひとりに生きていく自信や希望、思いやり等が培われます。

そして、そのような環境の中で育つ子ども達には、自分の郷土を愛する心や未来を切り開く態度が形成され、その延長線上に、ふるさと江差に心が向く姿があると押さえ、生涯学習の礎となる、知を育む教育の推進に一層意を尽くして参ります。

それでは、学校教育の推進に当たって、主な項目について申し上げます。

幼児教育についてです。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要との認識がますます高まっています。幼稚園や保育園においては、幼児期の終わりまでに育てたい姿に迫るよう、幼児教育において育みたい資質・能力を明確にした教育活動を促しま

す。

また、幼保・小の合同研修やスタートカリキュラムの充実により、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を進めて参ります。

小・中学校教育についてです。

各学校においては、子どもたちが主体的に判断し、行動し、課題解決できる、生きる力をしっかりと身につけられることを目指しております。子どもたちが高い志や夢を持ち、これからの時代をたくましく生き抜いていくためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成が必要です。そのため、学校、家庭、地域社会及び行政が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、これまで以上に相互の連携や協力を図りながら、諸課題の解決に向けた取組を進めて参ります。

また、新学習指導要領のねらいの一つである、子ども達に育成すべき資質、能力を明らかにし、それを各校の経営方針に明確に位置づけ、全ての教育活動を通して、育成すべき資質、能力が育まれるよう計画し、短期間での検証と改善を進めて参ります。

基本的には、子供達にとって、通いたい学校、保護者、地域にとっては、通わせたい学校、教職員にとっては、勤務したい学校であるとともに、地域とともにある学校を目指して参ります。

確かな学力の向上は、極めて重要な課題です。指導方法の工夫改善や評価方法の検討、教員の指導力向上のための取組を継続的に実施して参ります。

基本的には、町内各学校が進める校内研修の充実を基盤とし、教員一人ひとりの指導力の向上を図ります。加えて、時間は大切な資源と捉え、一単位の授業時間が、小学校は45分、中学校は50分であり、この時間で授業が完結すること。また、授業の時間が、児童生徒一人ひとりにとって、有効な学びとなるよう工夫する事を、町内全教員が強く意識して実践する事としています。

平成21年度より、江差北小中学校が進める、小中一貫教育及び江差中学校区3校が進める、小中連携教育トライアングルサポートの推進に継続して取り組み、9年間を見通した、効果的な学びと中1ギャップ問題の解消に努めて参ります。

また、本年2月末までに、児童生徒一人ひとりに、端末1台やネットワークの大容量高速化の整備がされました。ICT機器の良さを活用した授業の実践を進めて参ります。

さらに、江差町学力向上対策会議を通して、各校の取組の成果や、課題を共有し、町としての総合的な学力向上対策の質の向上を図ります。道立教育研究所の事業、市町村教委連携研修講座を引き続き行い、町内全教職員が、教育の今日的課題の把握と最新の指導方法等の習得を図って参ります。

確かな学力を身に付ける事で、子ども一人ひとりの進路の選択肢が広がります。そのために、家庭における学習習慣や生活習慣と関わりが大変深い事から、家庭への啓発と連携を強めて参ります。

豊かな心の育成についてです。

価値観の多様化や複雑化してきた現代社会においては、規範意識や思いやりの心を培うための道徳教育の果たす役割が、ますます重要となる事から、子供達の豊かな人間性や社会性などを育む、道徳教育の充実に努めて参ります。

また、心の栄養といわれる、読書については、学校図書の充実と、家庭における家読（うちどく）の奨励、加えて、江差町子どもの読書活動推進計画の推進により、読書環境の、なお一層の充実に努めて参ります。

健やかな身体の育成についてです。

全国体力、運動能力、運動習慣等調査結果の活用を図るとともに、各学校の、一校一実践の取組を支援して参ります。早寝、早起き、朝ごはん運動の推進及び、デジタルメディア使用時間の縮小化を通し、子供達の望ましい生活リズムの育成に取り組む他、栄養教諭を中心とした食育の推進にも、引き続き努めて参ります。また、小学校3校で行っている、むし歯予防対策、フッ化物洗口の取組を継続して参ります。

生徒指導についてです。

いじめや不登校、児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応に努めて参ります。いじめに関しては、いじめ防止基本方針に則り、学校における指導体制の強化を図って参ります。とりわけ、いじめを絶対に許さない風土づくり、子供のサインを的確にキャッチできる感度の高い見守り、迅速な報告、連絡、相談と素早い組織対応の徹底を図って参ります。

また、中1ギャップ問題の解消や小中連携の取組には北海道医療大学との連携を図るなど、その充実に努めて参ります。

学校、子ども達、保護者からの教育問題や生活等に関する悩みなどの解決には、学校、保護者、スクールカウンセラー等の連携に努める他、福祉、健康等の関係機関と協議するケース会議を開催するなど、事案への対応について、スピード感を持って積極的に推進して参ります。

特別支援教育についてです。

通常学級において特別な配慮を要する、児童生徒が増加傾向にあります。子供達の個々のニーズに適切に対応するために、引き続き、各学校に特別支援教育支援員を配置し、その充実に努めて参ります。なお、幼児期より支援を必要とする子供が増加傾向にある事から、早期からの教育支援に努め、江差町特別支援教育連絡会議や江差町教育支援専門委員会の開催と、幼保小中、町の保健師及び関係専門機関との日常的な連携強化を図って参ります。

特色ある教育活動についてです。

江差北中学校区の江差北小学校、江差北中学校については、これまで取り組んできた、小中一貫教育のさらなる継続と充実に努めるため、学校管理規則を改正し、平成31年4月より、小中一貫型小学校中学校としてスタートしました。今後も、本制度を効果的に活用し、9年間を見通した、切れ目のない効果的な学びを推進します。また、コミュニティスクールのメリットを生かし、学校運営協議会制度の充実

と発展を目指して参ります。

江差中学校区についても、さらなる小中連携を強化して参ります。また、令和元年10月より、江差中学校区3校、それぞれ、コミュニティスクールが導入されました。今後とも、地域とともにある学校づくりの充実を図って参ります。

ふるさと教育の推進については、その中心的な取組である、ふるさと江差発見学習を、社会教育との融合事業として、一層の充実を図って参ります。また、引き続き外国語指導助手を配置し、外国語並びに国際理解教育の充実を図って参ります。

防災教育についてです。

東日本大震災や近年顕在化している、大雨災害から得られた教訓を防災教育に生かすとともに、風水害や暴風雪等への対策など、命を大切にする教育の充実を図り、日常的な活動の中で防災への備えを育んで参ります。

登下校の安全対策です。

これまでも各中学校区の健全育成会、PTA等の連携や協力により安全の確保に努めてきたところですが、今後もこれらの活動を側面的に支援していくほか、地域や学校の実情に応じた、安全体制の一層の強化に努めて参ります。

環境情報教育についてです。

環境教育については、調和のとれた児童生徒育成の観点から、江差の恵まれた自然を授業に取り入れるなど、環境を生かした学習に取り組みます。

また、持続可能な社会の構築の視点からの学習の工夫を促して参ります。

情報教育については、情報化社会に対応できる人材の育成を目指し、情報活用能力の育成や情報機器を利用する上での、モラル・マナーの指導の徹底を図って参ります。また、プログラミング教育の適切な実施に向け、引き続き教員の研修の充実を図って参ります。

児童生徒及び保護者の地域の期待に応えるため、学校は目指す子供の姿を具現化する事が重要です。そのために、校長には、教育のプロとして、教師集団を育成する事が求められています。

また、信頼される学校であるための学校経営が求められていると同時に、外部の声に耳を傾け、適切に課題をとらえ、解決できる能力が求められます。教育委員会としましても、校長の経営手腕の発揮に関する支援に努めて参ります。教職員の資質向上についても、学習指導や生徒指導における小中学校間の情報交流を自分の実践に生かす事や、授業研究の促進を図るための授業公開を積極的に奨励する他、道立教育研究所の事業による、特別講座の継続と学習規律や生活規律の確立と定着を図る各学校の取組を支援して参ります。

日本の教員の長時間にわたる過重な勤務実態が、教育現場での大きな問題となっております。教員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活の質や教職人生を豊かにする事で、自らの人間性や創造性を高め、子供達に対して効果的な教育活動ができるようになる事が、学校における、働き方改革の目的です。

これまで、教員の在校時間を客観的に計測するシステムにより、退勤時間が早ま

り、時間外勤務が減少する傾向が見られます。この他、月2回以上の定時退勤日、年2回以上の時間外勤務等縮減強調週間、長期休業中の学校閉庁日の設定や、留守番電話対応、メールによる連絡対応、部活動指導に関わる負担軽減等により、学校における、働き方改革を進めて参ります。

教育委員会では、教育委員会の権限機能の充実が求められている事から、今年度も指導主事を配置し、学校現場への支援体制を整えて参ります。

特に江差小学校については、令和2年度の正面普通教室棟の屋上防水改修工事に引き続き、残る特別教室棟と旧幼稚園棟の屋上防水改修工事を実施する他、電気設備の改修を図って参ります。

また、学校給食センターの移転改築については、令和4年8月の供用開始に向け、今年度、基本実施設計を行い、工事に着手して参ります。

今後も、児童生徒の安全で安心な教育環境の整備に努めて参ります。

次に、社会教育の推進に当たって、主な項目について申し上げます。

最初に青少年家庭成人教育について申し上げます。

青少年の健全な育成を図るためには、学校、家庭、地域、それぞれが持つ教育力を活かしながら、取り組む必要があります。そのため、子供達の夢を育み、地域全体で子供達を支える活動が重要です。江差町青少年健全育成会議を活動の中核として、地域や家庭教育サポート企業と連携した、子供の見守り活動や、みんなで育てるえさしっ子運動を更に展開し、子供達の安全で安心な町づくりの意識の醸成に努めて参ります。

一方で、子供達が地域に誇りを持つ、あるいは基礎的な力を身に着けるためには、学校教育と社会教育が融合した事業を推進する必要があります。町内全小中学校に導入されました、コミュニティスクールの充実に努め、学校・家庭・地域が一体となって、地域とともにある学校づくりを目標に、更なる支援をして参ります。

また、全小中学校での江差追分の学習をはじめ、地域の人材と素材を学校教育に取り入れた、ふるさと江差発見学習や子どもスイミングスクール、スキーレッスンなど、地域の大人が講師となって、地域の子供達を育てる学習支援、環境づくりを大切にするとともに、親子参加型の体験事業として、上ノ国町教育委員会と連携し、上ノ国ダム周辺での溪流釣り体験や高齢者の知恵や技能を活用した世代間交流など、子どもの居場所づくり事業についても継続して参ります。

家庭教育の充実についてです。

学校やPTA連合会と密接な連携をし、家庭教育における支援を図って参ります。そのため、昨年度実施した、町内児童生徒の社会教育調査を分析し、家庭教育講演会の開催や単位PTAの活動の支援に向けた活動を展開して参ります。

成人教育についてです。

一人でも多くの町民が参加しやすい講座を設けるとともに、役場の各課が展開している各種事業や町内サークル団体との融合を図りながら推進して参ります。そこで学んだ事を地域づくりに還元し、将来的に地域の人材として、活躍できるような

仕組みづくりを展開して参ります。

図書館活動の推進についてです。

乳幼児から高齢者まで全ての町民が、生涯にわたり本に親しみ、豊かな心を育む読書環境の充実を目指して参ります。乳幼児から児童生徒までは、ボランティア団体と連携しながら、ブックスタート事業や読み聞かせ会などを継続するとともに、学校との連携では、移動図書館車の運行や団体貸し出しなど、成長に合わせた、本選びや読書への関心づけを行って参ります。

また、週2回、午後7時まで、開館時間の延長についても働く世代や学生を中心に図書館利用者が増加している事から、継続した取組みを推進し、図書館ファンの獲得に向け、広報活動を展開してます。さらに、江差町子供の読書活動推進計画に則り、江差町の子供達が一層読書に親しみ、良い読書環境の充実に努めて参ります。

芸術文化活動の推進についてです。

昨年度、新型コロナウイルス感染症のために、殆どの事業が中止となりました。そのため、感染予防対策に十分留意をし、町民の文化振興のために、活発に活動している江差町文化協会主催の江差町民文化祭や加盟団体による、みちくさ事業について、更なる充実に向けた支援を今後も行なって参ります。

また、文化振興の中心施設である、江差町文化会館の利活用を促進するため、指定管理者による、文化会館利用者のための自主事業を支援し、町民も気軽に親しむ、施設利用を目指した事業展開の充実を図って参ります。

文化財保護についてです。

平成28年度に地域の文化遺産を保存活用していくためのマスタープランとして、江差町歴史文化基本構想を策定しました。この構想に掲げた、歴史が暮らしにとけこみ、生活のリズムを刻むまちという目指す姿に向かって、町民、専門家、行政が参加する組織、エエ町江差宝箱会議の充実を図り、歴史的、文化的資源がしっかり保存活用できる環境を作って参ります。

旧中村家住宅などの指定文化財の保護については、文化財保護法などの法律、条令に則り、江差町歴史文化基本構想での保存活用策と関連させながら、対応して参ります。

また、旧檜山爾志郡役所（江差町郷土資料館）の展示内容をリニューアルして参りました。さらに、今年度は、旧檜山爾志郡役所の一室にJR江差線についての展示を整備します。町民や観光客の皆さんに、見学していただくよう展示内容の充実を図って参ります。

当主の逝去により、三年近く休館となっております、北海道有形民俗文化財横山家についてですが、江差町にとっては、必要かつ貴重な歴史的な文化財資源である事は強く認識をしているところです。江差町、横山氏ともに建物などを保存活用していく事は、共通の認識として一致をしているところでありますので、引き続き、国指定重要文化財の可能性を北海道と連携しながら追求していくとともに、所有権を

含め、保存活用策について、早期に解決できるよう取り組んで参ります。

また、町内の無形民俗文化財である郷土芸能ですが、次世代への継承を確かなものとするため、各保存会の意見を取り入れながら、後継者育成を支援して参ります。

これまで課題となっておりました、専門職員としての学芸員ですが、4月から考古学専攻の学芸員1名を採用する事になりました。そのため、水中考古学の分野でもあります、開陽丸遺跡の整理を始め、文化財行政の充実に向けた取り組みを進めて参ります。

スポーツ活動の推進についてです。

地域の特性を活かしたスポーツ振興、町民のライフスタイルに合わせたスポーツに親しむ環境づくりを目指して参ります。

パークゴルフ愛好者は近年増加しております。町内3カ所で町民が自主的に開設している、パークゴルフ場への管理運営に対する支援を今後も継続して参ります。

また、海の町として一人でも多くの町民が海に親しむ機会を設けるために実施しております、えさしアミューズシーフェスタですが、年々、参加者が増加し、好評を得ております。しかし昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のために、事業が中止となりました。改めて海洋性スポーツの充実とかもめ島周辺の賑わい創出を図るために、今後も引き続き、開催して参ります。

江差町運動公園関連では、引き続き、球場ラバーフェンスへの広告募集を行い、スポーツ少年団活動への助成を行って参ります。さらに、町民野球場のネーミングライツパートナーとして選定されました、道南うみ街信用金庫様が名付けた新しい愛称、うみ街信金ボールパークの愛称浸透をこれまで以上に図り、より一層、多くの町民に親しんでいただけるよう推進して参ります。

社会教育施設の長寿命化についてです。

町内社会教育施設の長寿命化計画として、江差町文化会館、江差町運動公園、江差町弓道場、水堀町民プール、朝日町民体育館、の5施設の計画策定が終了しました。いずれの施設も建設から相当年数が経ち、躯体の老朽化が進行している現状です。今年度は、長寿命化計画に則り、江差町文化会館の西側屋上防水改修工事を実施します。

また、他の施設についても、トータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、施設の求められる機能、性能を確保するために、計画に沿って今後の施設の在り方や修繕方法を検討して参ります。

以上、令和3年度の江差町教育行政執行に当たっての基本方針を申し上げます。

江差町教育委員会は、町長が主催する、総合教育会議に積極的に参画し、教育大綱や江差町教育推進計画を基に、全ての児童生徒の学力の向上を図りながら、江差町が誇る豊かな自然や優れた伝統文化が根付く環境の中で、しっかりと生きる力を育むために、真摯に教育行政を執行して参ります。

また、教育行政全般にわたる点検評価と外部評価委員による評価を通じ、行政の透明化と説明責任を果たして参ります。

町民の皆さま並びに町議会議員各位の各別なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(議長)

以上で、教育長の教育行政執行方針の表明を終わります。

(議長)

1時まで、休憩いたします。

休憩 12 : 16

再開 13 : 00

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

日程第15、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、5人の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可致します。

(議長)

まず、塚本議員の発言を許可致します。

塚本議員。

「塚本議員」

第1回定例会から私の3問の質問をさせていただきます。

さっそく質問事項に入らせて頂きます。

第1問目ですが、第8期江差町高齢者福祉保健事業計画の策定についてお伺いいたします。

介護保険が開始から20年を経過、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、いかに高齢者の健康寿命を維持し、介護に頼らない健康な生活を続けられるように支援していくことが重要であります。それにより、町民の介護保険料の上昇を抑えていくことが喫緊の大きな課題と考えております。

既に新年度においては、介護保険料が上がっていく計画となっており、町民の介護保険料の上昇を抑え、現行の事業を継続していくために、先般、社会文教常任委員会からの報告もあつたとおり、要介護者の増加をいかに抑制し、介護予防を中心とした対策、特にフレイル対応強化が重要と考えております。

当事業の第8期計画における、これまで実施してきている対策に加えて、新たな

フレイル対策、強力なフレイル対策があるとしたら、それらについてのご説明をお願いします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員の1問目、第8期江差町高齢者福祉計画の策定についてのご質問にお答えいたします。

まず、第8期計画策定では、昨年の社会文教常任委員会の報告にありました、要介護者の増加を抑制し、健康年齢を延伸する取組の重要性については、介護保険制度の持続可能性の確保には欠かせない課題として参考とさせていただきました。

本計画は、これまでの第6期、第7期同様に、高齢者が健康で安心して暮らせる町を基本理念に掲げ、当町の実情にあった地域包括ケアシステムの深化、推進を図ることとしております。

ご質問にありました、介護予防、フレイル対策につきましては、第7章高齢者福祉施策の推進、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取組の推進の中で、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応した、きめ細やかな事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していきます。と方向性を示させていただいております。

具体的には、高齢者を対象としたいいき健康教室をはじめ、町内各地で地域と連携した転ばん塾等の事業を継続開催してまいります。

新たな取り組みとして、高齢者への直接指導だけでなく、高齢者生活に関わりの深い、介護支援専門員、ケアマネジャー、医療介護関係者を対象とした運動や健康づくりの方法を学ぶ講座を開催いたします。サツドラホールディングスとタイアップして、専門性のある方々に、自らフレイル予防にも効果のある知識を学んでもらうもので、ここで学んだ運動方法や効果は、高齢者等にフィードバックしてもらうことで自宅でもできる介護予防を普及させることを目指しております。

また、まるやまトレーニングコーナーを活用したフィットネス講座を開催します。体組成計と運動機能分析装置の測定データを参考として、個々に合わせた運動や栄養指導等を行うもので、サツドラホールディングスとの連携でWi-Fi環境を活用してオンラインでも開催いたします。その他にもマシンを正しく使用するための指導者養成講習、オンラインによるパーソナルトレーニング体験なども計画し、介護予防に対する興味関心を高めていただき、自ら進んで身体運動に取り組み、成果を実感していただけるよう様々な工夫をしながらフレイル対策、介護予防に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

新たな取り組み何点か紹介が、町長からありましたが、昨年もですね、非常にこのコロナ禍における集まっての、なかなか介護予防が厳しい状況にありました。特にコロナ禍の中において、孤立している高齢者の方が多くいらっしゃいます。こういう方が、色んな介護予防に出てこれない、それを起因としてフレイルに陥る。こういうのも十分可能性があります。

コロナ禍におけるフレイル対策を具体的な、昨年の教訓を活かした対策等があればお伺いいたします。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

コロナ禍の中でのフレイル対策、介護予防の取り組みでございますが、実際にはチラシとかで運動指導をさせて頂いたりといった部分をやってきたことがあります。

で、新年度に向けて昨年度から取り組みをしていますのが、主任ケアマネの方に iPad を実は配らせて頂いておりまして、そちらの方に色々な情報を共有できるような仕組みを、去年から取り組んでおります。実際にケアマネジャーの人たちとかが、介護を必要とする人たちとの関わりが不可能ですから、そういうところから運動の仕方を伝えていこうと。で、今年度更に具体的にもっと深めていきたいということで、サツドラホールディングスとの連携事業をやっていくということで、各家庭においての運動が続けれるように、そういうふうな取り組みをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

(議長)

はい、いいですか。

はい、塚本議員。

「塚本議員」

はい、1問目については詳しくご説明頂きましたので、今後とも孤立している方々の対応をしっかりとお願いしたいと思っています。

(議長)

はい、じゃあ2問目。

「塚本議員」

では、2問目に入らせて頂きますが、旧江光ビル跡地の活用についてであります。

長年の懸案事項である旧江光ビル跡地の活用計画が動きだしてきました。町民の多くは、町財政等の厳しさもあり、大きな箱物の建設には否定的な意見が多いと私は感じております。

平成28年に江差商工会より、江光ビル跡地活用に関する提言書も出されておりますが、これらの提言も踏まえながら、駐車場を一定程度確保し、できるだけコンパクトで町民が気軽に活用できる施設が望ましいと考えますが、町の基本的な考え方をお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の2問目の旧江光ビル跡地の活用について、町の基本的な考え方に関するご質問にお答えいたします。

当該地はかつて江光ビルが建ち、江差町の繁栄の象徴でしたが、ビルのシャッターが下りてから19年が、また解体からは5年が経過いたしました。ご承知のとおり、江差商工会におかれましては、ビル解体後の敷地活用について数度の検討を重ねられ、いくつかの活用パターンをご提言頂いており、それらをベースとしながら町として種々検討してきたところでございます。

今般、旧江光ビル跡地周辺の拠点整備にあたり、私の整備に向けた基本的な考え方として、地域の方々を中心として、特に平日に利用するための交流と健康増進のための施設としたいと、構想の原案を江差商工会並びに議会へお示しさせていただきました。

町民はもとより、域外を含めた幅広い年代、客層の方が多く訪れることにより、新たな繋がりや交流が生まれ、多様なコミュニティ活動、文化的活動に繋がる施設、加えて地域住民が1年を通して雪や雨等の天候を気にすることなく、介護予防や健康増進に寄与する、それにより住民の健康年齢を高めながらいきいきと元気な町民が多く住む町としていきたいと考えております。

また、町の賑わいを創出する新しい江差の顔を中心市街地に整備することで、人が集う、人の流れが生まれ、結果、商店街振興と活性化を図ることを目指すものです。

いずれにいたしましても、跡地は全体で344坪と限られた面積しかありません。議会はもとより商工会や地域、そして広く町民からのご意見に耳を傾けながら、いかに敷地を有効に活用した整備ができるか。また、議員ご指摘のとおり、

年々厳しさを増している町財政を念頭に置きながら、初期費用と毎年の維持費等、総合的に考えた整備となるよう議論を重ね、住民に喜んで活用される施設整備とする計画に繋げていきたいと考えております。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

まだまだ基本段階といいますか、詰めが今後進められていくと思いますが、住民の皆さんの多くの意見を伺いながら、出来るだけ建物のコストもそうですが、ランニングコストもかからないような施設になるように望んでいるところであります。

それでは3問目に入らせて頂きます。

(議長)

はい、3問目。

「塚本議員」

学校現場における業務負担軽減等（給食費公会計化含む）についてであります。

これまでも教員の働き方改革について提言をさせて頂いております。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策や学校休業による授業対策等、学校現場ではこれまで以上の業務の多忙が課題となっております。従来は学校が進めていた給食費を、自治体の会計に組み入れる公会計化が進んでいる地域もあります。

文部省の調査では、小中学校給食費を学校に管理させている教育委員会は、全国でまだまだ7割を超えているという状況になっておりますが、公会計を導入済についても4分の1程度の26%となっております。公会計の進んでいる県、群馬あたりでは76%までも上がっている県もあります。公会計が導入されてからは、給食費の未納者の回収率が向上したとの、これは長野であります、そういうところもあります。

今後、学校現場の教育以外の事務作業の軽減に向けた給食費の公会計を導入すべきと考えますが、教育委員会の考え方をお伺いいたします。

また、これまでの給食費の未納額とこれまでの対応についても伺いいたします。

(議長)

教育長。

「教育長」

学校現場における業務負担軽減等に関するご質問にお答えをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症防止対策に関わる教職員の負担軽減につ

きましては、今年度、人的な支援体制としてスクールサポートスタッフや学習指導員を配置しておりますが、新年度も学校の要望に応じ、勤務時間数の増を含め、引き続き配置できるよう道教委へ申請を行っているところでございます。

続いて、学校給食の公会計化に関するご質問にお答えをいたします。

学校給食費を取扱いしている江差町上ノ国町学校給食組合では、事務負担の軽減や事故防止の観点からも、対応すべき課題と捉えており、見直しを検討しているとのことです。

また、現在、学校給食センターの移転改築事業を進めておりますが、整備完成後の2町による一部事務組合方式による組織運営にあり方につきましても、課題を整理し、学校給食費の公会計化と並行して検討を進める考えとのことです。

最後に、給食費の未納に関するご質問ですが、令和元年度末時点で72万6千円の未納となっておりますことから、学校給食組合において督促を行っているものの、未納額の解消には至っていない状況にあります。

以上でございます。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

この給付費の徴取の関係ですが、これはもう戦後といいますか、60年以上前から始まって、その頃は今のようコンビニやら郵便局がこんなに無かった。現金で集めるしかなかったということで学校の先生方が集めざるを得ない。それを文科省が容認していたということではありますが、税金をコンビニで納めるようなこの時代です。この時代に子ども達に現金を持たせて、それを先生が回収する。こういう作業については、ある意味時代遅れという部分もありますが、新たに、別段、公会計化するとなると当然、色んなシステムのコストも非常にかかるというのは十分分かりますが、もうこういう時代ですから、先生方から学校給食を集めて、未納者のところにまた取りに行く。こういうような業務を是非無くして頂きたい。そのように思いますが、改めてそれについてお伺いいたします。

(議長)

はい、学校教育課長。

「学校教育課長」

ただ今、現在の仕組みの変更と、いわゆる公会計化に関するご質問を頂いたところでございます。

先ほど答弁もさせて頂いておりますが、新たな給食センターが出来るそのタイミングに合わせて、この公会計化に関する検討を進めてまいるという考えでございます。

す。

また、議員ご指摘頂いておりますように、システムを導入した際のコストも相当係るものと考えてございます。そういったシステムの導入費用と、実際に給食費これらの費用対効果ということも今後検討すべき課題と考えているところでございます。

以上でございます。

(議長)

はい、いいですか。

「塚本議員」

以上で終わります。

(議長)

はい、以上で塚本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小梅議員の発言を許可いたします。

小梅議員。

「小梅議員」

はい。それではさっそく質問に入らせて頂きます。

まず1番目。観光客の減少について伺います。

昨年末に渡島檜山管内における上半期の観光客数が発表されました。12月24日付の北海道新聞で確認したことでございます。江差町は80.2%減の58,800人、上ノ国町は116,600人、厚沢部町は272,500人、せたな町は105,200人の数字でした。これを見て、江差は少ないなと咄嗟に思ったんですね、まず。それで、新型コロナの影響で、かもめ島祭りとか姥神大神宮渡御祭、江差追分全国大会の三大祭りが中止となりまして、観光客数の減少は当然のことと理解できますが、それは、コロナの影響というのはどこの町も同じことだと思えます。

江差町は日本遺産認定も受けて、多くの文化遺産や観光施設を有しながら、近隣町と比較してのこの数字の差はどうなんだろう。あまりにも違うなって驚いてます。正しい数字なのでしょう。

また、集計方法の違いなのか、その辺もちょっと疑問です。

これだと、三大祭りに要する年間10日間位、それは確かに大きな行事で、大きいお祭りでございますけども、その他の年間350日の日常のあり方がどうなのか、もう少し見直す必要があるのかなと思いましたが、その辺いかがでございましょう。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小梅議員の1問目、観光客の減少についてのご質問にお答えいたします。

昨年は新型コロナの影響で、国内における移動の自粛により全国的にも観光客が大きく減少し、江差町においても主要なイベントの中止などで観光客が大幅に減少し、大きな影響を受けております。

観光客入込調査は、主要観光施設やイベントの入込、宿泊者数を基としておりますが、各市町村によってそれぞれ対象としている施設や集計方法に違いがあり、数値の増減については単純に比較ができない点がございます。

当町においては、多くの観光施設を有しており、各観光施設等の入館者、イベントの入込、宿泊者数を基に集計をしているところでございますが、昨年は三大祭りを始め、いにしえ街道まつりや産業まつり等、主要イベントの中止による大幅な減少に加え、各施設においては緊急事態宣言期間の休館や研修旅行等の団体客の減少により、前年比で3割程度と大幅に減少したことに伴うものであり、これらの数値が大きく反映されているものでございます。

観光客の減少は地域への経済波及にも大きな影響を及ぼすことから、コロナの終息が見えない状況下にあります。観光施設、宿泊施設を始め、町内飲食店等の感染防止対策を図りつつ、江差観光みらい機構による体験型観光の推進を始めとした取り組みを中心に、各関係機関と連携し観光客の回復に向けて取り組みを強化していきます。

また、令和3年度においては、地域における観光消費額の調査を実施し、現状把握や分析をしながら観光による経済対策等も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

なんか、それぞれの集計の違いによって変わるみたいで、あんまり当てにならない数字って言えば変なんですけども、でも江差町80%減とってそれがもし100%だったとしても30万に満たない数字なんですよね。29万7千ぐらいの数字にしかありません。で、厚沢部ではその点、27万2,500人。ええこれって全然違うよなって思ってるんですけども、それってやっぱり道の駅とかそういうものの関係なのかなと思いつつ、そうしたら江差でもやっぱりその辺の、日常の地味なそういうものをもっと大事に力を入れていかなきゃなって思いました。今年に期待しています。よろしくお願ひします。

(議長)

答弁いいですか。

「小梅議員」

はい。

(議長)

したら2番目の質問。開陽丸について。

「小梅議員」

はい、では2問目。開陽丸について伺います。

以前より、マストの錆がすごく気になっていました。強風で倒れたりしないのかととても心配でした。今年に入ってから暴風が吹き荒れまして、特に1月末には40m級の風速も観測されました。このような暴風雪の続く中、開陽丸の安全性について伺います。

翼を広げた様な開陽丸のマストは、最大風速何mに耐えられる構造なのでしょうか。

また、耐えられる風圧は何トン位ですか。

それからマストは、多くのワイヤーに支えられている様に見えますが、ワイヤーが無ければ倒れるのでしょうか。ワイヤー無しの場合、耐えられる風圧は何m位でしょうか。

また、建造時の設計の段階でマスト及び船体、ボディーの鉄筋コンクリートの耐用年数は何年位を想定していましたか。

まず、当面の危険は無いにしても、外見の錆で見栄えは全くよくありません。観光客からも不評です。今は皆さんすぐカメラを向けます。写真写りも良くないので、化粧直しが必要ではないでしょうか。予算で補助金が増額されておりますが、幾許の補修を考えているのか伺います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小梅議員の2問目、開陽丸についてご答弁を申し上げます。

開陽丸記念館は平成2年、1990年にオープン以来、31年を経過しようとしております。この間、平成14年、2002年にはマストと船体ボディーの錆び落としや塗装、そして展示スペースのリニューアルを施し、現在に至っております。

議員ご指摘のとおり、開陽丸記念館は船体やマスト周辺等の劣化が進んでいることから、令和3年度当初予算において、開陽丸財団が行う劣化状況調査費を含めた補助

金を計上しております。

調査の内容といたしましては、緊急を要するのほどの箇所なのか。10年程度維持できるのほどの箇所なのか。また、これらの概算工事費を含めての調査を予定しており、今後の対応の参考としてまいります。

いうまでもなく、開陽丸は壮大な歴史が感じられる江差町にとっては貴重な財産であると考えております。まずは劣化状況調査を行ない、必要な対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、質問の趣旨にあります風速に対するマストの構造や船体の耐用年数等について、詳細なデータを持ち合わせてはおりませんが、劣化状況調査を通して、調査していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

それでも、今緊急のなんとかというのは無いんですね。何年かの間は倒れる心配はないという事で理解して良いですね。マストとかそういうのは。

安全性。

(議長)

いいですか。質問ですか。

「小梅議員」

そうです。安全性とか。

(議長)

2問目終わりますかこれで。

(「質問でしょう。」の声あり)

(議長)

はい、まちづくり推進課長。

小梅さん座って聞いててください。

「まちづくり推進課長」

小梅議員の質問にお答えします。

実は、その後、設計業者の方から資料をちょっと今届いたのが、つい最近だったものですから、申し訳ないんですけども、ご質問にある部分に関しては、今この風等で

倒れるようなものではないというようなお話を伺っておりますし、耐用年数に関しては、建物ではないものですから、ちょっとお待ちくださいね。耐用年数を表示した設計はしてないということですが、建物のそのものに関しましては、ご覧のとおり、外観の痛みが一番激しいのかなと思っています。以上です。

(議長)

いいですか。

小梅さんそしたら3問目ですか。

「小梅議員」

とりあえず今すぐの、安全性の確認できただけでもまずよかったです。

よろしくをお願いします。

それでは3問目。旧生涯学習センターのその後についてを伺います。

2017年の公共施設管理計画案で、旧生涯学習センター解体の検討も盛り込まれていましたが、未だそのままです。以前に私はなべ祭りの会場には適さないのではないかと、解体後は檜山の防災基地に、等の質問をした、とっても気になる建物です。建築後50年以上、1970年建築と聞いてますけども、50年以上経ちまして、閉鎖してからも14、5年経過し、長年の暴風雪にさらされ、劣化が進んでいると思われれます。

健康被害をもたらす石綿の状態確認はなされているのでしょうか。

飛散の恐れはないのでしょうか。

正しく防御されているのか。

また、解体に至らないまでも、きちんと手立て、養生はなされているのか伺います。

それと、報道によりますと、石綿で健康被害を受けた人たちが国に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁は全額国の責任と認めました。このことから、解体にあたっては石綿被害に係る危険性を持つ工事なので、国の責任で行ってもらえるよう強く要望、要請していくべきと思いますが、いかがでしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

小梅議員の3問目、旧生涯学習センターのアスベストの管理等に関するご質問にお答えいたします。

旧生涯学習センターは、昭和44年に併設する体育館は、昭和46年に建設され、平成19年3月をもって閉鎖いたしましたので、議員ご案内のように、建設から50年程度経過し、閉鎖してからも14年ほどが経過しております。

また、体育館天井の鉄骨に吹き付け材として、アスベストが使用されていることが

確認されております。

ご質問のアスベストの状態確認と飛散の恐れがないか、養生がなされているのか等といった点についてでございますが、国によればアスベスト含有吹き付け材については、飛散防止のために除去、囲い込み、封じ込めの対策が必要としております。

当該施設のアスベストは粉じんの飛散防止、損傷防止等のための板状の材料で完全に覆うことによって密閉する、囲い込みをしていることから、飛散の恐れはありません。

また、年に1度、目視により状態を確認しており、異常があったら速やかに対応することとしております。

次にアスベストを使用している建物の解体工事を国の責任で行ってもらえるよう要望していくべき、とのご質問ですが、全国町村会において、数年来、国に対してアスベストが使われている公共施設の老朽化等に伴う解体等に対する財政措置を拡充するよう要望しており、令和3年度の政府予算に対しても要望しているところです。

公共施設におけるアスベストの問題に関しては、当町だけに限らず、広く全国の地方公共団体に関わる問題であることから、全国の市町村が一つになって要望していく方がより強く、またより効果的であると考えているところであり、引き続き全国町村会による要望継続していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

「小梅議員」

はい、分かりました。ありがとうございます。

(議長)

はい、分かりました。

それでは、小梅議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。

「小野寺議員」

一般質問を行います。

明日3月11日であります。我々議員としては、10年前、3月議会の最終日に3月11日を迎えました。本当に忘れられない日であり、この10年間、我々議員としても台風、地震、そして豪雨による河川氾濫、土砂災害、全国的にもまた北海道でも連続の10年間でありました。

私は今回2つの質問。この10年間の教訓が、特に地方自治体として何だったのか。その観点で聞くことにしております。

新型コロナワクチンにせよ、また、自然災害にせよ、自治体としてしっかりと危機管理、事前にその危機をしっかりと把握して、その対策を可能な限りとっていき、そのことについて、大きく2つ取り上げるものであります。

最初に、新型コロナワクチン接種事業は、検査拡充と並行で行うこと。このように取り上げました。

先ほどの補正でも取り上げましたが、今、町民の中には新型コロナへの終息の有効な手段として、政府も何回も言っておりますが、ワクチンへの期待がある一方、町民の中でも不安の声も少なからずあると思います。ワクチンは感染終息への有効な手段だとは私も思いますが、今色々伝えられております、未知の問題が多く抱えており、ワクチンの効果が長期にわたって続くかどうか、これも分かっておりません。今、新たに変異株、変異ウイルス、この中には抗体が効かないといわれている逃避変異もあるとの指摘、また、ワクチン接種が始まってでも社会全体での効果が確認されるまで、かなりの時間がかかるという指摘、これもあります。先だって、今月の5日の衆議院予算委員会の審議で、政府分科会の会長尾身茂さんがいみじくも言っておりました。年内に人口の6割、7割がワクチン接種を受けると仮定しても、おそらく今年の冬までは感染が拡がり、重傷者も時々は出る。そういうふうにして述べまして、コロナ感染の年内の終息は見込めないとの見方を示しておりました。ワクチン頼みになって、感染対策の基本的な取り組みがおろそかになったら、それこそ大きな失敗に陥ることになります。新規感染者数が減少し、検査の能力に今、余裕ができております。そういう、この時期こそ検査によって感染を抑え込むことが重要となっていると思います。特に無症状感染者を含めた検査の抜本的対策、今国会の中でも多く意見が出ており、私もその必要があると思います。

政府は今、医療介護従事者、入院入所者等の関係者に対して、PCR検査等による幅広い検査の実施を進めてきており、そして特にプール検査、これは1回の検査で、例えば5人、10人分の検査も一緒にやる。そうすると費用も安くなる。これも行政検査の中で位置付けられてきておりますから、今後検査の費用も各段に安価になると思います。しかし、国が言っているのは残念ながら、感染が拡大している地域、そういうところにしか地域を限定的になっておるんです。おります。

そこで、私は質問をいたします。

昨年この道南で、渡島檜山、檜山で言いますと奥尻、11月から、函館で言いますと今年の2月初旬にみられた、道南全体の感染状況、私は先ほど政府が言っている感染が拡大している地域、大きく考えた場合、道南を一つとして、地域として考えていいと思います。人の流れ、仕事の流れ、観光の流れ、まさしく一体となった地域でしっかりみていく。そういうことによって、検査もする必要があると思います。残念ながら今国は広く地域をとっておりません。残念ながら検査を進めていかないのであれば、江差町として、道南が一体として広い地域で感染が拡大している、

そういう状況をしっかりと掴んで、江差町内の医療介護従事者、入所者等の関係者に対して、そういう時こそPCR検査、早め早めに検査して幅広い検査の実施をして、私は感染症の拡大を防ぐ、江差町には感染者が一人もいない。そういう状況を是非作っていくべきだと考えております。

町長の見解を伺います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の1問目、医療介護従事者入所者等の無症状者に対するPCR検査等の実施についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、厚生省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、令和2年12月25日付事務連絡で都道府県に対し、クラスターが発生している地域における感染が生じやすい高齢者施設等の検査については、積極的な実施を要請しており、更に令和3年1月22日付の事務連絡で、複数の検体を混合して実施する検体プール法や感染予防対策の継続を徹底すること等を一定の要点化における無症状者に対する抗原簡易キットの使用の2つを行政検査として新たに実施可能とし、より積極的に行うようにと、感染拡大防止クラスター発生防止の強化を要請しました。

当町においては、高齢者施設等の感染拡大防止策として、2月4日に開催した高齢者福祉関係者とのまちづくり懇話会において要望されました、高齢者施設への新規入所者に対するPCR検査を3月1日から実施することといたしました。これにより、新たに入所する方を発端としたクラスターの発生を未然に防止できることを期待しております。

議員がご指摘の医療介護従事者等の無症状者へのPCR検査等の実施でございますが、ご承知のとおりPCR検査は、検体採取時点での感染の有無を確認する検査であり、検体採取した翌日に感染するということもあり得るということを考えますと、感染拡大防止を目的とした場合には検査間隔をどうするか、いつまで続けるのかという課題があると考えており、実際に検査を実施している自治体も検査回数、間隔はバラつきがある現状であります。検査結果で陰性と保障される期間は1日だけで、費用対効果が低いという意見もございます。PCR検査が一定程度の感染拡大防止効果があるというふうに考えてはおりますが、町といたしましては、感染拡大防止対策全体を進めていく中で、高齢者施設等に対するより効果的な感染拡大防止対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

新規事業で、新規入所者へのPCR検査、これについては、半歩といいますか1歩といいますか、この点については評価いたしますが、無症状者が今大きく感染を拡げている、そういう状況で少しでもクラスターもしくはクラスターではない、そういう部分をおさえるとして、この検査の必要性について、先ほどの町長の答弁は検査をしない理由を述べている。今それはもう全く、ほとんどですね、学会等では少数派の意見であります。当然、私の主張は検査を、例えば1回やればいい、そんなもんじゃないです。最低でも本来であれば1週間に1回。1週間に1回やらなかったらすまない。ですから、費用でいうと莫大な費用になります。そういう点で、先ほども言いました町長もおっしゃいましたけれども、プール方式もしくは抗原検査等も駆使しながら、本来であればそれが行政検査でやるべき、でも残念ながら行政検査でいかないとすると町でどうなるか、ということなんです。町長の答弁はまさしくやらないための理由を述べていたにすぎませんが、再程町長のご紹介のあった医療介護福祉団体との懇談の中で、先ほどの新規入所者だけではなくて、要望の中には医療介護従事者全職員の定期的なPCR検査の助成について、検討をお願いすると、こういう声もありました。

で、この、この要望に対しての回答これ、医療介護従事者全職員の定期的なPCR検査の助成については、現在検討中です。先ほどの町長の、いやいややらないんだと、まさしくやらないんだとは言わなかったかもしれませんが、ほとんどやらないような理由付の理由とはこれちょっと違うんですが、これどういう意味で現在検討中って言ったんでしょうか。

それで、私は、先ほど前段にリスク管理の話をいたしました。昨年の奥尻を含めた檜山、それから少しずれて函館を中心とした道南、南渡島の状況。たまたま江差の方に波及しなかったのかもしれませんが。しかし人の動き、奥尻の感染まさしく函館と奥尻の仕事の動き、あれと同じような動きが実は江差と奥尻、頻繁にありましたご存知だと思います。たまたま感染者が出なかった。もしくは確認されなかった。無症状者で分からなかったかもしれません。私はたまたまそういうことが、たまたまでは終わらない。可能性だって出てきます。そういう時はしっかりと検査すべきだ、というのが私の主旨なんです。改めて、この医療介護団体の回答とのちょっと整合性というのか、ちょっと教えてください。

(議長)

はい、町長。

「町長」

先ほど1回目のご答弁の時にどういうふうに受け止められたか、私の答弁が少しニュアンスが違ったのかなというふうに思います。

まったくやらないと言ってることではなくてですね、効果的な感染予防対策の中で考え、全体の中で考えていくというところで、これが小野寺議員が指摘のやり方が、

費用対効果として効果的に感染予防拡大に繋がるものなのかどうかというを、今まさに判断をしていきたいと、いく段階にあります。そういう中では、我々も判断を、色んな、我々専門家ではありませんから、色んな状況を見聞きする中でこの対応がどうであるかということは、判断していかなきゃいけないのかなというふうに思います。

その中で函館医師会は、函館市がPCR検査をやろうとした時に、声明を出してですね、やり方についてストップをかけたというような報道も私は目にしております。費用対効果が低いやり方だということを、医師会の方は声明を出して市の方にアプローチをしたというのを報道で私も見聞きしております。

そういうことも踏まえながら、じゃあ町の予算を使ってどう効果的にこの地域、江差町内で感染予防を拡大させないような、クラスターを発生させないような対策を取り得るのか、一つの選択肢ではありますけれども、またそれをゴーサイン、これで感染予防拡大に対する費用対効果も踏まえてですね、行っていくべき事業として、まだ予算化をする、ゴーサインを出せる段階にはないと、色んなことを総合的に踏まえながら、そして今回まちづくり懇話会で出された意見等も踏まえながらですね、どうやったら効果的な対応ができるかということを考えた中の一つの選択肢として、小野寺議員がご指摘のPCR検査というのも一つの選択肢として持っている、いうところでございますので、今後状況を見ながら、そして効果的なやり方というものを模索しながら検討していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小野寺議員2問目ですね、はい2問目どうぞ。

「小野寺議員」

町長先ほどの函館医師会の話でましたが、あの後実は、函館市長は新年度予算に向けて函館医師会、あの時副会長でしたか、の言うのもごもっともだということで改善策を出して、更なる一手を打ってるんですよ。新聞にも載ってましたよ。

はい次に移ります。

(議長)

はい、2問目。

「小野寺議員」

先ほどリスク管理の話をしていただきました。合わせて私この江差で、本当に大雨が10年に1度、50年に一度の大雨が降ったら、江差町でどうなるんだろうといつも思っております。

それで、表題としては、災害危機区域を明らかにして住民の協力を得て早期の対策をとるというふうにいたしました。

町内ではこの数年間、昨年もそうでしたけれども、新たな土砂災害の警戒区域もし

くは特別警戒区域の指定がありました。

また、北海道の方で、道の管理河川、北部地域で千年に一度の最大雨量前提の浸水想定区域が既にこれは発表されておりますが、江差町として、少し遅れましたけれども、新年度の予算の中にハザードマップが策定されるということになっております。

また、合わせて江差町としては、私も見て少しびっくりしたんですが、町管理の6河川、これも50年から100年に一度の浸水想定シミュレーション、そしてこれもマップの作製ということになるんでしょうか。その予算が計上されております。これはこれで大きな取り組み、前進だろうと思います。

それで私、先ほどの土砂災害もそうです。河川の増水の浸水想定もそうです。色んな危険区域が指定、江差町内でされる、もしくはされてきた。で、この地域については、もちろん建物が無いところもあれば、個人個人の民間の建物。公共機関の建物。施設、住宅もあります。今国は関係法令の見直し、各法律の見直しで、今まで以上に防災対策、建築規制だとかですね、厳しくしておりますが、私は合わせて国の対策の後追いで遅くならないように、しっかりと町としても安全安心な地域づくりのためにも、抜本的な取り組み、以下大きく3点お聞きしたいと思います。

まず一つ。先ほど、災害危険区域の明確化ということを表題で言いましたが、個別の土砂災害だとか河川の増水の浸水区域、色んなものがありますけれども、それらを包含して、災害危険区域という名称で、実は建築基準法の法文の中に、その指定ができるという部分があります。災害危険区域というふうになってますけれども、津波、高潮、がけ崩れ、洪水、そういう部分の危険が著しく、その災害防止に膨大な費用がかかると、そういう区域を地方公共団体が法律に基づいて条例で指定する。そういう区域のことでありますが、これも色々国で事例集だとか、取り組み、各地の取り組みもホームページには紹介されております。色んな方法があるんだなと私も見て思ったんですが、江差町としても、今個々バラバラな区域指定。そして、それがどこまで危険なのかという部分が必ずしも明確になっていない。その、個々の人たちにとっては明確になっていない。そういう状況の中で、私は建築基準法でいう災害危険区域という一定の指定を明確にして、その方向性、検討すべきだと考えますが如何でしょうか。これが①です。

それから二つ目。個別の区域のことについて戻りますが、それも、それがなかなか住民周知されていない。その徹底と、徹底だけではなくて、避難訓練、防災訓練も徹底すると、このことであります。先ほども言いましたが、自分の区域がなんの区域なのかよくわからない。防災マップを見てもダブって区域がはってたり、縮尺が小さいので、大きいのか、図がどうしても自分のところがどうなっているのかよくわからない部分もあります。まず、拡大図等、それぞれ地域、自分の家がどういう状況になっているのか、配布等も検討すべきではないのか。

それから、二つ目に、土砂災害の危険区域が集中している地域、この町場にはたくさんあります。この中歌にもあります。円山、緑丘、色んなところで、まだ指定なっているところ、指定になったところ、色々地域が集中しているところがありますが、

そこを中心に避難訓練、防砂訓練を継続的に開催する必要があると思います。何年もやっていないだとか、そういうことではなくて、本当に粘り強くやっていく。で、その開催が進まない状況があるとすると、地域を待ってるのではなくて、町の方から強く要請して、一緒にやろうということも含めた努力をする必要があると私は考えます。

更に、先ほども言いました、厚沢部川の事であります。実はこれ国の音頭で1級河川を中心として、タイムラインと言っておりますが、防災行動計画、こんな時間帯をくくって、こういう行動をとろうという避難訓練の様な行動計画があると思いますが、今江差町で厚沢部川の浸水のハザードマップを作ることになりますけれども、既にタイムラインがあります。訓練をやろうと思ったらこのタイムラインを使って、少なくとも厚沢部川の氾濫の対策は、やろうと思ったら出来る。私は是非、このことを検討すべきだと思います。

で、最後になりますが、先だって全議員に江差町の避難所運営マニュアルというものが配られました。これが今どこまで配られているのかよくわかりませんが、この活用についてお聞きしたいと思います。中身見ましたら、本当に素晴らしい中身であります。ただこれは、国そして道のマニュアルを受けて江差版として作ったものでありますし、必ずしもこれが江差町の地域実態にあっているのか、というのがありますが、いずれにしてもこれは是非、先ほどいいました避難訓練に、この避難所運営マニュアルというものを是非、活用していきたいと、私も地域の役員をやっている立場で強く思っておりますが、この内容をよく見ると、当然だと思いますが、町内会の協力が大前提になっております。

で、これ、このまんま配って、さあ災害があった時にこのマニュアルを見て役場の職員が行くから、町内会の皆さんお願いしますね。ということにはならないですよ、当然ね。これはもう、何度も町内会の役員といいますか、集まってもらったり、中々それが難しかったら個別、ちょっと地域固まっても良いと思うんですけども、説明会をやっていくという事がまず今急がれるだとうと思うんです。

せっかく作ったマニュアルですから、是非魂を入れてもらいたいと思います。で、この中身、色々あげればきりが無いんですけども、こういう点ああいう点、どうなんだろうと、こういう風にしてほしいというのは多々ありますが、1、2あげます。私も南が丘にいて本当に思うんですけども、避難所が避難所として有意義に効果的に働くとすると、例えば、情報これが必須であります。

それで、マニュアルにも書いてますけれども、インターネット環境で、さらっと書いてますけれども、これどう考えたって、町がインターネット環境を整備しないとどうにもならない。文化会館とか学校とかは多分大丈夫なのかもしれませんが、一定程度、集会施設等を使うとすると、そこにはまず私、Wi-Fi環境等が必要だろうと思います。

それからもう一つ。ちょっとこれは質問を変えて、後から町の新年度予算を見ましたら、新年度予算に入っておりますが、災害避難用テントの問題であります。最近では本当に、冬場も含めて個人のテントもしくは家族、小単位で入るテントを避難所で

設置すると、各地で急速に導入されております。新年度でどの部分、どれだけ設置されるか、予定されるかわかりませんが、いずれにしても密を避けるということ。それから冬場の避難テントを必要とするとかかなり膨大な数が必要になってくるだろうと思います。国の三次補正等も使って十分な備蓄をすべきだと思いますが、以上大きく三つをお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の2問目の災害危険区域を明らかにし、住民の協力を得て早期の対策を、との質問にお答えいたします。

1点目の災害危険区域指定の検討についてご答弁申し上げます。

建築基準法第39条で定められております災害危険区域の指定につきましては、特に大きな被害が生ずる危険性がある箇所において、地方公共団体が条例に基づき指定し、その区域内の建築物の構造等に制限を設けることで、災害の未然防止や減災に繋げることを目的としているものでございます。区域の指定や建物の制限等につきましては、関係機関とも十分協議をし、過去の被災履歴等を勘案したうえで、措置することとされているところでございます。

町内における危険箇所の中には、建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定が必要となる地域は、現段階においてないものと考えているところでございますが、一方で近年、全国的にも異常気象による甚大な災害が発生していることも認識しているところでございます。

今後につきましては、議員ご指摘のとおり、国の法令の動きや既に災害危険区域の指定がなされている地方公共団体の状況を参考にしながら、指定の必要性につきましても、役場内での横断的な連携、整合性を図りながら、継続的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

2点目の個別指定区域の住民周知の徹底と避難訓練の徹底をとのご質問でございます。

まず自分が住んでいるところがどの種類の災害を警戒しなければならないのか、理解していない住民が多いとのことですが、平成30年3月に発行し、全戸配布した江差町防災ハザードマップに津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、土砂災害危険個所をそれぞれ掲載しております。

また、土砂災害危険個所につきましては、北海道が基礎調査を終了した箇所について、順次地区住民説明会を開催し、危険個所の周知に努めているところでございます。

議員ご指摘のとおり、確かにA4版のマップでは詳細な範囲等が一部分かりづらい部分もございますが、町のホームページにもハザードマップは掲載しており、ホームページ上では拡大表示も可能となっておりますので、そちらを確認して頂きたいと思

いますし、町内会等での避難訓練実施時には、拡大マップを掲示しながら周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、来年度作成するハザードマップについて、更新可能なウェブ版も合わせて作成しますので、これらの活用についても周知してまいりたいと考えております。

次に、土砂災害危険区域での避難訓練の継続的開催をとのご質問でございます。

土砂災害危険区域に限らず、防災訓練を積極的に実施して頂ける町内会もごさいますが、議員ご指摘のとおり、開催できていない地域もごさいますので、より多くの地域で開催できるよう呼びかけをしてまいりたいと考えております。

次に、厚沢部川流域の檜山振興局管内河川の減災に係る取り組み方針に基づき、防災行動計画を作成しておりますし、2級河川に隣接する町内会の集会施設には、洪水浸水想定区域図の掲示も行っているところでございます。

令和元年には、水堀町内会主催の防災訓練時に、厚沢部川洪水浸水想定区域図を示しながら、警戒レベル等の説明の他、防災講話、AED体験、消火器体験等を実施しております。今後も厚沢部川流域町内会においても訓練等の実施を検討してまいります。

避難所運営マニュアルにつきましては、北海道のマニュアル改正に伴い、長期間の避難を余儀なくされる場合の円滑な避難所運営を目的に今回作成し、議員の皆様、全町内会、社会福祉協議会、町内要配慮者施設等へ配布し、全避難所にも備え付けしたところです。また、町のホームページにも掲載いたしました。

まずは町内会や各施設の職員にご一読いただき、これを機会に各団体、住民の防災意識の向上が図れればと考えております。

なお、このマニュアルに関しての説明会については現在のところ単独での開催は予定しておりませんが、各町内会や自主防災組織が率先して取り組む、防災訓練等の要請があった場合は、マニュアルについての説明もしていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

マニュアルでは、避難所に必要となる設備、物資の例として、インターネット環境と掲載しております。必ずしも全ての避難所に設備するものではございません。なお、大規模災害時に優先的に避難所になる可能性の高い学校においては、令和3年度より全小中学校において、避難所解放時にも利用できるネットワークの大容量高速化の整備がされ、体育館を含めた校内全体でWi-Fiが使える環境となっております。

災害避難用テントの備蓄をとのご質問でございますが、令和2年度で段ボールパーテーションの他、テント型のクイックパーテーション40張を整備、令和3年度でポンプアップテント式のパーテーション10張を整備したいと考えております。その後も計画的に整備する考えでおりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小野寺さんいいですか。

「小野寺議員」

はい、町長。

(議長)

はい、小野寺議員。答弁漏れしたところあるんですか。

はい、町長

(町長)

すみません、ちょっと最後の方の答弁で、令和3年度でポンプアップテント式のパーテーションを10張と申し上げましたが、100張の間違いでありました。訂正させていただきます。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

町長の今の全体を通して、災害は明日来るかもしれない。明後日来るかもしれない。本当にそういう意味での危機感ということについては、非常に私、薄いのではないかなという率直な感想を持ちました。

避難所運営マニュアルも、先ほどの答弁ですと、取りあえず配って終わり。町内会から要望があれば説明をしますよと。私はそれならまずいと思うんですよね。

それで、先ほどマップの話も出ました。マップに、例えば土砂災害の、特別警戒区域、特別警戒区域と災害区域、さらには本来であれば災害区域、特別警戒区域だけでも、地域の合意を得ていないから地域指定をしていない。まあ白地。そういうことは実はマップでは分からないんですよ。ネット見れば確かに分かります。ネット見て分かるといっても、どれだけの人がネットを見て分かるのでしょうか。そういう点で、私は非常に、配ってそれで終わりということについては非常に疑問に思うんですが、そこは中々聞いても押し問答になるかと思いますので、ちょっと別な角度で再質問いたします。

先ほどもちょっと申し上げました、その明確化するという意味で、本来調査は終わったけれども実はまだその地域が白地のまんま、災害警戒区域、特別警戒区域にしていないというところ。つまり、法的にはまだ明確になっていないというところが、私改めて調べてちょっとびっくりしたんですけれども、江差町3分の2位が未指定。調査は終わった。国の方の、道の方の調査は終わったけれども、指定区域になっていないのが3分の2もあるんです。で、この点も自分の区域がどうなってるのと。分からないというのも一つなんです。この町の中に結構ありますね。

それで、ちょっとお聞きしますけれど、この残った3分の2の未指定。未指定といったって、災害危険区域か特別警戒区域なんですよ、ほとんど。で、それいつまで指

定する計画になっているのか。ちょっと教えて頂きたいと思います。

それで、私これ、ちょっとびっくりしたんですけれどもね、遅れてるのはどこも同じなのかなと思ったんですよ。遅れているのは北海道の問題なのか、いや地域で協力が得られないという問題かなと思ったんですが、ちょっと他の檜山渡島調べてみました。もちろん個所数の違いがありますけれども、大体7割から9割までもう指定済です。調査したその地域の状況を警戒区域だとか特別警戒区域に指定するのは7割から9割は指定が終わっております。江差みたいに3分の2も残っているというのは一部ありますけれども、もうあまりないんですよ。

それで、これ状況をちょっとね、教えてもらいたいですけれども、ほとんどこの町内なんですよ。町内なんですよ、この地域、あと中歌だとか上町だとか、そこが残ってるんですけれども。で、その地域の皆さん、そこに住んでいる皆さんは、基礎調査が終わったけれども、実はかなりの部分が、8割以上でしょうかね。特別警戒区域だとは知ってるんでしょうかね。そこが私ね、そもそも大きな問題だと思うんですよ。この点についてちょっと教えてもらいたい。

それから、避難訓練、防災訓練の点なんですけど、先ほども言いましたけども、マニュアル配ってもう終わりという答弁聞いてね、ちょっと啞然としちゃったんですけれども、ちょっと教えて下さい。この5年間、一応5年間位でもし分かればですけどもね、中々訓練行われていないと言ってましたけれども、保育所だとか公的な施設、もしくは福祉施設等は訓練やってるでしょうから、学校とかそういうところを除いて、地域の訓練、具体的に何回行われてきたのかちょっと教えて頂きたい。教えて頂きたいんですよ。何年にどここの地域が行われてきたというのを教えて頂きたい。

で、町長の執行方針に先ほどこういうふうに言ってましたね。訓練の取り組みを行うと書いてあるんですね。改めて見たら。で、じゃあ今年の訓練はどんなふうになっているのか、本当にこれ繰り返し繰り返し土砂災害の地域も中心にやっていかなかったら、いざという時にね、この避難所マニュアルなんてほとんど役に立たない、と私は思います。言い過ぎだったらそれを答弁の中で是非、私に対してちょっと是正等言って頂ければ幸いです。

(議長)

はい、副町長。
総務課長。

「総務課長」

はい。

(議長)

総務課長、聞こえねえのがおめえ。
総務課長。

「総務課長」

はい。

小野寺議員の質問にお答えいたします。

まず、土砂災害の警戒区域の指定につきましては、令和3年度までに指定の計画というふうに函館開発建設部の方では計画をしております。

江差町の場合ですね、平成27年以降ですね、調査箇所の部分について非常に多い調査箇所が出ております。そのため、今現在ですね、説明会が追いつかないという状況になってございます。

また、指定につきましては、北海道が行いますが、1回の住民説明会での業務量も膨大となることからですね、毎月何回とかという、できるような状況にはなってございません。

今年度は、現在中歌地区を含めた11地区の箇所について、このコロナ禍の中ですので、一同に集めての説明会を開催できないためにですね、文書において、現在意向確認中となっております。これが不同意がなければ、今現在128か所ある危険箇所中、59か所が指定となる予定でございます。残りが69か所というふうになる予定でございます。

これにつきましても、函館開発建設部と連携を取りながらですね、順次説明会を開催して、まずは危険箇所であることの周知を図っていき、指定に向けてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、住民側はどこまで知り得ているのかというご質問ですが、当然地区説明会を実施した地区の住民については、欠席者も含めまして、危険区域図や資料等も送付しておりますので、理解しているものとは思ってございます。

また、全世帯へ配布しているハザードマップにも目を通している方は、区域に入っているかどうか確認している方も多いかなというふうに思っています。

また、元年度で全ての調査が終わりました。この時点で調査結果について町のホームページでも公表して周知を図っているところでございます。3年度作成予定のハザードマップでは、土砂災害区域中ですね、その中に特別警戒区域が入っている地区もございます。この地区について、地図上で区分して分かりやすいようなマップとなるように計画してございますので、ご理解願います。

それと、避難訓練、防災訓練についてでございますが、この5年間の地域での訓練ということでございます。年度ごとに言いますと、平成27年度には津花、茂尻、越前、上小黒部、この4町内で実施してございます。平成28年度では、円山、愛宕、本町、水堀の4町内会。29年度は陣屋、茂尻、津花、愛宕、水堀、中網の6町内会。30年度では、水堀、愛宕の2町内会。元年度は水堀、茂尻、愛宕、陣屋の4町内会。それと元年度には北海道の防災訓練時に南が丘と五勝手町内会でも訓練を実施してございます。町内会独自の避難訓練の開催もございまして、町、消防、警察等も含めての訓練だとか、防災講演等もございまして。また、平成29年度には、津波浸水想定

区域内にある20町内会と学校2校を対象とした防災意識の向上を図ることを目的に説明会等も開催をしております。訓練につきましては、町長答弁にもありましたとおり、訓練を今まで実施していない町内会にも、町の方から働きかけをしながらですね、町内会の要望に応えるような形で実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、計画ということですが、3年度におきまして、小中学校で実施する毎年1日防災学校というのをやってるんですが、北海道と町、消防等で共同で実施する計画というふうになってございます。

なお、2年度でコロナの感染症対策資機材も大分整備したことからですね、まずはこの町職員を対象として、この資機材の使い方だとかそういうものを含めて、一度方法だとか、あと運営所避難についての訓練を、まず先立って実施したいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

最後の方の避難訓練、本当に限られた地域、恥ずかしいですが、私南が丘としてももう何年に1回しかやっておりません。ですからその点で言うと私もそんなに大きな声で言える立場ではないんですけども、やはり議員という立場で改めて町長、副町長。せっかく今備蓄の話もしました。私本当に申し訳なかったんですが、思った以上に町長答弁していただきましたけれども、そういう備蓄の関係だとかしてます。そして、マップも作る、ハザードマップも作る、避難所の運営のマニュアルも作る。材料は作りました。配りました。是非魂入れて下さい。本当に町職員の皆さん大変だというのは分かります。コロナの中で大変だと思いますけれども、職員の皆さんも行くから一緒にやってくれと、繰り返し繰り返しやっていかなかったら、テレビで何度もやっておりますけれども、福島、東北の各県で災害に対して対応が素早くできたところは、訓練をしっかりやってるところ。土砂災害区域がはっきりわかっているところで、何回もやってるところが助かっている。そこを私、この10年間の教訓とすべきだと思うんです。せっかくお金かけたんですから、それに町内会の皆さんと一緒にやっていくということをね、是非今年、来年やって頂きたいと思いますが、どうですか。

(議長)

副町長。

「副町長」

若干言い訳になるかもしれませんが、小野寺議員おっしゃる通り、まずこの避難所運営マニュアルも作ったわけでございますので、今ほど担当課長も言ったように、災害備蓄品の備蓄倉庫の棚に、どの場所に何があるのかも職員にもきっちり知らしめて行きたい。これをまずはかわきりに、それから職員の初動体制、そして町内会連合会の事務局ともご相談申し上げますけれども、追って避難所マニュアル、せっかくこれだけ作ったわけですから、全部を読み上げる話ではございませんので、このコロナ禍での避難所の運営をどうしたら良いか。最低限役割分担の部分は、一同に中々大勢を集めれないと思っておりますけれども、希望するというか、大体偏りのある部分があるので、できればあまり実施してない町内会も含めて、呼びかけを町連と一緒に加えながら、ただ、一つ今年はこのワクチン接種で土曜日曜、例えば夜含めて色々、本当に1年間ずっと職員もローテで携わる状況にありますので、いつ何をやるというのははっきり申し上げられませんけれども、十分作った立場でございますので、実のあるものにしていきたいと、このように思っています。以上です。

(議長)

いいですか。

はい、これで小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に飯田議員の発言を許可いたします。

飯田議員。

「飯田議員」

それでは、私の方からは3問4項目について一般質問をいたします。

まず初めに、町政執行、午前中町長の方から表明がありました。その中で不幸ゼロの町の実現についてという点でございます。

令和3年度は照井町政2期目の集大成の年でもあります。各政策の実現がそれぞれ大きく期待されるところでございます。

不幸ゼロの町とは、格差を生み出す要因を取り除き、誰もが望まない苦しみをゼロにし、地域で安心して暮らすための施策であるというふうに、町政執行で述べております。

不幸ゼロの町実現に向け、今年度の状況と新年度における行動指針、特に行政と住民、各団体との役割体制を伺います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

飯田議員の1問目、不幸ゼロの町の実現についてのご答弁をさせていただきます。

町政執行方針の不幸ゼロの町の実現として、誰もが望まない要因の苦しみをゼロにするための取り組みでございます。

私の2期目の選挙公約においても、目指す次期4年間の5つの柱の一つに、不幸ゼロの町の実現として、誰もが望まない要因のゼロ化を目指して、この間町政を担ってまいりました。

飯田議員もご承知のとおり、不幸ゼロの取り組みは、自殺者ゼロの取り組みから不妊治療困難者ゼロの取り組みまで、9つのゼロ化の取り組みがあるわけですが、主な取り組みについてご答弁をさせていただきます。

また、議会から資料要求もありましたので、合わせてご覧頂ければと思います。

まず初めに、孤立死、孤独死ゼロの取り組みでございます。

令和3年度からスタートする第8期江差町高齢者福祉計画、介護保険計画では、基本理念に高齢者が健康で安心して暮らせる町を掲げており、高齢者が地域から孤立することが無いよう各種事業を展開することとしております。

まず、地域における見守り体制構築では、町内約100の事業所、関係機関に地域支え合いネットワーク、チーム江差に加盟協力していただき、また、生活支援体制事業まちづくりカフェでは、地域住民による支え合い活動にも取り組み、日常業務や生活の中で地域の高齢者生活に異変に気付いた場合は、地域包括支援係に相談してもらい関係機関と連携して、各種ケースに対応しております。

次に子どもの貧困ゼロの取組でございます。

令和2年度に5ヶ年計画である第1期江差町子どもの未来応援計画、貧困計画を策定し、学習支援、生活支援、経済支援、就労支援の4つの柱を構築し、進めてまいりました。新規事業として、令和3年度一般会計当初予算にも計上させて頂いておりますが、将来の貧困の連鎖を断ち切ることを目的に学習支援を進めてまいります。

次に、不妊治療困難者ゼロの取組でございます。

平成30年10月から一般不妊治療と特定不妊治療に対する費用助成を開始しています。助成制度があったことで治療を受けようと後押しされたという声も聞かれ、経済的負担の軽減が治療行動につながっておりますし、治療により妊娠された方もおられます。令和3年度においては特定不妊治療の助成額を見直すとともに、医療機関への制度周知の強化と相談体制の整備に努めてまいります。

最後に、アクションプラン、行動指針の行政と住民、各団体の役割体制でございますが、資料要求があった資料にも記載させて頂いておりますが、9つの取組につきましては、5課にまたがり、それぞれの各計画や各団体設置要綱などによりまして、不

幸ゼロのまちの実現に向けて、行政と住民、各種団体が課題を共有し、解決に向けて取り組んでおりますので、ご理解を願いたいと思います。

(議長)

はい、飯田議員。

「飯田議員」

それでは再質問いたします。

資料要求で資料も頂きました。9つの主張についてそれぞれ令和元年、2年度の実態の数字を頂きました。中には、ほとんどゼロゼロで江差にそういう実態がないという事例もありますし、それが照井町政の結果としてゼロとなったのか、それはさておきましてですね、私今回一番注目しておりますのは、この子ども貧困ゼロ、大変数が多いわけですね。これは担当課は町民福祉課ということになっておりますけれども、私は大部分はですね、教育委員会、学校教育課の方にまたがる部分が多いと思うんですよ。つまり、学校の授業についていけないですとか、確かに根本には、ここで示すとおり家庭の貧困という問題があります。貧困の連鎖というのは全国的な傾向として色々報道されております。私も学校の先生やら、ちょうど小学校、お子さんをお持ちの親御さんにちょっと色々話を聞いてみました。そして、江差には2か所の学習塾があります。まず小学校は予習復習、特に復習が大切である。つまり、学校の授業に落ちこぼれないようについていけるようにするための、そういう補修授業だったり学習塾の人だったりするのが大半で、中学生以上になるともう高校受験とかという、本格的なやっぱり学習塾の役割です。

町内の実態を調べてみましたらですね、具体的な名前はちょっと出しませんが、公文式というフランチャイズの教室が一つありまして、あと個人で運営している学習塾もございます。その個人の一体じゃあ受け入れ体制どうなってるんだろうといったら大体小中合わせて20人くらいの受け入れ体制だと聞きました。せっかくの良い制度ですよ。子ども達のやっぱりその貧困の連鎖を助けるために、これだけやっぱり、90人近いそういうような該当するお子さん方がいるわけですから、受け入れ体制をですね、学習塾の体制をきちんとやっぱり、充実させていく必要がまず私はあると思うんですよ。

その辺のところ、町の実態、学習塾の実態を含めまして、それと併せてですね、やっぱりこの政策は、町民福祉課だけでなく、教育委員会、学校教育課ときちんと連携を取りながら、学校と連携を取りながらやらなければ成果はあがらないと思うんですよ。

その辺いかがでしょうかね。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

飯田議員から、学習支援の関係で、受け入れ体制であったり、教育委員会との連携の関係のご質問です。

令和2年度の要保護児童の人数は71名程度ということで、予算の、令和3年度の予算の時にもまたご説明しますが、約半数の方々を新年度で、この学習支援でカバーしようというふうに思っております。

次に学習塾の関係につきましては、飯田議員ご承知の通り、公文式の江差教室、それと茂尻にある個別指導学院というのがあるんですけども、ここと。それともう一つ対象にしているのが、通信教育についても入れてですね、これらの71名の約半数の方々が受けれるような形で学習支援体制をしてみたいというふうに考えております。

また、実際にこの学習支援を進めていくにあたってですね、フォローアップもしていかなければならないというふうに考えています。フォローアップについては、例えば半年後になるのか、1年後になるのか、保護者に対してですね、学力向上に繋がったのかどうか、助成金額のあり方であるかどうか、この学習塾以外の経費でなんか必要なものがあるのかどうかも含めてですね、きちっと聞き取りをしながら、また、合わせてこれらに取り組んだ方々も、名簿であるかどうかも含めて、学校教育であったり、学校と情報共有をしながらですね、なるべく多くの方に参加して頂けるように今周知もしていかなきゃいけないし、学校教育それと学校と、小中学校と連携して進めてみたいというふうに考えてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

はい、いいですね。

2問目。飯田議員。

「飯田議員」

はい、課長ありがとうございました。

大きな成果を期待しておりますよ。

それでは、私の質問、2問目に入りたいと思ひます。

町長の選挙公約の中からの質問でございます。

歴史や文化を活かし観光振興へということでございます。町内小学生の提案により、月替わりイベント事業の展開をあげております。これはやっぱり、子ども達ですね、夢や希望を形にする事業であるというふうに思っており、次代を担う子ども達にとっても大きな、期待も大きいというふうに考えます。

この月替わりイベント事業の内容と今後の展開を伺いたひと思ひます。

次、2問目の二つ目であります。

次に農漁業の体験型観光で、農業者と漁業者の副収入という公約でございます。ま

さにこれは一次産業の方々にとっては期待の大きい事業であるというふうに思っております。

一次産業、特に漁業につきましてはですね、ご存知のように海洋資源の枯渇で大変水揚げが減少して、本当に苦しい思いをされておるといふふうに理解しております。

また、コロナ後の都市部から地方への生活移住ということも再度見直されている実態にあるわけでありまして、これからの事業事例と今後の経済効果を合わせて伺いたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員からの、私の選挙公約に関する月替わりイベント事業に関するご質問でございます。

はじめに、公約に至る経緯をご説明を申し上げますと、私は、日頃から、公務の時間が許す限りにおいて、町内の小中学校を訪問し、直接、児童生徒と触れ合う機会を多く設けております。

こうした折、小学校の授業の中で未来の江差町についてどのような街にしたいかをテーマに子どもたちが自由に議論している中から、毎月何かしらのイベントが行われ、マチ全体が活気に溢れるさまを想像し、月替わりイベント事業が発表されたところでもあります。

私は、子どもたちの真剣にマチの将来を考える姿勢に深く感銘を受け、次代を担う子どもたちの夢や希望、柔軟な発想をひとつでも叶えるべきと意を強くし、この事業を商業振興策の一環として取り進めることによる地域の活性化を目指したものであります。

事業内容と今後の展望についてのご質問でございますが、商店街には、これまでも町のがんばる商店街等応援補助事業を活用した夜市や、まんぷく茶屋、いにしえ夢街道、スタンプラリーなど多くのイベントが開催されており、商店街からは、この間、これ以上のイベントを企画、運営することは難しいとの意見を頂いておりましたが、コロナ禍にあって、多くのイベントの中止が相次ぐ中、あらためて今後の商業振興の在り方等を整理し、今般、新たに持続可能な商店街づくり事業と地域産品営業プロモーション推進事業を制度設計したところでもあります。

事業の詳細につきましては、予算審議において担当課長より説明があると思いますが、ポイントとしては、商店街や飲食店が取り組むキャンペーンに係る経費への支援や、昨年から実施している軽トラ市の開催などを想定しております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の終息がいまだ見通せないなか、大きなダメージを受けた地域経済の回復に向けて、切れ目のない商業振興策を講じてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

(議長)

いいですね。

あ、どうぞ。

「町長」

農漁業の体験観光に関するご質問でございます。

観光客のニーズが多様化しているなかで、地域の特色を活かした体験型の観光が注目されており、農漁業の体験による観光の魅力の向上とあわせ、農漁業者の新たな収入に繋げることにより、経営の一助となればと考えているところでございます。

体験観光の推進にあたっては、江差観光みらい機構の設立により、その基盤ができたところであり、様々な取り組みを進めているところでありますが、現段階ではまだ発展途上の状況でございます。

農漁業の体験メニューの構築につきましても、積極的に取り組んでいるところであり、今年度、コロナ禍の中でも新たな取り組みとして、オンライン旅行会社と連携して、農水海産物を送付し、町の紹介や生産者による調理方法の動画配信等を組み合わせた、おうちソクタビの販売を5月6月に計3回を実施し、オンラインの活用による観光客と生産者を繋げる取り組みとして検討していきたいと考えています。

漁業関連では釣りや魚のさばき方などを題材とした漁師体験や浜料理体験などの協議を進めてきたところであり、コロナの影響により一部の実施となっておりますが、具体化に向けて更に取り組を進めて参ります。

また、農業者とも収穫体験などの協議も行っているところでございますが、農繁期などでの対応が難しいなどの課題もあり、具体化に至っていない状況ではございますが、引き続き協議を進めてまいります。

江差観光みらい機構が中心となって、試験的な体験メニューの実施などを通じ、将来的には農漁業者自らが主体的に運営しながら収益に結びつくような取り組みに繋げるよう事業を推進して参りたいと考えておりますのでご理解願います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

それでは3問目に入ります。

北海道文化財横山家の再開と昨年12月に文化庁が報道発表されました、日本遺産認定取り消し制度の導入についてであります。

今年度、また新年度におかれましても、町長、教育長の町政執行方針、教育執行方針の中にも、横山家の存在にとりましては、江差町にとっては必要かつ貴重な歴史的な文化財資源である。強く認識しており、早急に解決したいというような表明がされて

おります。

本年度、これまでどのような横山家との経過、お話しがあったのか。

それと、今後の対応を伺いたいと思います。

また合わせまして、冒頭に申し上げました日本遺産認定の取り消し制度の関係でございますが、日本遺産認定のコンセプトであります、地域の歴史や文化財を活かし、それと結びつけるストーリーとして地域活性化を図る。まさに横山家、この姥神神社一帯につきましては、にしんと北前船文化の中心的な拠点であり、このような状況、つまり横山家が閉館状況が続くのであれば、日本遺産認定の継続にも、私は少なからず影響が出ると危惧をしておるわけでございます。

その点につきまして、教育長どのような認識をもっておられるのか、伺いたいと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

横山家に関する本年度の経過と今後の対応についての質問にお答えいたします。

平成30年3月に横山家当主でありました横山敬三氏が逝去し、3年が経過いたしました。この間、敬三氏のお兄さんにあたります横山弘氏と今後の横山家のあり方について、20回に及ぶ面談及び電話協議を続けてきました。

その中で昨年9月の段階で重要文化財を目指すことを条件に、横山家については無償で江差町に譲渡したいというお手紙をいただいたところでもあります。しかし、10月の段階になって、兄弟間で無償譲渡することに対し一部、疑義が生じたとの連絡をいただいたところです。

町教委といたしましては、兄弟間の話し合いを継続していただき、無償譲渡へのご理解をお願いしたいこととお話しし現在に至っております。

今年1月には横山弘さんへ電話をし、現在の状況をお聞きしましたが、コロナ禍のため、兄弟と会って話すことができないことから今しばらく時間をいただきたいということでした。

町教委といたしましては早期の解決を望むものでありますので、出来るだけ早く、改めて横山氏と会い協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、このままの状況では日本遺産認定に少なからず影響があると考えがいかがということですが、文化庁では日本遺産フォローアップ委員会が、日本遺産事業の見直しについての中間とりまとめ案を決定いたしました。

内容については、令和3年度から日本遺産の認定取り消し制度を導入することになっております。この制度は、観光客の入込数、滞在時間、消費金額（客単価）、人材育成などを評価し、基準に満たない場合は認定を取り消すという内容であります。

令和3年度の対象地域は平成27年度に認定となった18件が対象となります。江差町は平成29年度に認定となっているため、令和5年度には対象地域となることが推測されております。

横山家の休館が日本遺産認定に影響があるかどうかについては現時点ではわかりません。

評価される側である自治体といたしましては、今後もしっかりと申請時における取り組むべき内容を精査し、また、評価観点を見つめ直し、日本遺産認定の町として地域活性化を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

(議長)

はい、飯田議員。

「飯田議員」

それでは再質問いたします。

ただ今教育長の方から答弁を頂きまして、新たな横山家からの提案があったと、我々も今までは、条件付きですけれどもあれを全て町の方に無償譲渡したいと、まあ兄弟間の話し合いの中で新たな提案が出たという、ただいま教育長の答弁であります。

私はですね、やっぱりこれまで幾度も質問も致しましたし、もちろん、江差町も横山さんとのお話し合いをした。もうそろそろですね、やっぱり、きちんとやっぱり、江差町としての最終決断を出す時期だと思うんですよ。これはやはり教育長じゃなくて、もう町長が英断を示すべきだというふうに思っております。出来ないものは出来ない。出来るものは出来る。

例えば一つの案です、我々も特別委員会を作って調査しましたが、横山さんの方の提案は、国指定。重文の国指定が絶対条件でありますけれども、これはやっぱり江差町にとっても結果的に莫大な改修費は、もちろん補助は出ますけれども、かかるわけですね。あの建物を維持していく以上は、だからこの国の指定を絶対条件とするのではなくて、努力はしますけれども場合によっては無理ですと。相手あることですから、文化庁という相手があることですから、その辺のところを見極めながらやっぱりもう江差町としての最終決断を、私は出すべき時期だというふうに思っております。いかがでしょうか。

それからもう一点。日本遺産認定取り消しの件です。私もこれ文化庁に、担当官の方にお電話で照会をいたしました。確かに6年ですから、再来年その江差町の結果を提出して、場合によっては文化庁が現地に視察に入るわけですよ。その結果としての認定の云々がでるというふうに思っております。

私も大きくは心配はしてないですよ。これまで色々やっぱり日本遺産の事業について、江差町は随分やっております。それは文化庁も認めておりますよ。

ただやっぱり今言うように、ニシンというストーリーでこの日本遺産に認定になった以上は、あそこにやっぱり拠点の横山家がこのままの状態では、やっぱり相当やっ

ぱりこの、日本遺産の見直し、影響があると思うんですよ。

それらを含めてこの横山家の問題はきちんともう整理する時期である。この辺については如何でしょうか。

(議長)

誰。町長。

暫時休憩。

休憩 14 : 42

再開 14 : 55

(議長)

それでは休憩を閉じて再開いたします。

観光課長の答弁から。

はい、観光課長。

(追分観光課長)

今飯田議員のご質問の中で、日本遺産の認定取り消しの件についてありましたので、私の方から若干ご答弁をさせて頂きたいと思えます。

日本遺産の認定が平成29年にされまして、その間、3年間補助金を頂き、文化庁の補助金を頂きながら、様々な事業を行ってきたということはご承知の通りかと思いますが、この取り消し制度の中で、それぞれの総合評価ということになりますので、これまでの取り組みの中で、先ほど言いましたとおり、観光客の入り込みですとか、それぞれの町の取り組み状況。それから人材の育成がどうだったのかとか、色んな、様々な面からの評価ということがされるというふうに聞いております。

まだ具体的にその評価がどういうふうにされるのかということは、これからされる部分なので、我々もまだ見えないところはありますけれど、横山家の今の状況が一つで認定の取り消しになるかということになると、我々もちょっとそここのところの情報は分かりませんが、それ一つの中で認定が取り消しになるというような状況ではないというような考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(議長)

よしいいな。

はい、教育長。

「教育長」

横山家ですね、譲渡の関係でございますけれども、これについてはですね、過去に何回か飯田議員の方からも一般質問も出されておりますけれども、横山家をですね、重要文化財に指定する、目指すというふうなことを条件にですね、無償譲渡をすればいいのではないかということにつきましてはですね、これにつきましては、これまで

議会でも答弁を申し上げましたけども、横山家側ですね、この要望でございまして、これについてはですね、町としても考えは一致しているところでございます。

で、先ほど答弁でもですね、私申し上げたとおり、9月にですね、一応合意のですね、お手紙を頂いたというふうなことを申し上げましたけども、ただ、ただですね、相続人間の中でですね、総体的には賛成なんですけども、各論、反対する方がおられまして、現在に至っているというようなことでございますけども、いずれにしてもですね、横山家、躯体を含め、基礎部分ですとか、特にハネだしの部分が痛みが激しくなっております。

ただ、これを修復するとすればですね、多大な財源もかかります。当然、補助の導入もしなきゃないし、そのためにはですね、所有者も確定しなきゃないというふうな状況でございます。

私ですね、これについては、文化財を預かる教育委員会もですね、責任者としてですね、精力的にですね、解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

できればですね、新年度早々、早い時期にですね、また本人と直接お会いしてですね、このあたりの話し合いはしてみたいなと考えておりますので、よろしくお願ひします。

(議長)

いいですか。

飯田さんいいですか。

はい、以上で飯田議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に室井議員の発言を許可いたします。

室井議員。

「室井議員」

それでは質問に入っていきます。

まずですね、今回一般質問にあたりましてですね、皆さんのところに一般質問参考資料というのを事前に配布しております。これは直近3か年にですね、渡ってですね、私2月の始めから約1か月かけてですね、全て議事録、かもめ島、北の江の島構想、国道周辺整備に関するですね、議会の常任委員会、特別委員会、そして私の一般質問を含めたですね、ものを議事録から引用して整理したものでございます。

それで、時間が無くてですね、3月1日に私、一般質問通告しました。所信表明、町長の所信表明をですね、見ることなくですね、この一般質問の資料に私は精進しておりました。

それで冒頭、町長の所信表明ですね、私通告してませんが、感動した部分があります。

一つ。最後のこの10ページですね、今非常に、町長いいですか。町長。ね、苦しい財政状況だけど、将来に渡ってですね、地域が元気になるように今やらなきゃならないことがある。私もこれは同じです。そういう思いを込めてですね、質問に入っていきたいと思います。

まず最初に、北の江の島構想、かもめ島、並びに国道周辺を含めた全体構想に関する委員会報告及び一般質問と答弁の検証と考察について伺いたしたいと思います。

直近約3年間、構想の実現に向けた常任委員会と特別委員会の事務調査報告が3件、定例会での私の一般質問が4件、臨時会での質疑1件を含め、その大多数は提案型でありました。

今今定例会での一般質問参考資料として、時系列に整理されたものを議事録から引用し、それに私の思いを込めた質問内容と答弁を明記しております。

その中から判明されることは、構想実現に向けての基本的な姿勢の相違、つまり私の考えと町理事者の考えとの相違がかなり大きいと理解しております。私はかねがね、地区全体の活性化、構想実現には賛成の立場で、議会においては応援質問も行った経緯があります。しかし、かもめ島上、開陽丸周辺での賑いのみが、果して江の島構想なのか、ここ3年間の議会委員会報告や定例会一般質問と答弁は、一体何であったのか、など、疑問を強くし過去を検証、具体的に質問をさせていただきます。

1つ。総務産業常任委員会と特別委員会の事務調査報告の中での提案を、どのように理解し、評価しているのか。

1つ。委員会提案意見書を政策立案の上でどう反映、位置付けされているのか。

1つ。私の一般質問の中で、南埠頭用地を大胆に活用し、国道交差点改良事業と合わせて、周辺地区環境整備を新たに行うべきと提案しましたが、答弁では、今現在の江の島構想とは少しかい離している部分があると明言されております。それは、今現在も同じなのか、伺いたしたいと思います。

1つ。では一体、江の島構想とはいったい何なのか。単に賑いをつくるだけなのか、歴史性を深く考慮した構想、計画が見えていないが、今後どうするのか。

1つ。開陽丸周辺、かもめ島周辺での賑いを作り出す計画を立てている段階と答弁されておりますが、その後の経過と実績について伺いたしたいと思います。

1つ。令和2年度末に、今現在庁内協議をしているので、長年の周辺課題の解決策を含めて、一定事業の全体像を示す予定。さらに、全体像を示す前に、議会とも十分意見交換すると答弁されておりますが、今現在何もありません。今後の方向性についてどうなのか、お伺いたしたいと思います。

7点目。令和2年第4回定例会での私の一般質問、答弁を検証し、私は、室井議員の考え5点について具体的に答弁を求めたいと思います。一般質問参考資料6頁に書いてあります。

最後に、本年1月28日開催された全員協議会において、第6次総合計画に関わる重点施策事業として取り上げた、江の島構想の着実な実行の中で説明された、1つ、まちづくりアドバイザーの配置とあるが、知見を有しないアドバイザーなのか。私の

先の第4回定例会での一般質問と答弁との整合性を明確にしてもらいと思います。1つ、ゾーニングの確定とあるが、何を想定して、基本方針を定めるんですか。ゾーニング、ここを今現在考えていることを答弁してもらいたいと思います。1つ、想定される関係機関と書いてます。想定される関係機関については、これから色んな段階で調整していくことになると思います。この辺も現時点で、取りあえずこういうところを想定しております。そういう考えがあったら明記してもらいたいとあります。1つ、令和4年度に基本設計、基本設計の策定とあります。つまり来年です。何を想定しているんでしょうか。全体像が無くて何を想定しているんですか。この辺もですね、考えていることがありましたら答弁願いたいと思います。それと、一般質問参考資料7、8頁に、私の考え方と総括して、例をあげて列記した1から4について、私の私案に対する考え方がありましたら、お伺いしたいと思います。

町長最後に、この一般質問参考資料の最後にですね、こめ印に、町長は夢のある、夢のあるかもめ島周辺を作っていきたいと明言しています。書いてます。夢を描くにはですね、物語が必要なんです。物語のない夢ってありますか。それを誰がプロデュースするんですか。誰がまとめるんですか。私は役場の皆さんはですね、能力はありますよ。だけどコロナ対策、こればかりやってる時間がない。色んな仕事がしなきゃならないですよ行政は。そういう中でですね、自分達でやるというのは時間的、物理的に能力あってもできないんですよ。だから私はちゃんとした知見のあるですね、アドバイザーをお願いしたそういう当て職な委員会じゃなくて、と私は12月議会ですよ、12月議会で質問しています。それに対するですね、答弁はですね、私にとってはですよ、木の木っ端で鼻かんだようなね答弁しかこないんですよ。私は一生懸命ですね、頑張ってる、町長、江の島構想であろうがかもめ島であろうが、とにかくあそこ周辺一帯をですね、なんとか議員としてお手伝いしたいというのが私の考えなんです。そういう思いからですね、今回一般質問参考資料提出いたしました。これらを見ながらですね、答弁を求めたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員からの1問目にご答弁させていただきます。

この度の室井議員からの一般質問は多岐に渡っておりますので、まずは、町の構想と議会委員会などの流れを時系列にしながらのご答弁となります。ご質問の趣旨と順番が前後する場合がございますのでご理解願います。

まず、確認の意味から、町として当初お示しした北の江の島構想の整備イメージの大枠をご説明をさせていただきます。

平成30年3月に構想を初めてお示しをし、その時点では、国道入り口からかもめ島の上までを想定したものとしておりました。その段階では港湾道路の整備を先行し、

南ふ頭用地そのものの利活用は今後の検討としておりました。

その案をお示しした後の平成30年第2回定例会では、議会総務産業常任委員会からのかもめ島周辺の利用計画調査報告において、構想の対象とする範囲を拡大し、南ふ頭用地やいにしえ街道入り口までを含めるべきとの全体構想図が示され、ご意見をいただいております。

平成31年第1回定例会における室井議員の一般質問の際に乖離という表現をしておりましたのは、その時点でのお話だというふうに認識しております。

町といたしましては、議会からのご意見をいただいた後の、令和元年12月17日開催の江差町総合計画等特別委員会において、南ふ頭もゾーニング案に加えた構想に関する基本的な考え方をお示しさせていただいており、委員会意見を十分参考とさせていただいておりますことを、ご理解願いたいと思います。

また、昨年末にお示しした第6次江差町総合計画の実施計画にございますとおり、平成30年3月策定の現構想につきましては、この間のご意見なども参考とさせていただきながら令和3年度中において改定してまいりたいと考えております。

このように全体構想を検討しつつも、当面の方針といたしましては、開陽丸周辺、かもめ島周辺の整備を優先して進めてまいります。

開陽丸周辺での賑わいにつきましては、子ども達が目を輝かせる、あるいは親子が笑顔で足を運ぶ場所としたいと考えており、その魅力付けをサポートできるであろう民間企業数社と内々に協議を進めており、合意に向けて、その可能性を探っているところでございます。

また、かもめ島周辺に関しましては、今年の春に、懸案でした老朽施設の解体とあわせ、日本財団の支援を受けながら民間団体が実施するマリumping事業を支援することなどにより、島の上の環境整備と魅力向上を目指してまいります。

加えまして、今定例会ではかもめ島交流拠点づくり基金条例の設置をお願いし、先ほど可決を頂いたところであります。企業版ふるさと納税や、ふるさと応援寄附金の寄附目的の一つに、かもめ島周辺の交流拠点づくりを加えるなど、来るべき整備に向けた財源対策にも力をいれてまいります。

次に、令和2年第4回定例会でお示しされた5点についてのご答弁が求められています。

専門的知見を有しない委員会で誰がまとめるのか、ということではありますが、先ほどご説明させていただいたとおり、現在、メインとなる施設機能並びに整備後の運営支援をサポートいただける可能性を探るべく民間企業と協議を進めており、そういった相手方と合意し、整備方針のイメージをもちながら住民の皆様のご意見をお聞きし、また、当然、議会とも協議のうえ形作っていくこととしておりますのでご理解願いたいと思います。

続いて関係機関とのお話についてです。

先ず、道路や港湾をはじめとして函館開発建設部がございまして、交通の結節点としたいことから函館バス株式会社やハートランドフェリー株式会社も含まれます。あ

るいは直接の利害関係者としましては、漁業者や開陽丸青少年センター、北海道えさし観光みらい機構が想定されます。その他、施設整備の手法という意味では経産局や都市局などといった国の出先機関も想定できます。

一定の道筋と4つ目の議会との協議は、ですが、全てではなくとも、主となる施設や機能といった構想の肝となる魅力付けの方向性が見えてきた段階におきまして、議会へ説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと考えます。

私は、幅広く多くの企業人などと接点を持つことが、北の江の島構想を中心としたまちづくり全般にとって、この町のプラスになると考えております。

昨年6月に就任いただいたまちづくりアドバイザーは、そういった当方の、我々の意向に沿ったサポートをしてくださっていることをお伝えさせていただきたいと思っております。

具体的な例を申し上げますと、サツドラホールディングスとの連携などはアドバイザーのサポートでここまで出来ているというふうにお伝えしておきます。

ゾーニングなどいくつかご答弁を求められていますが全体的なお話をさせていただきます。

平成30年第2回定例会でご報告いただきました総務産業常任委員会報告の資料で、かもめ島を含めて南ふ頭、開陽丸周辺など非常に広大な敷地を対象とした全体構想図のご提案がございました。前段にご答弁させていただいておりますが、町として見直したゾーニング案とは基本的に大きく変わるものではございません。どこから、どんな機能を持った施設をどのように整備していく方針なのか、を令和4年度に手掛けたいと、総合計画の実施計画に掲載させていただきました。

総括として掲げられておりました室井議員の私案に関してでございますが、1については先ほどご答弁申し上げました。2と3についてですが、財源確保に知恵は必要ですし、有利な起債や交付金を取り込める事業計画、つまり財源対策は必須だというふうに思っております。また、交差点改良についても、今年に入ってから、函館開発建設部幹部と意見交換を行ってきております。けっして室井議員の考えと反したものではありません。

今、多額の財政出動が必要となる事業として、令和3年度と4年度は学校給食センターの整備がございまして、令和5年度には旧江光ビル跡地を活用した住民の交流拡大と健康増進、それによる商店街の活性化を見据えた事業を実施したいと考え、現在、その構想を示しております。

是非この点をご理解いただき、今後ともお力添え、ご協力を頂きますことをよろしくお願い申し上げます。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

私もですね、議運の委員です。議事進行には協力しますよ。もう大幅に過ぎてます。だから簡潔にですね、まあ予算質疑もありますから、町長1点だけ。

何年かぶりにですね、いいですか皆さん聞いて下さい。北海道建設新聞、これ2月26日ですよ。この新聞読むことない。3年も4年も読んでないでしょう。これ、サロベツ村って言うんですか。スーパーシティー構想、内閣府の北海道に今申請するんですね。これ北海道で多分1番最初ですよ。これ色んなことができます。人口が少ないからといってですね、それは国の交付税の関係とかね、経済活動には不利ですよ。なるべく減らしていかない努力は当然しなきゃならないです。でも、3千人くらいの町で、こういう国から補助金がばすけ来るんですね、こういう事業やれるんですよ、今申請するんですよ。多分採択されるでしょう。だから私は江の島構想もいいんですよ。江差にはもっともっと江の島構想の以前に、かもめ島、北海道のですね、本当に一番大事なところなんですよ。あそこを守る。あそこを少しでも復元して、何も大きいもの固いものを作らなくてもいい。マリumping事業でやれる。あれで十分作らないで、あそこは自然のあったものを少しでも復元していく、やっていく、順次やっていく。そういう方法で、負けないで、日本、町長、道の駅と海の駅と合体した物作りましょう。日本、初めてじゃないですか。出来る場所ですよあそこは。道の駅、海の駅、一緒になった南埠頭を活用したあそこに作るべきだと私は思うんですが、もしほんの少しでも私の意見に賛成だったら答弁して下さい。

(議長)

はい、副町長。

「副町長」

今この3月定例会で、町長自身も答弁したい気持ちあるんですが、簡潔に申し上げますと、本当に全体構想なくしてただ点だけ整備すればいいっていう考えでは毛頭ございません。ただし、今主役になる優先度の施設は、子どもの、子どもなり小学生以下であったり、親子の遊び場をなんとか屋根付きのところを作りたい。

それから道の駅の2号店といいますか、まさしく。それで、室井議員失礼かもしれませんが、建物立派なものを建てても、その建物の店の中で何を売るんですか。これは例えば開発建設部に行ってもどこに行ってもですね、今のぷらっとがそのまま移行して道の駅にしようとは思ってはございません。何を売りにして、どんなイメージアップを図って近隣町の道の駅と差別化を図ってやるのかで、町長が今民間の力を借りて奮闘しているというのはそこにあるということです。それらが少しというか、見えた段階では、主役になる施設の動き方によって、全体構想に繋がっていくと、こういうことになるということでございますので、今、先に家を建てて中に入る方を探すということには当然ならないものですから、そのことをですね、民間の力を借りて、ああ江差の新しい道の駅に行ったらこういった魅力があるんだ。それは知名度になるの

か、そういったところを含めて、今民間事業者の力を借りるのに、町長が奮闘していると、このことを室井議員始め、皆さんにお伝えして私の答弁にさせていただきます。以上です。

(議長)

いいですね。室井議員。

「室井議員」

良くないよ。

(議長)

2問目。

「室井議員」

副町長すみません。家を建てて入る人を探す。私に対するそういうこと言うんですか。私何十軒、家建ててきてますか。相手がいて建てるんですよ。ちょっとその辺は後で言葉直して下さい。

それで終わります。

2問目、簡潔にいきます。

(議長)

はい2問目。

室井議員。

「室井議員」

旧カネマツビル跡地の活用策について。

町長この質問はですね、極めて、極めてね、色んな面で重要な答弁になるかと思えますから、その辺私はある程度推察して質問させていただきます。

令和2年第3回定例会において、全議員の構成による江差町総合計画等に関する事務調査報告の中で意見しておりますが、遊休、老朽施設の解体、活用に向けた協議の提案として取り上げた、現在の江差警察署の所在地の諸課題の解決対応に、江差町として最大限、北海道江差警察署に支援すると同時に、行動するべきと意見に付しております。

この質問に対して、町長の今現在の答弁できる内容でいいです。私もその辺はちゃんと理解しておりますので、今現在の内容がありましたら、ちょっと答弁を求めたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

室井議員からの2問目、旧カネマツビル跡地の活用策についてのご答弁申し上げます。

令和2年第3回定例会において報告されております、江差町総合計画等特別委員会の調査報告におきまして、当該ビルも含めた、遊休、老朽施設の解体、活用に向けた提案を受けておりますし、加えて、官公庁庁舎に関しても明記されておりますことは承知しております。

町といたしましても、中心市街地における課題の大きな一つとして認識してはいるものの、議員ご承知のとおり、同ビルは貸付金の債務が滞ったことにより抵当権が設定されており、利害関係が複雑な状況と聞いております。

引き続き北海道などと情報共有しつつ、町が担える役割がはっきりした際には、しっかりと対応を検討してまいりたいと考えていますのでご理解願います。

(議長)

いいですか。

「室井議員」

これでやめます。

(議長)

はい、以上で室井議員の一般質問を終わります。

以上で、議員の一般質問を終わります。

今定例会に通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を終結いたします。

(議長)

日程第16、議案第6号から日程第24号、議案第14号及び日程25から議案第16号、並びに日程第26、議案第18号から日程第32、議案第24号、令和3年度江差町各会計予算並びに関連議案について、これを一括議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

ただ今、一括上程議案となりました、議案第6号、令和3年度江差町一般会計予算及びに議案第7号から議案第13までの、7特別会計予算、議案第14号、令和3年度江差町水道事業会計予算並びに議案第16号及び、議案第18号から議案第24号までの、計17議案についてでございます。

令和3年度予算編成につきましては、町政執行方針でも述べましたとおり、新型コロナウイルス感染症が、いまだ収束しない中で、感染症対策を最優先課題としつつ、将来にわたり、全ての町民が安心安全な暮らしを送り、未来に夢や希望を描ける元気なまちづくりを進めるための予算編成を行ったところでございます。

この結果、令和3年度の予算額は、一般会計で56億9,510万円、特別会計総額で26億1,047万2千円、水道事業会計では7億3,368万7千円となったところでございます。

各会計予算案及び関連議案の具体的内容につきましては、各担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、提案説明がありました、令和3年度各会計予算並びに関連議案について、各所管の単位で補足説明を求め、質疑を受ける事といたします。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 14：42

再開 14：55

（議長）

それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第33、議案第6号から議案第14号及び議案第16号並びに議案第18号から議案第24号、令和3年度江差町各会計予算並びに関連議案中、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

（議長）

財政課長。

議会事務局の予算をどうぞ。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議会事務局費につきましては、私の方からご説明申し上げたいと思いま

す。

予算資料に基づいて、ご説明したいと思います。

江差町各会計予算資料8ページをお開き願いたいと思います。

番号につきましては、1番から6番までが、議会事務局費関連でございます。内容といたしましては、議員の皆様の報酬や、期末手当、視察旅費、費用弁償等々の議員活動、議会だよりの印刷製本費、事務局の旅費や消耗品費などの経費、並びに事務局職員の人件費等々でございます。内容としては、ほぼ前年度と同様でございます。大きく変更となったところはございません。

私からは、以上でございます。

(議長)

次に、総務課長。補足説明。

「総務課長」(補足説明)

総務課所管の予算について、私の方から説明させていただきます。

初めに、一般会計全体の人件費についての説明です。予算書132ページ、給与費明細表をご覧くださいと思います。中段にあります一般職であります。給料手当、共済費の合計といたしまして、右端に記載のとおり6億9,536万6千円を計上させていただきました。前年対比では、370万2千円の増額となったところでございます。要因といたしましては、一般会計以外の他会計からの職員移動によるものが、主な要因でございます。

また、下段にあります会計年度任用職員であります。人件費として1億9,580万4千円を計上させていただきました。前年対比では、3,732万6千円の増額となったところでございます。要因としましては、継続雇用者の昇給、期末手当の満額支給、退職手当受給資格を満たした職員について、令和2年度遡及分と令和3年度分の2ヵ年分の退職手当組合負担金の予算を計上している事が、主な増額の要因となっております。

以下、各科目での人件費説明は割愛させていただきます。

次に、各科目ごとの説明に移ります。内容につきましては、別冊の予算資料で説明をいたしますが、総務課所管の事業としましては、大きな新規事業は、2点か3点の部分で、他の部分は簡潔に申し上げたいと思います。

始めに、予算資料8ページの7番から16番の一般管理費ですが、11番、会計年度任用職員分の人件費を計上する予算科目は、職員同様としております。各科目に予算化すべき、議会費、民生費、農林水産業費、教育費以外の会計年度任用職員分の人件費については、総務費一般管理費に集約して、予算化しております。

次に、8ページの文書広報費のうちの17番、町例規管理、それと9ページの50と51番の交通安全対策費、51番から53番の住民運動対策費、55番の公平委員会費につきましては、例年と大きく変わる点はございません。

次に、同じ9ページでの引き続きとなりますが、56番から59番の諸費についても、例年と大きく変わる点はありません。

次に、同じ9ページの78番の衆議院議員選挙費です。令和3年10月21日任期満了に伴う、衆議院議員総選挙及び最高裁国民審査の実施に伴う経費、841万5千円を計上させていただきました。全額国庫支出金でございます。

次に、10ページの138番から140番の保健衛生総務費です。138番の厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金ですが、道道乙部厚沢部線道路の冠水対策嵩上げ工事にもともなって発生する、厚沢部町簡易水道施設のうち、小黒部地区配水に係る水道管の嵩上げ工事費を負担するものでございます。394万1千円を計上させていただきました。

次に、11ページの171番から176番の環境衛生費につきましては、例年と多く変わる点はありません。

最後に、14ページの296番から306番の消防費全般です。この中で、300番行政組合負担金、サイレン吹鳴装置親機交換ですが、平成27年に設置した、サイレン吹鳴装置システム5台のうちの、1台が耐用年数を経過する事から、更新をするものでございます。243万2千円を計上しております。

継続しての事業として、303番の災害備蓄品整備ですが、議会資料の22ページに資料載っております。避難所運営に必要とされます避難所資機材及び生活必需品を整備する経費として、昨年度より200万円増額の500万円を計上させていただきました。

新規事業として、306番の防災ハザードマップ等作成ですが、現在あるハザードマップ作成後に、北海道管理2級河川の3河川が千年に1度の最大規模の大雨を前提とした最大浸水想定区域が示された事と、町内普通6河川の50年から100年に一度の大雨を想定した、計画規模推進想定区域と令和元年度に終了いたしました、北海道による土砂災害警戒区域等基礎調査結果を掲載したハザードマップを作成する経費、497万2千円を計上させていただきました。

以上、簡単ではございますが、予算関連の説明を終わります。

(議長)

次に、財政課長。

「財政課長」(補足説明)

監査委員費でございます。

予算資料の9ページの80番と81番となります。職員人件費監査分と監査委員事務でございます。

内容といたしましては、委員の報酬の他、職員人件費、旅費などの監査委員の活動に関する経費でございます。こちらの方も内容といたしましては、ほぼ前年度と同様で大きく変更となったところはありません。

簡単ですが以上でございます。

(議長)

はい。以上で、補足説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望、ありませんので。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

2点、お聞きします。総務費の総務管理費、一般管理費の関連で1点と、それからもう1つ。衛生費、環境衛生費の関連で2点お聞きします。

まず、最初、一般管理費の関係で、町職員に関わってきますが、新年度、江差町でつくっております江差町男女共同参画基本計画というものがありますが、新年度、今年度と言っていいんでしょうか、で、5年計画が終わります。それで、今、国会でもいろいろ、男女平等ジェンダー問題等いろんな論議出されております。まず、足元の事について、お聞きしたいと思いますが、まず、この計画、概括でいいので、現時点でどういう到達点、どういうふうに見ているか。その上で、まだ終わってませんけれども、次期計画に向けて、どういうふうに進めていく考えなのか、教えていただきたいと思います。

それで、この点で、具体的に何点かお聞きします。この問題全体は、範囲が広いので、町職員に限ってお聞きします。3つお聞きします。この計画の中にもあります。女性の育児休業、介護休業等の取得状況について具体的に教えていただきたい。

それから2つ目。男性の、これ町職員ですよ。男性の育児休業、介護休業等の取得、これについても、一定のわかる数字、教えていただきたい。

それから、この点で最後です。なかなか女性登用というのは、本当にどの部署でも、厳しいのはわかるんですが、江差町の役場の中に各種審議会、名称はいろいろありますが、審議会がありますが、そこへの女性委員の登用、現状がどうなっているのか、お聞きしたいと思います。これが大きく1点目。

それから2つ目。最後ですが、環境衛生費の関係。具体的には、ごみリサイクルの

問題です。私、議員になってから、ずっとこの問題やって、正直、ほとんど動いていません。だから同じことを言うのも恐縮なんですけど、ただ、町長の執行方針の中に、減量化、リサイクルの推進を共同していく。というふうに書いてあります。書いてある以上は、どういう事なのか。従来と一緒にという事だったら、どういう事なのかと思うんですが、せめて、細かい事言いませんが、この間、ずっと衛生処理組合の議会、その関連で江差の議会で言ってきた事、せめて内部で何か検討しているのか、町長もふしふしでは今の現状については変えていかなければならないと、言っておりました。他管内並みに追いつくのは、いつの事になるのか。少し教えていただきたい。新年度どうなっているのかです。

それで、それだけでは、私としても不満足なので、少し具体的の聞きます。ペットボトルのボックスがあります。現状おさえていると思いますが、足りない。それは理由いろいろあります。おさえていると思います。増やさなかったら駄目です。答弁によってはなぜかという事を聞きますよ。

それから2つ目。小型家電の回収場所。これも小型家電って本当に増えている。だから何が小型家電なのかという事も含めてありますけれども、これも、なかなか難しいけれども、回収場所を増やす。

最後。今の2点は、既存のものがあるから増やしてくれという質疑、質問です。内容ですが。今度は新たなもの。今、いろんな団体で、地方自治体でも結構取り上げていますが、古着、古着の回収。燃えないごみで言うと、結構な量になります。かさ、かさと言っていいのか、これをいろんな団体等にやっている部分がありますが、町として何らかな形でできないか。これは検討できないか。という観点でお聞きします。以上です。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」

まず、江差町男女共同参画基本計画についてのご質問です。

計画につきましては、現時点での到達点というご質問でございます。本計画につきましては、国、道の上位計画に基づきまして、男女が共に共同で進めるまちづくりを基本理念として、男女共同参画社会形成のための意識づくり、あらゆる分野への男女共同参画の促進、家庭生活の充実と地域の交流を深めるまちづくりの3つの基本方針を挙げた計画と、掲げた計画となっております。

基本的な施策を10項目挙げて、具体的な取り組み計画を示しておりますが、まちなほとんどの課にまたがっているものでございまして、それぞれの業務の中で、実施しているものでございますが、現時点では、全ての計画に及んでいないという状況にございます。

例えば、地域の事業所との連携と啓発だとか、住民への啓発活動、情報提供などに

については、現時点では実行できていないものも若干ございます。残り1年でできる範囲で、経過、できる範囲での達成に向けて、一応努力、これから1年間この計画は努力していきたいと考えております。

次期の計画について、どのように進めていくのかということでございますが、この、前回と言うか、今の計画を踏襲しながらですね、国、道の計画も参考にして、策定して参りたいと考えておりますし、策定にあたっては、町内関係各課と連携を取りながら、まとめて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

それと、女性の育児休暇、介護休業等の取得でございますが、令和2年度での育児休業取得者は、2人というふうに、役場では2人となっています。ここ何年かは2人か3人で推移している状況です。

男性の育児休業取得者はありません。育児休業取得可能者は3人おりましたが、制度についての説明等は都度しておりますが、ゼロという事です、男性につきましては。

介護休暇取得者についてもありません。介護休業の取得制度がある事は、職員は把握しておりますが、取っている職員は、現在のところありません。

それと、審議会等への女性委員の登用はという事でございます。毎年、男女参画推進状況調査というのがきます。その中で、地方自治法に基づく、審議会等の女性の登用の調査という部分もでございます。令和元年度で、委員会数が22の委員会、その中の委員の総数が221人、女性委員はそのうち51人、女性割合は23.1%、これが令和元年度の数字です。令和2年度については、26.2%となっております、元年度よりも3.1%増というふうになっておりまして、女性委員が若干、増えているという状況でございます。

これとは別に、法律の規定により、大臣が委嘱する民生委員だとか、人権擁護委員については、女性委員の割合は52.8%で約半数です。

それと、参考までに、町職員の女性職員の割合は30%というふうになっております。

ちなみに、最近では、江差町の総合計画にの策定委員会については、委員数20名に対して女性委員7名で35%となっております、これらの委員会の選考についても、男女のバランスも考えて、委員の選考にあたっているというところがございます。

次に、ごみのリサイクルの関係です。これまでもご答弁しているとおおり、当面は先行して実施している、空き缶、ペットボトルの回収や、町内会、子供会、独自で実施している、古紙回収等々の取り組みを基本とするという事を、毎回言っているんですが考えております。内部で検討している事はないのかというご質問ですが、現在、町内会等で古新聞古雑誌段ボールビン類等を、月1回程度で業者の方へ回収を依頼してる町内会についきましたは、調べたところ、12町内会程ございます。北部の方は、今のところ確認できていいないんですが、町内、町内業者でも、回収できる業者がおりますし、まずは、この町内への回収により、町内会等への収入が入るというメリットも説明してですね、やっていない町内会には、協力をお願いしていきたいなというふうに思っておりますし、また、町民全てではございませんが、一部でございますが、

宅配システムを利用している方については、紙パックだとか段ボール、新聞紙、発砲トレー、食用油、古着等の資源回収も行なっている宅配業者もごさいます。宅配システムの業者もごさいます。それらの利用促進だとか、後、スーパーや店舗など、民間の店舗とかです、資源回収の取り組みが出来ないかなど、その辺も、行政だとか、協議もできればなど、いうふうに考えてごさいます。

それと、他管内並みに追い付くのはという事ですが、できるものから徐々にやっていきたいというふうに考えておりますので、今の段階でいついつという事は申し上げられませんので、ご理解願いたいと思います。

それと、ペットボトルボックスの設置場所を増やす事という事でごさいます。今年度予算で、3基73万9千円を計上しております。今現在、16か所に19基、設置して。

(「空き缶でしょ、それ」の声あり)

「総務課長」

ペットボトルです。

基本、町内会へ設置要望を取りまして、要望があった場所へ設置する事としておりますが、どこからも声が上がらなかった場合はですね、設置箇所のバランスを考えて、町で設置箇所を選定する事となっております。

今後も、毎年増やしていきたいというふうに考えてごさいます。

それと、小型家電の回収拠点の増設という事でごさいますが、回収拠点については、再資源化を促進する観点では、拠点を多くする事で、効果がでる事は承知してごさいます。現在、役場と文化会館の方に設置しておりますが、北部の方に拠点、回収拠点が無い事から、北部への設置について検討をして参りたいというふうに考えてごさいます。

また、古着の回収につきましては、町としての回収については今のところ考えておりませんので、ご理解願います。

以上です。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

1つだけで、やめておきます。

ペットボトル、これは空き缶ボックスの新設改修助成という事になっているから、

これペットボトルも入っている、項目では、空き缶となっていますよね。

(「聞き取り不能」)

「小野寺議員」

これ言葉は空き缶等。私、今、この会計予算資料を見ているんです。会計予算資料の171。ペットボトル入っているんですか。

(「聞き取り不能」)

「小野寺議員」

別にあるんですか。

(「聞き取り不能」)

「小野寺議員」

どこにあるんですか。

(「聞き取り不能」)

「小野寺議員」

了解。そっちを見なかったという私の方の、ええ。

それで、課長。ペットボトルのボックスが足りないという事はどうです、おさえていますか。足りないんですよ。それで、なぜ足りないか。それはご存じだと思いますけれども、江差町の考え方としては、拠点に置いているから、よそから持って来て入れてもいいですよという事になってますよね。ちょっと勘違いして、自分の町内会と知っている人もいない訳じゃないんだけど、あれは違うんですよ。だから極端な事を言ったらね、どっかわからないところから入れているんですよ。これ、今の地球温暖化というか、防止のためにペットボトルをそこら辺にふっ散らかせるよりは、入れてもらう方がいいですけども、ちょっとこの場で、今、公式にしゃべってもいいのかな。どうも、町外からの人も含めて、通勤途中に入れている。というのも、あるやに聞いております。いずれにしても、それはいい事です。江差町がそういう前提で置いていますから。であれば、ペットボトルをねもっと作らないと。他町なみに出来ないのであれば、江差町として、今それでやるというのであれば、しっかりとその制度設計をやっていく。それから溢れている時ありますね、週に1回ですか回収。だけどそれじゃ間に合わない所もあるんですよ。それはなぜかと言ったら、さっきの理由です。ある所に皆持っていくから。それだけ今ね、溢れているんです。これは国の政策です。国の政策。けども、地域としてやらなければならないのであれば、江差町が

そこで頑張るといっているのであれば、しっかりとやっていただきたいと思いますが、その点についてだけ、再質問とします。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」

はい。事務事業の細かい所にはついてなかったんですが、今年は3基の予算が付いています。毎年だいたい3基付いているんで、これは、この後もずっと、何基になるかわからないんですが続けて予算を組んでいきたいというふうに思ってます。

それと、ペットボトルが溢れているという事もあります。うちの方の作業員が、見回ってですね、その辺は、気付いた場合は回収するなどの事もしていきたいと思えますし、今年の1月の広報でですね、住民への周知という事で、ペットボトルの回収方法、出し方だとか、注意点だとか、あと小型家電についても、チラシで住民周知していますし、それと同時にホームページの方でも、小型家電の種類だとか、全部掲載していますので、そういう事で協力を町民にお願いしていますという事でご理解願います。

(議長)

いいですね。

はい。質問ございませんか。

飯田議員。

「飯田議員」

あの、JR江差線ここでいんだべが。

財政課。35。

「財政課長」

これは、議会事務局、監査委員を、監査委員費だけを特定したので、後で。

(議長)

わかりましたか。

「飯田議員」

はい。良くわかりました。

次でやりますから。

(議長)

はい。質問、質疑ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 15 : 55

再開 15 : 56

(議長)

それでは会議を再開いたします。

次に、まちづくり推進課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

私の方から、令和3年度まちづくり推進課所管の予算について、ご説明を申し上げます。

別冊の各会計予算説明資料に基づき、新たな取り組み、あるいは既存事業中の変更点について、ご説明させていただきます。ページの8ページをお開き下さい。真ん中ほど、19番情報周知発信強化です。116万2千円でございます。こちらは、今のコロナの臨時交付金で、LINEを行っていましたが、新年度からは、公式のLINEアカウントを使いまして、新型コロナウイルスの情報は当然ですけれども、災害情報もしっかり出していこうという事で考えてございます。LINEのアカウント配信システム使用料92万2千円が含まれてございます。

続きまして、企画費中、まちづくり推進課所管の事業、こちら37番から49番、9ページの49番まででございます。

初めに、39番の北の江の島構想推進事業でございます。本年度は、北の江の島構想推進に向けた1年としまして、各関係機関や、住民などとの協議を図るため、昨年度整備した北の江の島構想VRを用いて、協議の場に挑んで参りたいと考えております。また、検討案について、さらに可視化を図るため、VR上の街区及び建物簡易ボリュームを作成し、課題とイメージを共有して参りたいと考えてございます。加えまして、まちづくりアドバイザーを活用して、北の江の島構想への協力をいただける企業を募る活動を実施して参ります。予算額は335万3千円でございます。

次にNo.49、江光ビル跡地活用基本計画策定でございます。跡地を中心市街地にお

けるコミュニティ拠点として整備するため、旧江光ビル跡地活用事業、基本構想に基づきまして、現在、作っている基本構想に基づきまして、基本計画を策定するものです。予算額は1,117万7千円、主には基本計画策定費用と地盤調査という事で考えてございます。

No.46番です。開陽丸青少年センター補助でございます。一般質問にもございましたが、開陽丸青少年センター運営費補助の他、劣化状況調査に対する費用相当額を、補助金として計上してございます。予算額は2,736万円となっております。

次に、47番の江差町上ノ国地域創生事業でございます。こちらの事業につきましては、令和2年度は、第2回の6月定例会で補正予算として、議決いただいたものでございます。上ノ国町と江差町で、2町の持つ強みを生かした特産品開発及び販路拡大、両町のPR活動に取り組むものでございます。予算額は150万となっております。これらは、全額、同協議会への負担金という事です。

続きまして、9ページに入ります。No.48番、サツドラホールディングス包括連携でございます。令和2年3月27日にサツドラホールディングス株式会社との共同事業に関する協定書を締結いたしました。同社から、自治体、民間企業の枠を超えた取り組みで新しい地方創生のモデル、江差モデルを作りましょうという提案のもと、今年度は健康づくりとICT人づくり事業として、スマホ教室等を実施してございます。

令和3年度、将来を見据えて、スマホの使用法を楽しみながら学ぶ、そういう機会を作っていきたいというふうに考えてございます。住民自身が、生活に活用できるよう、スマホ教室の充実を図って参ります。

続いて、予算書をご覧いただきたいと思っております。48ページをご覧下さい。我が課では、3つの予算科目で事務に当たっております。48ページ、文書広報費でございます。本年度925万6千円の予算額で、比較で129万7千円の増、この増は、先程申し上げました、概ねLINEのアカウント使用料という事でご理解いただきたいと思っております。

次に、52ページをお開き下さい。企画費です。2億1,062万円となっております。対前年度で、2,367万8千円の増です。主な増の要因としまして、旧江光ビル跡地、1,117万7千円、開陽丸青少年センター補助、劣化状況の500万、ふるさと応援寄付金積立で999万3千円となっております。

続きまして62ページ、統計調査費です。下段の方でございます、5番、統計調査費、本年度80万7千円、前年度に対比して434万9千円の減になってございます。こちらにつきましては、今年度、昨年10月ですか、国勢調査ございました。そのために当初で組んでおりました予算額が概ね、493万円でした。その減が主な理由となります。

以上、大変簡単ですけれども、当課所管の予算説明を終わらせていただきます。

(議長)

はい。説明が終わりましたので、一括質疑を許します。

質疑希望、ありませんか。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

1点だけ。1点に絞ってお聞きします。企画費という事になるのでしょうか。関連になります。

洋上風車について、お聞きしたいと思います。予算的にどこに、人件費等に入るのでしょうか。今月号の町広報に、4ページにわたってかなり詳しく、詳しくと言いますか、この間の経過、今、全国的にもどういう位置付けなのかという事、わかりやすく紹介されていたなと思います。

それで、これを基にお聞きします。まず、私の質問の質疑のスタンスなんですが、時間がないという事です。それで、この町広報の2ページ目にも、既に先行しているところのスケジュールが書いてあります。私も、だいたい、こういう感じに長短、出てきたとしても、こんなもんだらうなというふうに、私も感じておりますが、今の北海道、この檜山の状況、考えた場合に、最短で、物事は最短で考えないと慌ててしまう。最短で考えます。最短で考えたら、今年の夏にももしかしたら有望な区域として、この檜山沖どうなるか。乙部の関係ありますのでね、どうなるか。松前との関係でどうなるかというのがありますが、いずれにしても、有望な区域として、公表されるかも知れない。そうすると早ければ、早ければ半年で促進区域に指定という事も在り得るかも知れない。最短ですよ。

それで、この町広報に何度も書いてありますが、町の方針、決めると、町の方針を決める。という事なんですが、あんまりお遅くなったら遅いんですよ。促進区域が指定されてしまったら、もうアウトですね。ですから町の方針、マルかバツかサンカクか。いずれにしても、時間がないんです。

それで、ここに町の方針を決める際に4つの視点という事を、町民の皆さんにわかりやすく書いております。この4つの視点で、町は判断すると。マルかバツかサンカクか、わかりませんが。

そこで、この4つの視点に関してお聞きします。

この4つの視点を私なりに少しまとめました。

まず、1つ目の住民が安心して暮らせる事をまずしっかり考えようという事と、動植物を初めとした、自然への影響、これ3番目に、4つのうちの3番目にあるんですが、私、この1と3をひとくくりにお聞きしますけれども、住民が安心、電磁波だとか電波だとか、そういう音の問題だとか、動植物、海の関係ですね。これはどう考え

ても専門的な機関というか、関係者、学者というか、そこから情報収集しないともうね、検討出来ないですよ。情報収集は大事だって、町広報に書いてありますけれども、これどうするのか。しかもね、1回で終わるなんてあり得ない。継続的にこれをやらなければならない。私一般質問でこれ言いました。どう考えているのか。町広報に書いてあるけれども、これどうするのか、これが1つ。

それから2つ目。4つの判断視点の②に、漁業者を初めとした海で活動している皆さんの意向となっています。これもすごく大事ですが、先程、3で言っている、動植物、つまり海ですね、海の生態系の影響という事と、関連してくるんですが、漁業者との関係と言ったって、今一良くわからない。何かあたかも今、漁業者は推進、推進っていうふうに見える側面もある。感じれる側面もある。そういう漁業者だけの意向という事になるとね、ちょっと間違った方向に行くかも知れない。それで、漁業のことを考えた場合に、もっと突っ込んで言うと、江差の浜というか、檜山の海というか、漁業をどうするのか。これから50年100年、ずっと未来永劫続くであろう、この沖、浜の漁業をどうするかという事をね、江差町としてもね、しっかりおさえて上で、さてさて漁業の皆さんどうしましょうかと。そういう事を考えた場合に、まずは漁業振興進めましょうね、浜を守りましょうね、そういう立場が私は絶対必要だと思うんですよ。どうも、今ちょっと違うというふうに、私の考えとしては、受け止めてる面もあります。ちょっと違うんじゃないかなと。その点、江差町の考え方、この2つ目の視点という事でどう考えているのか、お聞きしたい。

最後です。4つの視点の、④、最後に、景観を損なう海上への配慮。わかりやすく言うと、どでかいタワーが建って、かもめ島から見たら大変だねと。そういう事についてどうしましょう、しっかりとした考え方という事なんですが、これはまさしく、町民と、もしくは町内のいろんな関係団体と意見を交わすという事になります。これは当然江差町としても考えていると思うんです。かもめ島から望んだら、大変に変わってしまうかもしれない風景、一大事業がおこなわれるかもしれない。そういう意味では、事業を進める上で賛成だ、反対だ、いろんな意見があると思うんですが、本当に、多角的にこの件に関して言うと検討しなければならないと思うんです。その点について、私以上、町が考えている4つの視点に関して、私なりの考え方も含めて、質問をさせていただきます。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

3つのご質問だったと思います。

まず、住民が安心して暮らせるような、環境を担保するための調査だとかをきちんとしなさいという事だと思いますけれども、私達にしてみると、江差町単独で、今、物事を考えるよりは、当然その洋上風力は檜山管内7町で、今7町、6町で、今想定

してございます。

そういう中で、協議会の中ですね、いろんな情報共有しながら、課題を1つ1つ潰していく必要があるのかなと私は思っています。これには、北海道も当然、一緒に入っていただく事になるのかなと思っています。

例えば、江差町、個別の確かに課題もございます。ただし、そうではなくて、全体に洋上風力全体の課題、例えば、先程の音ですとか、景観、この辺はしっかり、全ての町と一緒にしながら、どんな課題があるのか。住民の皆さんが、どういう心配があるのか、あるいはご意見があるのかは、4月にですね、意見交換会を開催しながら、その協議会であったり、あるいは北海道とのテーブルにもっていきたいというふうに考えてございます。

2番目にありました漁業者の関係です。浜をどうするのかという事でございますけども、風車なのか、あるいは漁業振興なのかという二者択一ではないと思います。風車が建ったから、漁業が衰退するというふうに私達は考えてございませんので、その点はお伝えしておきたいなというふうに考えてます。

以上です。

「小野寺議員」

3つ目は。

「まちづくり推進課長」

3つ目は、1つ目の中で、お話の中で、包括させていただきたいというに考えていました。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

課長。今の答弁良くわからないんですが、私前段に言ったと思うんですけども、時間がないんですよ。これね、促進区域指定に際して、江差町として、しっかり判断するという事ですよ。それとも、促進区域指定された後にも、時間かけて、じっくり、さっき言った事をやるという事なんじゃないかな。私の読み違いでしょうか。促進区域を指定される時に江差町としても意見を言える機会が設けられていますと。それに際して、江差町としても、しっかりとした意見を言っていくと。つまり、さっきの4つの観点というのは、その時にしっかりとした観点でね、述べなきゃならないでしょう、これ読めば。つまり、北海道がどうかですね、そんな事を言ってたら半

年も1年も、もっとかかるかな。だいたい、そういう土台なんて作られていないでしょう。だいたい何もやっていないでしょう。檜山管内全体だって、実質的にはやる、やろうやろうやろう、やれやれやれですよ。しっかりと客観的に問題点を、今いろんな知見、いろんな知見ありますよ。本州で数多、情報は溢れていますね。賛成反対も含めて。だからどうするんですか、万が一さっき言った、最短でそういうふうに、どんどんどんどん進んでいった場合、江差町の意見を申す機会なんて全然ないでしょう。江差の知見が全然蓄積されないでしょう、今の答弁だったら。違うんですかね。ちょっと教えて下さい。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員から洋上風力の件に関してご質問頂いております。

何款の何項の何目目の項目か、私には理解できないんですけども、こういう議論は、ぜひ一般質問でやっていただきたいなというふうに思います。

前提として、その広報にも書いておりますけども、江差町の立場は推進の立場という事を明記しております。その上で、江差町として、洋上風力を建てるに当たってどうあるべきかという事を4つの視点で検討していくというような事でございます。

当然、その中には時間的な制約というものがあるにせよ、100%誰にとってもいいもの、そんなものは、きっとこの世の中にエネルギーを作っていくためにはないんだろうなと思います。原発に対しても賛成反対があり、火力発電に対してもCO₂、温室効果ガスに負荷をかける、環境に負荷をかける発電であるという事、いろんな問題が賛成反対、いい面悪い面があって、その両面を見ながら、比較考量の中でどういう選択をしていくのかというのが、求められるのではないのかなというふうに思っています。

我々の地域にとって、100%洋上風力がいいという事でもなく、ですけども、この地域として、どうやって受け入れられるような形にもっていく、いけるのかという事を一生懸命我々も勉強しますし、住民に皆さんにも理解をしていただきながら、この地域の在り方を考えていきたいと。その1つの題材として4つの視点をお示しさせていただいております。その上で、4月もいろんな情報を踏まえながら、今持てる我々の情報を住民の皆さんにお知らせし、そして、住民の皆さんのご意見をいただきながらプロセスを踏んでいくという事ですけども、どっかの段階では、こういう形で、江差町としては洋上風力に向き合っていくというところは結論付けなければいけないというふうには思っております。

小野寺議員が、懸念されているように、時間的な制約というのは、非常にあるんだろうなと思いますけれども、しっかりですね、この問題に、町として、そして町民の皆さんとともに、向き合っていきたいなと思いますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

実は私、一般質問で準備してたんです。ところが町広報が来たのが1日、2日だったかな。もう一般質問に間に合わなかったんですよ、残念ながら。それで一般質問やめて今回これ出すようにしました。また、違った機会で行おうと思いますが。いずれにしたって刻々と時間経ちますよね。

それで、町長、課長でも町長でもいいんですが。今の話ですと、とても、この4つの視点を掘り下げて、しっかりとした判断材料にするとは到底思えない。①住民が安心して暮らせる事にこういう事書いてあります。音を始め、つまり騒音とか、超低周波も入るんでしょうかね。健康に害を与える可能性がない事が何よりも大切な判断材料ですって。これね、しっかりとした知見って良く今使いますけど、いろんな学者、いろんな機関からね、情報入手しないと、この判断なんてとてもとても簡単になんて出来ないですよ。これを時間かけてって、もし時間かけてったらさっき言ったとおり、どんどんどんどん進められますから。かなり進んでから止めようと思ったって実際止められないですよ。入り口でしっかりとした判断、それこそマルなのかバツなのかサンカクなのかというのは、この促進区域指定する段階で、ほぼ求められるんです。市町村には。なので、私はこの4つの視点はすごくいいなあと思ったんだけど、今の町長、課長の話ですと、ちょっと腰砕けになっちゃうのかなという気がしました。

最後。3問だから。それにしても、確かにこれは無いものねだりというか、町長を攻めているのではなくて、国の制度そのものが非常にね、せつついてるからこうなるので、これは国に言わなければならない事なんですけれども、そのためにも、やっぱりね、しっかりとした体制を江差町で作るべきだと思うんです。こういう4つの観点をね、可能な限り検討するんだとしたら、役場の中にそういう検討する職員もきちっと専門の職員を付けるとか、一定の検討の組織を作るとか、国の期間からいろんな情報取るとすれば、本当に時間がかかりますよ。そういう体制作りといのはどう考えているんでしょうか。私はそこがすごく大事だと思うんですがいかがですか。

(議長)

はい。町長。

「町長」

今、小野寺議員から体制についてのご質問をいただきましたけれども、我々限られた財源の中で人員配置をしております。町の予算を使って、町のまちづくりの振興、あるいはまちづくり全体について考えている中で、この洋上風力というのはまちづくり推進課が所管しているという状況にあります。先程来、腰砕けというようなお話も

ありましたけれども、我々はそんな事をまったく考えてなくて、この地域にとって、洋上風力とどうやって真剣に向き合っていくべきかという事を常に考えて職員と議論をしながら今回も広報を作り上げているという事です。そういう表現をされると、非常にこう、甚だ残念な限りなんですけれども、ぜひ国に言うべき事は国に言うていただいて、我々は町議会、我々は江差町でございますから、市町村の置かれる立場にたって、我々がどう判断すべきか、そこに立って、ぜひご議論いただきたいと思えます。その上で人員配置という事ですけども、予算がふんだんにあればいろんなところに人員を配置して、議論を進めていけるのかと思えますけれども、限られた人員の中で、できる最大限の努力をさせていただきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

(議長)

いいですか。

はい。他に、質疑希望ありませんか。

薄木議員。

「薄木議員」

尾山課長。長年にわたり山の上商店街から、何とか観光案内版を作って頂きたいという願いはしていたんですけども、実際、今の所、江差町には観光案内版はないんですよね。やはり、こういう事を江差町の観光資源から考えていっても、ちょっと江差町から、今それぞれのいろんな団体には、もう財源的には余裕がないもんだから、町で何とか看板を立ててくれないかという願いはしているんですけども、出来ない理由とか何かありましたらお願いいたします。

(議長)

はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

薄木議員から、平場でも、この件、中央商店街のポケットパークの場所に、以前看板ございまして、腐食などによりそれを撤去したというのは、去年一昨年冬だったかなと思えます。

それ以来、何度かご要望いただいて、当時、私違う担当だったんですけども、まちづくりの担当課長ともお話をしました。

その際、商工会の方ともお話をしたんですけども、観光看板という意識がなかったのかなというふうに思っています。もう一度、例えば、商盛会の皆さん、あるいは法華寺通りの皆さん、あるいは商工会含めてですね、意見交換しながら、あそこにどんな看板が、地域の皆さんが望んでいるのかという事を、確認しながら検討して参りたいと思えますので、ご理解頂きたいと思えます。

(議長)

いいですか。はい、薄木議員。

「薄木議員」

それは、年内にやるという事でいいんですか。

(議長)

はい。課長。

「まちづくり推進課長」

まずは、しっかり地域の要望を確認させていただきたいと、そこで、ご理解いただきたいと思います。

(議長)

はい。いいですね。

はい、他に、質疑希望ありませんか。

(議長)

はい。薄木議員。

「薄木議員」

今の、課長の答弁で、解釈をして構いませんか。

やるという事の確認ですよ。いいんですか。あれで。

(議長)

まちづくり課長答えるのかい。

「薄木議員」

話し合いをするという事なんだべ。

(議長)

はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

議員、大変、申し訳ございませんが、やるというような答弁にはなかなかならない。しっかり、まず確認しながら、財政当局などもしっかり議論していきたいというふうに考えていますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

(議長)

はい。質疑希望、他に、質疑規模ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい、室井議員。

「室井議員」

簡潔にいきますよ。2月19日の全員協議会ですね。それもありますども、まず先に中心市街地ですね、江光ビル後の。これは全員協議会で私ちょっと老婆心ながら、アドバイスしますという事で申し上げたんですが、ボーリング調査やるんでしょう。地盤調査。だからこれ、建物がね、ある程度、相対建物重量決まらないと、ボーリング調査の支持層まで、あれだよ、何メートル掘ったらいいのか。これプロに聞いたらわかるんだよ。どのぐらいの建物建てたいんだと言うと、支持層をどこに求めるか。杭のね、そういうのをちゃんと想定してやらないと、ボーリング調査費がばりかかるよ、お金。無駄なお金が。100メートルの支持層打つのか。20メートルぐらいで止めるのか。10メートルぐらいに止めるのか。建物の内容によって変わるんだよ。だからこれはね、ちゃんと検討しないと、財政課長いいですか。ね、さあ、何でもいから、硬い所まで掘って下さいと言わないように、ちゃんと対応してもらいたい。いいですか。余計なお金掛けたくないと思いで俺言ってるんだよ、今。

それともう1点。あと、内容はね、どういうものやるか、町長も答弁したとおり、これからいろいろと検討してくると思うけども、これやっぱりね、300何十坪かい、あそこ、土地。あそこだけね、考えないでさあ、いずれだよ、あの中で何やるにしても、車を入れたら基本的にはまずい、いろんな施設。何か、その瞬間的にイベントやる時だけ入れてもいいよ、応急的に。状態化する駐車場はあそこに作るべきではないと私思います。それで提案なんです。長年懸案になっているですね、向かいの老朽施設ありますね。私所有者も知ってます。それと建物の権利者も知っています。でも、これも多少困難があるけど、頑張ればね、いい方向にくると思いますよ。そりゃ、町がね、ある程度の財政支出は考えないとならないけど、長期的にそういう事も含めていかないと、中心市街地の商店街のど真ん中に、まずい。なぜかと言うと、私も今努力しているんだよ。長年の課題。私個人で今努力しています。何とかね、そういう老朽施設を何とか処分したいと。処理してね、やっぱり、いい町、きれいな町にしたいな、美しいとまで言わなくても、そういう町、努力しています。挑戦しています。だからそういう物も含めてですね、副町長、何もね、今すぐ今年やれとか、直ぐやって欲しいとでないんだよ。そういう事も頭に入れて、入れてですよ。入れて、あの施設の中には極めて、駐車場、パーキングを設けるといような事を止めた方がいい。危

ない。何に利用するにも。乗り入れは別だよ。出し入れは。と私は考えます。そのために、代替えのね、そういう駐車場、利用する場所も一緒に課題として検討してもらいたいという事ですがどうですか。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

まず1点目。おっしゃるとおりです。私も同じ考えです。いわば、基礎がどのように埋められたかということ、私も当時わかってございますんで、建物の大きさだけでなく、先程言った重量、そういった事も含めて、決まってからボーリングという話ではないので、そこは慎重に、ちゃんと対応させていただきたい。そのつもりだと思います。そういうふうにしないと、ちょっとまずい事になってしまう。

それから、2つ目の点については、室井議員、申し訳ございません。場所は、道路を挟んで向かい側の場所ですよね。ホテルニューエさしさんの駐車場のところを指してますか。この場での答弁については、一応ご提言というか、ご意見として頂戴させていただきます。駐車場の事の心配をしているという事なので、私もこれ以上、今踏み込んで、その辺はご意見として賜ります。

(議長)

はい。いいですね。

はい。他に質疑希望ありませんので、まちづくり推進課所管予算並びに関連議案についての質疑を終了いたします。

説明員入れ替えのため、暫時休憩、いたします。

休憩 16 : 28

再開 16 : 29

(議長)

はい、いいですか。会議を再開いたします。

次に、財政課、税務課所管予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

財政課長。

「財政課長」 (補足説明)

まず先にですね、予算の前に、議案第16号の方をご説明申し上げたいと思います。

議案第16号につきましては、議案書の57ページとなります。内容といたしましては、江差町財政調整基金の処分についてでございます。一般会計の予算編成におきまして生じた財源不足に対しまして、財政調整基金を取り崩して繰入れするために、財政調整基金の設置、管理、処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いす

るものでございます。取り崩す額は3億8千万円、時期は令和3年度中となりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、予算財政課所管の予算の説明となります。予算資料の方で、大きく増減した部分、新規事業について絞り込んで説明させていただきたいと思っております。

まず予算資料8ページでは、15番、16番、それから20番から33番、35番、36番が所管事業となります。その中で、21番、公共施設等長寿命化計画策定でございますが、新規事業でございます。現時点で、個別計画を策定していない公共施設、これは役場庁舎や地域会館、職員住宅等々の個別計画策定の経費でございます。

30番、江差高校下バス待合所（海側）改修、こちらも新規事業でございます。屋根、外壁、相当傷んできている事や、戸も歪んできて、上手く開け閉めできない、そういう状況でございますので、屋根、外壁の張替えや建具の取り換えをするものでございます。

続きまして、31番、土地開発公社対策でございますが、令和2年度で、全ての借り入れの返済が終わりました。令和3年度中に公社を解散する事としてございますが、解散の諸手続き、具体的には官報登載や登記などの費用、こちらの費用を補助する部分を計上してございます。

次に、32番、ドローン活用推進でございますが、例年4人ほど職員、操作の講習をしてきましたが、令和2年度までで15人程度となった事もあり、3年度は講習をしない事としてございます。

次に、33番でございます。備品管理台帳整備でございますが、新規事業でございます。備品管理のための備品に張るラベルシールの購入でございます。

次に、35番でございます。旧JR江差駅資料展示室整備でございます。これに関しましては、平成30年3月26日にオープンして、おおよそ3年が経ったところでございます。3年が経ったところでございますが、旧檜山爾志郡役所にも、まだ、JRさんの方から譲り受けた資料や展示品があるという事でございますし、郡役所の方に統合して展示する事といたしまして、現在の資料館は、7月頃を目途に閉鎖する事としております事から、令和3年度につきましては、閉鎖までの経費を計上しているものでございます。

次に9ページでございます。93番、例年通りの内容となっております。

次に10ページでございますが、94番、緑が丘福祉の家公共下水道接続でございますが、新規事業でございます。下水道接続の工事請負費と受益者負担金を計上してございます。

同じく10ページ、133番でございますが、例年どおりの内容でございます。

次に13ページでございます。256番から、258番でございます。内容的には、例年どおりの内容でございますが、257番の海水浴場運営の部分でございますけれども、長年、監視員といたしまして、高校生のアルバイトをお願いしてございました。昨年度は、新型コロナウイルスの関係も、影響もあり、業者に委託したところでございますが、令和3年度においても、高校生ではなくて、業者に委託する事として、予

算計上してございます。

次に、14ページでございます。281番、港湾整備事業特別会計繰出でございますが、港湾センター及び倉庫の老朽化で、修繕する事が多くなってきた事から、特別会計の方で修繕費を増額いたしました。それに伴い一般会計からの繰出が生じたものでございます。

次に287番は例年どおりでございます。

それから、289番から294番までとなりますが、289番公営住宅維持管理でございます。この中に陣屋団地防火設備改修工事を計上してございまして、資料は19ページとなります。陣屋団地の防火扉2組の交換調整をするものです。

次に291番、南が丘第4団地長寿命化でございます。資料は20ページでございます。2棟10戸の屋根外壁の改修工事で、これで南が丘第1団地から進めておりました、長寿命化工事の全てが完了いたします。

次に293番、南が丘第2団地シロアリ駆除対策で新規事業でございます。資料は21ページとなります。南が丘第2、第4団地でシロアリが確認されている事から駆除するもので、金額が多額になる事から、3区画に分けて、5か年で実施する事としており、令和3年度はA区画の駆除に着手するものでございます。方法につきましては独餌設置方式で、1年目が独餌設置、2年3年はモニタリングとなります。

次に294番、町営住宅浴槽等設置で新規事業でございます。入居率、補修率の低さの要因として、浴槽がついていない事がその要因の1つと考えられる事から、試行的に募集の際に浴槽と三か所給湯設備などを整備するものでございます。予算としては3箇所分を計上してございます。

次に16ページ、377番から382番、交際費から予備費まででございますが、内容といたしましては例年通りの内容でございます。

それで歳入についてですが、一般会計歳入についてですが、財政の方としては、地方交付税、基金繰入金、町債など金額の大きいもの、そういったものを所管してございますけれども、内容といたしましては、予算資料2ページ、こちらの方をご覧いただくという事で、詳細な説明は割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、特別会計の方でございます。港湾整備事業特別会計も所管してございます。予算資料の34ページ、港湾特別会計の構成表で説明いたします。内容といたしましては、港湾センターの維持管理にかかる予算でございまして、内容としては例年と同様でございますけれども、修繕料が直す箇所がちょっと多くなってきているという部分もありまして、80万円ほど前年度より増額となっております。

簡単でございますが財政所管の部分の説明は以上でございます。

(議長)

はい、次、税務課長。

「税務課長」(補足説明)

それでは、私より税務課が所管しております、一般会計と国民健康保険費特別会計の予算につきまして、ご説明させていただきます。

まず始めに、一般会計の歳入になります。予算書の22ページから23ページの1款町税でございます。予算資料につきましては3ページになります。

町税の総額につきましては、7億6,424万8千円を計上し、前年対比で2,661万円の減となったところでございます。大幅な減少となっておりますものにつきまして若干ご説明させていただきますが、まず法人町民税、こちらにつきましては、約1千万近くの減となっておりますが、法人税割、法人町民税には均等割と法人税割というものがございまして、法人税割の税率が12.1%から8.4%に減額改定されたものでございます。

それと新型コロナウイルスの影響によりまして、各法人さんの収入減が大きな要因となっているものでございます。また、大きく減少しております固定資産税、こちらにつきましては、令和3年度が評価替えの時期でございます。それに伴いまして、今の現状で言いますと、町内の全体の評価というのは、前回よりも全体的に下回ってございます。これは、毎年そうなんですけれども、だんだんだんだん下がってきている状況にございまして、それらの部分が影響している事、また、新型コロナの経済対策という事で、令和3年度で、固定資産の償却資産に対します中小企業事業者への減免が、ついこの間、締切をしたんですけれども、まだ、遅れても出して構わないんですが、中小事業者対象に減免の取り進めを今しているところでございます。それに係る減額という事、それと、元山地区にございまして風力発電ですけれども、更新時期を迎えておりまして、その分の償却資産の収入が、まるで今のところ、R3年度はないという状況になってございます。これらが主な減額の要因となっているものでございます。

次に歳出になります。予算書の58ページから61ページの町税費でございます。予算資料は9ページの事業番号、60番及び62番から69番になります。

この中で66番にございます、固定資産税の家屋評価システム導入が新規事業となっております。家屋の評価につきましては、これまで、表計算ソフトの方を利用して、評価額の計算を行い、現在、当課にございます、税システムの方に入力するという作業をしておりましたが、本システム、今回の家屋評価システムを導入する事により、現在の税システムと連動する事が可能となりまして、正確かつ効率的に管理を行う事が可能となるものでございます。初期費用及び運用費用という事で96万8千円を計上してございます。

また、1目の税務総務費におきまして、約230万円の減額となっておりますが、これは、令和元年度と2年度におきまして、固定資産の、先程も申し上げました、評価替えの委託費用を実は組んでおりました。その評価替えが完了しましたので、令和3年度は、その分が減額となっているものでございます。

以上、それ以外の事業につきましては、事務的経費でございまして、例年と大きく変わってございません。

次に、国民健康保険特別会計の当課所管分となります。

まず、歳入でございますが、予算書の148ページから149ページの1款、国民健康保険税でございます。

総額1億2,306万8千円を計上し、前年対比で306万6千円の減となったところでございます。これにつきましては、北海道に納付する国保事業の納付金額の提示金額が減少という事になったものでございます。

次に、歳出でございますが、予算書の152ページから155ページの賦課徴収費と、収納率向上対策事業費となりますが、こちらも事務的経費でございますので、例年と変わってございません。

以上、簡単ではございますが税務課所管の予算説明を終わります。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。説明が終わりましたので、一括質疑を許します。

質疑希望、ありませんか。

はい。飯田議員。

「飯田議員」

旧JR江差線資料室展示整備でございます。

先程、課長もやり取りしましたけれども、これにつきましてはですね、旧江差線が廃止された時には、時の流れとは言えどもやっぱり、断腸の思いで江差町もそれに同意したという経過の中で、あそこには何らかの施設を残そうという事で展示室、メモリアル施設も線路を含めて作りました。後程、やっぱり、そこには跡地を活用して、町営住宅が整備されました。

これは、あそこにあった展示場を閉鎖をして、郡役所の方に展示をするという内容の予算ですよ。これの契約期間は1年、契約更新時期というのは3月いっぱい、3月いっぱい切れるという内容ですか。それが7月まで伸ばすという理由は何なのか。

それと、この契約内容はですね、展示場の当然、場所代と相手方に払う、何かそういう、あるんでしょう、案内とかそういうするね。その契約2本になっているのか、1本になっているのか。

契約を解除する場合、何か月前に相手方に通告するのか。必ず契約書には載っているはずですから。

まず、それをお聞かせ下さい。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

現在、旧駅前、ロータリーの所で開館しております、資料展示館についてのご質問

でございますけれども、まず、契約内容は毎年毎年、4月1日から3月31日までという事で、建物の賃貸、それから、あそこの開け閉めだったり、いろいろ掃除していただいたり、片付けをしていただいたりというそういう管理委託、その2本で、それぞれ月5万円ずつお支払いしている。そういうような契約内容と、まずはなっております。

それで、7月までの理由なんですけれども、郡役所の方に移す際に郡役所の方でも、それに向けての、少し工事というところまでいかないんですが、いろいろ手を掛けたいと。そういった部分もございましたので、7月ぐらい、7月8月ぐらいまでかかるという事ですから、そこまで、現在の場所で営業してから、郡役所の方が整いしだい移転したいと。7月までの理由というのは、こういう理由でございます。

それから、契約解除でございますが、契約を解除する訳ではなくて、新たに次の契約を結ぶ際に、1年でなくて4か月だったり5か月だったり、そういうような契約をするという事ですから、決して解除という形ではないのかなと思っておりますので、これが、例えば何かの条項に触れるというような事でないと考えてございます。

以上でございます。

(議長)

いいですか。はい。飯田議員。

「飯田議員」

今、その、契約内容を伺いましたけれども、当時は、あそこを設置する時にはですね、少なくとも、町と委託の方の契約だけでなく、やっぱり、あそこ一体をメモリアル施設で残すという事で、町内会にも相談しながら設置をした、メモリアル施設を置いたという経過がある訳です。当然、もちろん、契約、新しく結ばないという段階では、町内会と一定程度の事前の話し合いをしたと思いますけれども、その辺の確認を1点させて下さい。

あと、あれを閉鎖して郡役所にもっていく理由というのは、要するに郡役所にも多少のそういうやっぱり、江差旧JR江差駅の展示物があるから、それを一括して郡役所に置くという、ただそれだけの理由なんですかね。

これ2点。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」

まず1点目の、町内会にとの協議だったり、説明だったりという点でございますが、それはやっていないというのが事実でございます。あそこは、整備する際にいろいろな方面からご意見いただいた中で、やはり駅跡地という事で実際に使っていたレール

を使いながら、モニュメントを整備して来たと、そういう思いを受け止めながら、町もあそこを整備してきたというところをご理解いただきたいというのが1点と。

2点目は、飾られない物も、飾られていないという、廃線廃駅になった際に、JR北海道さんから、いろいろいただいたと。まだまだあるという事は、学芸員の方から伺っています。それがあから単に集約するという訳ではなくて、郡役所に展示すると、例えば今までモニュメントだったり、駅の資料だけ見て帰っていた方が、例えば、資料館も見ていただく。併せて、例えば、江差の歴史だったり文化だったりに触れる機会が出てくる。そういう相乗効果というものを、私は期待できるのではないのかなと思います。

今、インターネットの時代でいろいろ見れます。そういうマニアの方のブログとかって結構直ぐすぐ見つかると思うんですが、例えば、駅に例えば何もなかったり、碑しかなかったりしても、訪れたりしている訳でございます。それから考えれば、うちはああいうふうな駅跡地、モニュメントも作っている。それから、郷土資料館に資料も展示しているという事であれば、遠路を厭わず来る方々ですから、両方見ていただいて、滞在時間も長くなったりするような機会を、経済効果まではいかないでしょうけれども、そういった事をいろいろ期待できるんでないのかなと、そういう事も含めて、あそこに統合するという事でございますので、ご理解いただきたいと思います。

(議長)

はい。飯田議員。

「飯田議員」

はい。課長。私それでは理解出来ないは。やっぱりですね、ある意味でですね、そういう観光施設ですよ。郡役所もね。ある程度、あっちの駅前陣屋町方面にもお客さんが、観光客を含めて、確かに鉄道マニアなんだと思いますけども。やっぱり町を周遊して歩くような施設を、モニュメントだけでじゃなくて、資料室、置いておく必要があると思うんです。そういう事によって、観光客が町の中を巡回する、経済効果も出ていく。そういうような考えは必要だと思うんですよ。ただ単に、財政的な、5万5万の今10万ですか。それを廃止するという事ではなくて、そういう年度の途中、7月ですか、8月ですか、それを廃止するのではなくて、相手方と話し合いて、財政的な問題あるんだったら、委託料、家賃を少し下げてもらって、1年間やってもらって、新年度からやるという方法もあるんじゃないんですかね。その辺のどこ、きちんと相手方と了解の元で更新はしないという事なんですか。2点。

(議長)

財政課長。

これで、3回目の答弁だから、これで終わりだよ。

「飯田議員」

議事進行もあるんだよ。

「財政課長」

はい。財政的な視点は、これはまったくなかった訳ではないです。先程も説明しましたが、月々それぞれで10万円支払っておりますから。そういった中で、例えば郡役所に統合しながら、今までよりも充実した展示が望めるという事で、なおかつコストダウンが図れるのであれば、やはりそちらの方の、財政担当でもありますし、財政的、全体的な財政状況を考えれば、やはりそういった部分を進めていかなければならないのかなど、そういう思いも持って統廃合、やっぱり公共施設だったり事業だったり、そういった視点で見えていかなければならないですから、そういった形で、コストダウンを図られるのであれば、やはり、そういう統廃合というか、郡役所に引っ越した形でやっていくというのは、私としては考えざるを得ないというか、考えていきたいという事でございます。

それから、相手方の了解といいますか、説明はですね、先般、先月、2月19日に全員協議会の中で、予算の内容を説明した後に、相手方の方にお伺いして説明をしたところでございます。

ただ、毎年毎年契約を更新する際には、先程も言いましたが1年更新でございまして、予算の事ですから、来年どうなるかわからないとかという事で、1年ずつそういう形で契約してございましたので、それが7月までなのかどうかは別としても、更新がされないというのは、十分相手の方も、いずれそういう事がくるのではないのかなというのは承知してたかと思っておりますので、その十分協議したのかと言われれば、協議して決めてしまった訳でない、やはり、担当課として決めた形を伝えたという形ではありますけれども、そういった形でご了承いただいていると、私は思っております。

(議長)

はい。飯田さんの質問。

次に、小野寺さん、ボタン押してるんだね。

はい。わかりました。

小野寺さん、ちょっとお待ちください。

(議長)

定刻の時間が迫っておりますが、財政課、税務課所管予算並ぶに関連議案の質疑が終了するまで、会議時間を延長したいと思います。ご異議ありませんか、

(「異議なし」の声)

(議長)

はい。異議なしと認め、財政課、税務課所管予算並びに関連議案の質疑を終了するまで、会議は時間延長をする事に決定いたしました。

それでは、小野寺議員。

「小野寺議員」

財政課、町営住宅に関して絞って何点か。それから税務課、短いと思いますが1点。大きく2つです。それから時間がないかなと思うので少し早口になります。

町営住宅、1つは資料、資料というのは定例会資料ですね、定例会資料の資料15、ページ15です。下水道管が円山の町営住宅第2団地の方に向かって、道職員住宅の方まで引かれます。町営住宅の長寿命化計画案には、円山の第2団地は、案ですけれども、10年の計画期間、後ろの方ですけれどもね、廃止です。用途廃止になります。

その上でお聞きしますが、この町営住宅には、下水道法によりますと、供用開始になれば、大家さんはすぐ速やかに、と言っても、何年間でしたか、接続しなければなりません。法律上義務です。接続するのかどうか、これがまず1点です。

それから2つ目。今回の予算を見て改めて思ったんですが、町営住宅の管理人という位置付けで、2つの団地が円山と南が丘にたくさんある町営住宅の中に、2つだけの団地に住宅管理人というのが委嘱されて、お金が払われております。その2つだけですけれども、まず、その、主な任務何なのか。簡単でよろしいです。2つ以外の団地は、じゃその仕事はどっかが担っているのという事で、素朴な質問です。

3つ目。資料の21、説明ありましたが、シロアリ。これは、そもそも多分私の一般質問で、町営住宅の第1団地、町職員住宅も含めて、シロアリ出ているという事から出たかなと思うんですが、結果的には、かなり広大な所に今、シロアリ対策を取らなければならなくなっておりますが、財政課でわかる範囲でいいんですけれども、そもそも、南が丘に相当シロアリが出ているのかと。これ、課が違って来るかも知れませんが、もっと言うと、江差町内で、このシロアリってどうなっているのという事も含めて、わかる範囲で、もしくは町の管理している建物でもシロアリ被害があるのかな、というのも思いましたので、お聞きします。

町営住宅に関して、最後。同じ、このシロアリ対策をやる、第3団地、第4団地に関わってくる問題なんです、ごみ問題です。この間、何人かからちょっと相談を受けているんですが、江差町内、比較的新しい町営住宅、陣屋団地だとかでは、ごみのステーションがあります。集合ですから、ステーションを作って、そこに燃えるごみ、燃えないごみを出します。ただ、古い所はごみステーションがありません。特に問題なのは、長屋になって収集車はその長屋の道路沿いの所にだけ来るから、奥まっている所は、そこまで持っていかなければならない。だけれども、そこは人のうちの前ですから、ごみの箱とかを置けない訳ですね。そうすると、そのまま出していく。いろんな困難を抱えております。その事について、ぜひ、そういう団地、困難を抱えている団地には、ごみステーション、今比較的新しい所はごみステーション作っておりますし、当然かと思うんですけれども、それをぜひ検討して欲しいという事であります。

税務課、1点だけです。先程、固定資産税の話出ましたが、ちょうど3年が評価替えだという事を説明受けたんですけれども、1点お聞きしたいと思うんですが、総務課でも、土砂災害等の危険、いろんな災害危険区域が、江差町内で、既に指定される、これからも指定されると言うのがあります。何人かから、これも相談受けたんですが、自分のうちが直接、今、土砂災害の所でなくても、背景が土砂災害区域でレッドゾーンになったり、イエローゾーンになったりすると、当然評価が下がると。評価が、下がると、もしかしたら売れたかも知れない家も売れなくなっちゃうという意味では、せめて固定資産税を軽減するという事がないのかという事もちょっと聞かれました。今回のすぐ間に合うかどうかは別として、固定資産税の面で、そういういろんな、国、道の関係で、指定される、危険区域等々が、された場合に、固定資産税としては、軽減策があるのか。もし、あったとしたら、今までどういう状況になっているのか。ちょっと教えて頂きたいなと思います。

以上です。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

4点、あったかと思います。

まず、円山第2団地の下水道接続の件でございますけれども、長寿命化計画、次期の長寿命化計画の中で、全て用途廃止、解体する予定となっておりますので、解体する予定のところでございますから、接続の管区をとおったとしても、接続するという事では考えてございません。

それから、2点目の管理人でございます。現在、議員ご指摘のとおり、円山第4団地と南が丘第4団地の2か所だけ管理人という形でいらっしゃるわけなんですけど、その背景というのが、円山第4団地にシルバーハウジングがございまして、そういう身体機能が低下している方などが、入居しているという部分もあって、置いたという事でございます。それから、第4団地につきましては、これは元々道営住宅でございまして、道から移譲を受けた時に、そのまま管理人を置いているという形になっているものでございます。主な職務でございますが、基本的に現在は、町からの連絡周知、それから、団地で何かあった場合の連絡報告、ほとんどこちらがメインでありまして、ほぼこれだけの業務になってございます。それ以外の団地については、町が連絡周知等々でございますので、個別に入居者にご案内したり、今、そういうふうに個別に対応しているという状況でございます。

南が丘第3団地、第4団地のシロアリでございます。29、30、31年度で、南が丘第1団地のところ、同じ方式でシロアリの駆除をしたところでございます。その際に、確か議会で同じような質問ございまして、関係団体に聞いた方がいいんじゃないかという事で、私の方でも、その江差建設協会さんの方をお願いして、会員の業者

さんの方で、そういった情報があったらという事で、出していただいたものがあります、それで、2年前か3年前か古い情報にはなるんですが、数としては多くないんですが、新栄だったり、茂尻だったり、上野だったり、本町だったり、陣屋町という事でのシロアリが確認されたという、そういう情報はいただいております。

それから、ごみステーションですね。ごみステーション、新しい所、陣屋団地、新豊川、そういった団地については、町の方でごみステーションを設置しているところまでございまして、それ以外は、個人の方で設置していただいているところなんですが、小野寺議員、おっしゃるような感じで、苦勞されているというのは、私の方でも承知していなかった部分もありまして、それは、その各団地の住棟の配置の関係、例えば、南が丘であれば横にずっと伸びているような形で配置されているという部分も関係あるのかなと思ってございます。それで、どう考えていくかという事なんでございまして、他の団地の状況を把握しながら、改めて対処方法を考えていきたく。これは、すでに、個人で設置されている方もいますので、そういった方の整合性も考えながら、どういう方法をとれるのかなというのを検討していきたくなと思ってございまして、ご理解いただきたいと思っております。

(議長)

はい。税務課長。

「財政課長」

土砂災害特別警戒区域等の指定を受けている土地の固定資産税についてでございますけども、今の現状で申し上げますと、当町には、減額等々の制度は有しておりません。実は、我々も、これにつきましては、昨年9月頃より検討させていただいているところまでございまして、評価替えの時に委託をさせていただきました不動産鑑定士さんとの協議も、実は始めているところでございます。ただ、残念ながら、令和3年度の評価替えには間に合う状況ではないという事で、我々といたしましては、次の令和6年度の評価外を目途に、これらの地域指定を受けました土地で、土地の利用制限等々が掛かるものについては、それは評価の見直し、下方修正等々を検討していきたくと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

町営住宅、下水道の関係だけに絞りますけれども、長寿命化計画との関係の説明はわかります。じゃ、下水道法からの観点も、今日、建設課と別ですけれどもね、町営住宅の方にお聞きしますけれども、下水道法は、さっき言いましたけれども、土地の所有者は接続供用開始になったら接続しなければならない義務があるんですよ。江差町は義務があるんです。そうすると、法律には、その他事情がある場合は接続しなくていいとあるんです。あるんですよ、ご存じかと思うんですが。だから、そこはしっかりとそういう組み立て考えてそういう事をやろうとしているのか。要は、下水道事業と町営住宅の長寿命化計画とどうなっているのという、質問なんです。きちっと整合性をとってやっているんでしょうね、という質問。わかりますよね、課長。

それから、税務課長。評価替えの時だけしか、そういうタイミングとして、減額等々の方法論がないのか、評価替えは評価替えとして、仮に町独自で条例等があった場合は、そういう方法論も、もちろんそれは政策論ですけれどもあり得るという事なのか。その点について、確認したいと思います。

以上です。

(議長)

はい。税務課長。

「税務課長」

実は、今回の区域指定に係る減額の手法といたしましては、2通りのパターンが考えられております。まず1つが、評価替えに活用します、路線価自体を減額するという方法。それと地域指定されました土地自体の評価を落とすという方法、その2つのパターンが実は提示されております。それらについては、どちらの方を利用しましても、我々としましては、少し時間がかかるものであるという事がありまして、どちらの方式を選択するかは、まだ決めてはいないんですが、例規の整備等もしていかなければなりませんし、土地の方を減額するという形になれば、多分、相当数の筆になると思いますので、作業的にも時間が掛かるという事から、どちらを踏まえても、目安となる令和6年度を目途にという形で、ご答弁させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。財政課長。

「税務課長」

それで、長寿命化計画の整合性という事での、ご質問だったかと思うんですが、町営住宅の団地の方針は、それぞれ、例えば老朽度合いであったり、設備の状況等々、全

体の状況、町営住宅の適正管理戸数、そういった部分からの視点で、廃止と。そういった方針を定めたものでございまして、今、下水道の部分を考えながら、そういった、廃止や解体という部分を考えているものではない。ですから、結果的に、整合性が取れているのかと言われたら、整合性が取れていない、整合性がというよりも、こういう事ではなくて、別な視点で長寿命化計画の各団地の方針を立てているという事を、ご理解いただきたいと思います。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

宿題というか、建設課の方にでも回しておいてもらいたいんですが、要はしっかりしないと駄目ですよ。長寿命化計画はわかりますよ。でも、これは建設課の問題ですけども、下水道法では、土地の所有者は、そこが供用開始しになれば、下水道に繋げなければならない義務があるんです。ただし、ただしというのがありますからね、そこをしっかりと踏むという、後で、答弁いりませんから、建設課の方でもそこで聞きますから、ぜひお願いします。以上です。

(議長)

はい。いいですね。

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日は、たいへんご苦労さんです。

協力ありがとうございました。

延会 17:08